

鹿嶋市地域防災計画
地震災害対策計画編

令和3年1月

鹿嶋市防災会議

鹿嶋市地域防災計画 地震災害対策計画編 目次

第1章 総則

第1節 地域防災計画の目的及び構成	地震災害	1-1-1-
1. 計画の目的	地震災害	1-1-1-
2. 計画の構成	地震災害	1-1-1-
3. 基本方針	地震災害	1-1-1-
4. 修正	地震災害	1-1-2-
第2節 鹿嶋市の概況	地震災害	1-2-3-
1. 自然条件	地震災害	1-2-3-
2. 社会条件	地震災害	1-2-5-
3. 災害履歴	地震災害	1-2-9-
第3節 地震被害の想定	地震災害	1-3-16-
1. 被害想定実施の意義	地震災害	1-3-16-
2. 想定地震	地震災害	1-3-16-
3. 被害想定的前提条件	地震災害	1-3-19-
4. 地震動等の予測	地震災害	1-3-21-
5. 被害想定結果	地震災害	1-3-22-
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	地震災害	1-4-27-
1. 鹿嶋市	地震災害	1-4-27-
2. 茨城県	地震災害	1-4-27-
3. 指定地方行政機関	地震災害	1-4-28-
4. 自衛隊	地震災害	1-4-30-
5. 指定公共機関	地震災害	1-4-30-
6. 指定地方公共機関	地震災害	1-4-31-
7. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	地震災害	1-4-32-

第2章 地震災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織の整備	地震災害	2-1-33-
1. 対策に携わる組織の整備	地震災害	2-1-33-
2. 相互応援体制の整備	地震災害	2-1-35-
3. 防災組織等の活動体制の整備	地震災害	2-1-37-
4. 情報通信ネットワークの整備	地震災害	2-1-42-
第2節 災害に強い地域づくりの推進	地震災害	2-2-46-
1. 防災まちづくりの推進	地震災害	2-2-46-
2. 建築物の不燃化・耐震化等の推進	地震災害	2-2-50-

3. 土木施設の耐震化等の推進	地震災害	2-2	-55-
4. ライフライン施設の耐震化の推進	地震災害	2-2	-57-
5. 地盤災害防止対策の推進	地震災害	2-2	-61-
第3節 被害軽減への備え	地震災害	2-3	-64-
1. 緊急輸送への備え	地震災害	2-3	-64-
2. 消火活動, 救助・救急活動への備え	地震災害	2-3	-67-
3. 医療救護活動への備え	地震災害	2-3	-71-
4. 被災者支援のための備え	地震災害	2-3	-73-
5. 要配慮者の安全確保のための備え	地震災害	2-3	-79-
6. 燃料不足への備え	地震災害	2-3	-84-
第4節 防災教育・訓練	地震災害	2-4	-86-
1. 防災教育の実施	地震災害	2-4	-86-
2. 防災訓練の実施	地震災害	2-4	-90-
3. 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	地震災害	2-4	-94-

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応	地震災害	3-1	-96-
1. 職員動員・参集	地震災害	3-1	-96-
2. 災害対策本部	地震災害	3-1	-102-
3. 指定行政機関及び公共機関の活動体制	地震災害	3-1	-120-
第2節 災害情報の収集・伝達	地震災害	3-2	-121-
1. 通信手段の確保	地震災害	3-2	-121-
2. 災害情報の収集・伝達・報告	地震災害	3-2	-125-
3. 災害情報の広報	地震災害	3-2	-135-
第3節 応援・受援	地震災害	3-3	-140-
1. 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保	地震災害	3-3	-140-
2. 応援要請・受入体制の確保	地震災害	3-3	-148-
3. 応援・受援	地震災害	3-3	-149-
第4節 被害軽減対策	地震災害	3-4	-151-
1. 避難勧告・避難指示(緊急)・避難誘導	地震災害	3-4	-151-
2. 緊急輸送	地震災害	3-4	-155-
3. 消防活動, 救助・救急活動及び水防活動	地震災害	3-4	-163-
4. 応急医療	地震災害	3-4	-172-
5. 燃料対策	地震災害	3-4	-178-
6. 社会秩序の維持	地震災害	3-4	-180-
第5節 被災者生活支援	地震災害	3-5	-182-
1. 被災者の把握等	地震災害	3-5	-182-
2. 避難生活の確保, 健康管理	地震災害	3-5	-184-
3. ボランティア活動の支援	地震災害	3-5	-191-

4. ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	地震災害	3-5	-193-
5. 生活救援物資の供給	地震災害	3-5	-196-
6. 要配慮者安全確保対策	地震災害	3-5	-201-
7. 応急教育	地震災害	3-5	-206-
8. 帰宅困難者対策	地震災害	3-5	-210-
9. 義援物資対策	地震災害	3-5	-212-
10. 愛玩動物の保護対策	地震災害	3-5	-213-
第6節 災害救助法の適用	地震災害	3-6	-214-
1. 災害救助法の適用手続き	地震災害	3-6	-214-
2. 災害救助法による救助の実施	地震災害	3-6	-218-
3. 小災害救助	地震災害	3-6	-219-
4. 罹災証明書の交付	地震災害	3-6	-220-
第7節 応急復旧	地震災害	3-7	-224-
1. 建築物の応急復旧	地震災害	3-7	-224-
2. 土木施設の応急復旧	地震災害	3-7	-228-
3. 土砂災害対策	地震災害	3-7	-231-
4. 水害対策	地震災害	3-7	-232-
5. ライフラインの応急復旧	地震災害	3-7	-234-
第8節 事後処理	地震災害	3-8	-242-
1. 応急仮設住宅	地震災害	3-8	-242-
2. 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去	地震災害	3-8	-244-
3. 行方不明者等の捜索	地震災害	3-8	-251-

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化	地震災害	4-1	-254-
1. 義援金品の募集及び配分	地震災害	4-1	-254-
2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	地震災害	4-1	-256-
3. 租税及び公共料金等の特例措置	地震災害	4-1	-264-
4. 雇用対策	地震災害	4-1	-266-
5. 住宅建設の促進	地震災害	4-1	-268-
6. 被災者生活再建支援法の適用	地震災害	4-1	-269-
7. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	地震災害	4-1	-272-
第2節 被災施設の復旧	地震災害	4-2	-274-
第3節 激甚災害の指定	地震災害	4-3	-278-
第4節 復興計画の作成	地震災害	4-4	-283-

第1章 総則

第1節 地域防災計画の目的及び構成

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「鹿嶋市地域防災計画」の「地震災害対策計画編」として、鹿嶋市防災会議が策定する計画であり、市の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、近年の大規模災害の教訓や特徴も踏まえ、鹿嶋市内で地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、必要な体制を確立するとともに、茨城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な地震防災対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を保護し、地震災害による被害を軽減して、郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

2. 計画の構成

「鹿嶋市地域防災計画」は、この「地震災害対策計画編」のほか、「津波災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」、「危険物等対策計画編」及び「資料編」を合わせた5編で構成する。

また、この計画は、鹿嶋市及び防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図るものとする。

さらに、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模地震災害に対する備えを促すものとする。

3. 基本方針

市は、防災に関し、防災関係機関を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及び推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

- (1) 災害に強いコミュニティの形成
- (2) 災害対策本部の機能の強化
- (3) 職員全体の対応能力の強化
- (4) 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

また、地震災害対策計画の基本方針は以下のとおりである。

- (1) 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓、茨城県地震被害想定を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。
- (2) 地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- (4) 市はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者の役割も明

示した計画とする。

4. 修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期するものとする。

第2節 鹿嶋市の概況

1. 自然条件

(1) 位置

鹿嶋市は、茨城県のほぼ東南端、東経 140° 39′，北緯 35° 38′ に位置している。東は鹿島灘に臨み、西は北浦を経て潮来市に、北は銚田市、南は神栖市に接している。

東西に約 7km，南北に約 17km，面積 106.02km² の南北に長い形状をしている。

(2) 地形及び表層地質

鹿嶋市の地形は、中心部や北部を占める洪積台地と、北浦及び利根川沿いと鹿島灘沿岸に広がる沖積平野に大きく分けられる。

①台地

茨城県南部の平野部の大部分を占める常総台地は、河川や湖・山地によって9つのブロックに分けられるが、鹿嶋市はそのうち最も東側の鹿島台地に位置しており、市役所を中心とした市の中心部や北部に広く分布している。鹿島台地はこれらの台地のうち最も標高が高く、標高 43m 程度の平坦地を形成している。

②低地

鹿嶋市域には、北浦及び利根川沿いに広がる低地と、鹿島灘沿岸に広がる低地が発達している。これらの低地は、「自然堤防」「後背湿地」「谷底平野」「旧河道」「湖岸低地」「砂丘」「人工地盤」の7つに細分できる。以下に、それぞれの特徴を示す。

ア 自然堤防

鹿嶋市域では常陸利根川沿いに若干見られる。河川が氾濫した際に河川に沿って、粗粒の土粒子が堆積したもので、現況河川のみならず、旧河道に沿って分布が見られる。旧河道に発達したものは、その後の洪水により削剥又は埋積されることがあり、地表部ではパッチ状に分布している。一般的には砂質の堆積物で構成される。

イ 後背湿地

鹿嶋市域では、鹿島灘沿いの砂丘の裏側や市南部の低地に見られる。洪水時に作られた自然堤防の後背が排水不良となり、沼沢地として残ったところである。海岸部でも砂丘によって閉塞され、その背面に同様なものが形成される。このような後背湿地には湿地性の植物が繁茂し、有機質に富む粘性土が分布することが多い。地下水位も高いことから水田として利用されることが多い。

ウ 谷底平野

鹿嶋市域では、市南部の低地に分布が見られる。河川に沿ってみられる平坦地で、軟弱な粘性土が厚く堆積していることが多い。大きな河川沿いでは、昔の自然堤防を覆って粘性土が分布していることがあり、また、台地を樹脂状に切り込んで発達している狭長な谷底平野では後背湿地的な環境を呈し、有機質土が厚く堆積していることもある。

エ 旧河道

鹿嶋市域ではほとんど見られない。河川が作った河道の跡で、周囲に比べてやや低い地形をなし、一部は沼沢地となっている。

オ 湖岸低地

鹿嶋市域では、北浦沿いの低地がこれに属している。後氷期の湖面が最も高かった時期の堆積物がその後の水位低下により、取り残されてできた地形である。

カ 砂丘

鹿島灘沿岸に広く分布しており、古砂丘がそのほとんどを占めており、新砂丘は現在の海浜沿いにやや高く、狭く発達している。

キ 人工地盤

鹿島臨海工業地帯に広く分布しており、台地・砂丘・低地を切り盛りしたり、海岸を埋め立てて造成している。

(3) 気候

市は、鹿島灘沖を回流する黒潮の影響を受け、夏と冬の気温差が比較的少なく、降雪はほとんどない。

降雨量についてみると、6月の梅雨及び秋の9月、10月にかけて多く、冬の1月頃に少ない表日本型の気候である。

このため、冬から春の初めにかけて乾燥した日が続き、火災が発生しやすくなる。さらに、特に3月、4月には発達した低気圧の通過に伴い、海上では15m/s、陸上では10m/s以上の強い風が吹くため、海は大しけになり、特に船舶は注意が必要である。

また、4月下旬から5月上旬にかけて晩霜に見舞われることがある。これは、天気が良く風の弱い日に起こり、春先の農作物に被害をもたらす。

6月から7月にかけては梅雨期である。断続的な雨が数日間に及ぶと、田畑の冠水、がけ崩れ、河川の増水等が問題となる。また、この時期に降水量が少ない場合には、比較的雨の少ない8月頃には干害が問題となる。

8月から9月にかけては台風の季節であるが、当地方が台風の直撃を受けることは少なく。風害に比べ豪雨による被害の方が多くなる。また、海は大しけとなり高波が押し寄せ、満潮と重なった場合には、海岸の浸食が著しくなる。

2. 社会条件

(1) 人口及び世帯

平成7年9月1日に大野村を鹿島町に編入して市制を施行し、鹿嶋市が発足した。前身である鹿島町の人口は、昭和20年代から40年までは16,000人台で横這い状態であったが、臨海コンビナートの築造とともに急激に増加し、昭和50年には37,126人と急激な増加をみた。一方、大野村の人口は昭和40年には10,000人を下回り減少傾向にあったが、40年代後半から増加に転じ、編入直前には15,000人弱となっていた。市制施行直後の平成7年国勢調査では60,667人の人口となり、現在まで微増傾向が続いている。市の人口は平成30年1月1日現在では67,692人となっている。

世帯数も人口と同様に昭和40年代に急激に増加し、鹿島町では昭和40年に3,216世帯であったものが、昭和55年には12,115世帯にまで達した。市制施行直後の平成7年国勢調査では19,851世帯、平成30年1月1日現在では28,087世帯となっている。

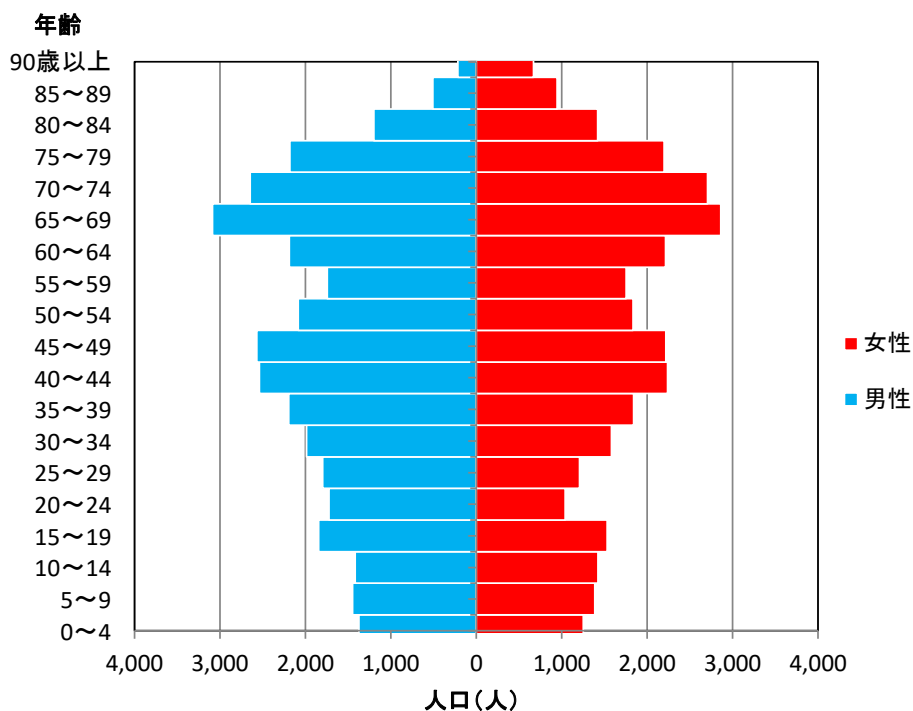
表 1.2.1 人口・世帯数の推移

年次	人口(人)		世帯数	
	鹿島区域	大野区域	鹿島区域	大野区域
昭和30年	16,407	11,290	2,839	1,826
40年	16,305	9,779	3,216	1,852
50年	37,126	11,104	9,138	2,484
60年	42,602	13,322	12,842	3,241
平成6年	46,035	14,919	15,416	4,214
7年	60,667		19,851	
10年	61,851		20,782	
20年	65,193		24,572	
30年	67,692		28,087	

※平成30年は1月1日現在の常住人口

人口ピラミッドを見ると、平成27年では「65～69歳」の世代が最も多くなっている。これにより、今後10年間でさらに高齢者人口が増加することが予測される。

図 1.2.1 市の人口ピラミッド



(出典：年齢別人口（茨城県常住人口調査四半期報）平成 31 年 1 月 1 日現在)

(2) 土地利用

市における土地利用は、平成 30 年の固定資産税概要調書によれば、「農地」が 2,610ha と多くを占めており、次いで「宅地」が、1,965ha となっている。

近年は、「農地」及び「山林」が微減傾向で推移し、「宅地」に変更するケースが見られる。なお、更地や公共用地等の「その他」の土地利用が 4,291ha を占めている。

表 1.2.2 土地利用

(単位：ha)

農地	2,610	宅地	1,965
内訳 (田)	1,326	内訳 (住宅用地)	1,107
(畑)	1,284	(非住宅用地)	858
山林	1,365	その他	4,291
原野	244	合計	10,475

(3) 都市圏及び交通

首都・東京から 80km 圏に位置し、県都・水戸及び筑波研究学園都市からは 50km 圏、成田国際空港がある成田からは 30km 圏という位置にある。

鉄道交通は、鹿島神宮駅は J R 鹿島線と鹿島臨海鉄道大洗鹿島線とが接続する駅となっている。道路交通は、市内を循環するコミュニティバスのほか、東関東自動車道を通じて、首都・東京及び国際都市・成田を結ぶ高速バスが運行している。

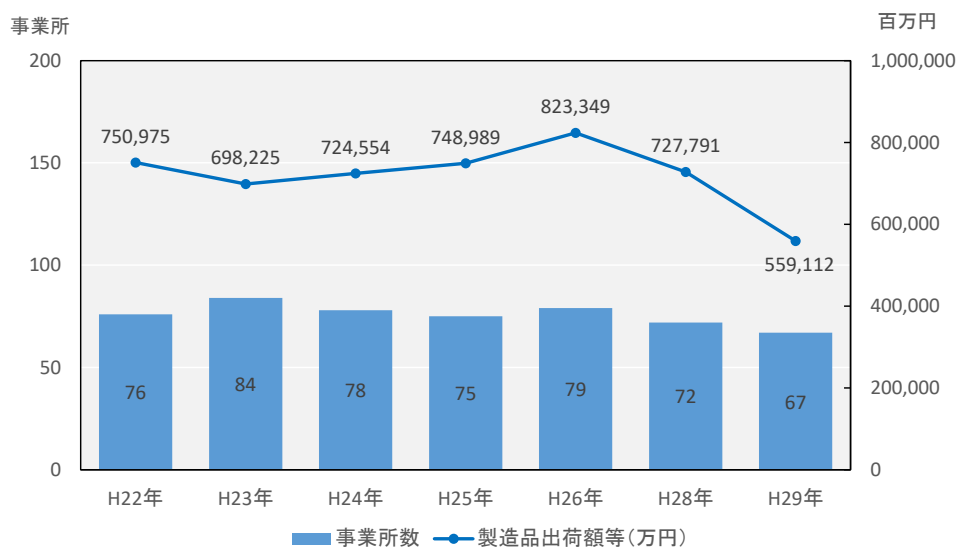
また、国際港湾として首都圏の物流基地の一つとなっている鹿島港を有するほか、成田国際空港や茨城空港にも比較的容易にアクセスできるなど、陸・海・空の広域交通アクセスが既成されている。

(4) 産業

恵まれた気候を利用した農業に加え、鹿島灘・北浦での漁業が古くから盛んで、今日でも基幹産業の一翼を担っている。鹿島開発以後は、鹿島臨海工業地帯の造成により全国有数の工業が発展を遂げ、それに伴う人口増加などにより、商業、サービス業などが発展した。

製造品出荷額等は、ここ数年緩やかな回復傾向にあったが、中国のインフラ需要の落ち込みやブラジルなどの新興国の需要の伸び悩みなど、世界経済の落ち込みにより、全体的に落ち込んでいる。

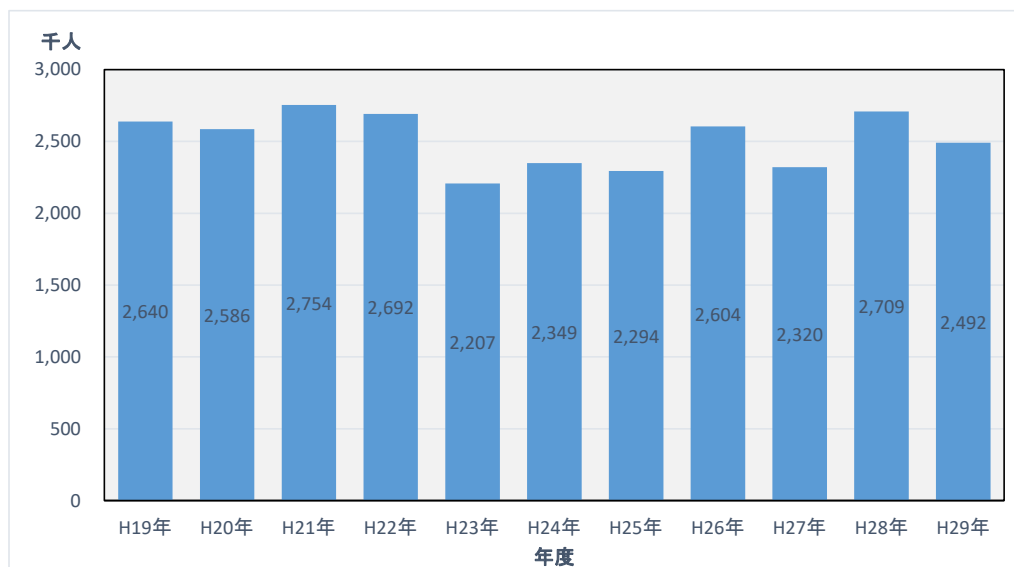
図 1.2.2 製造業事業所数及び製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査他

鹿島神宮を中心とした観光は、Jリーグ鹿島アントラーズの人気と相まって全国的な知名度も高まり、今日では年間250万人を数え、安定した産業となっている。

図 1.2.3 観光入込客数推移



資料：観光客動態調査

3. 災害履歴

市における地震、津波、風水害などの自然災害の履歴は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における被害が最も大きく、その他の自然災害においては、災害実態は少ない状況である。

過去に発生した地震の事例をまとめると、茨城県に影響を与えた地震は、以下の 3 種類に大別できる。

- 東北地方太平洋沖地震
- 県南部で発生する直下型の地震
- 県沿岸で発生する海洋型の地震

海洋型の地震による被害は、東北地方太平洋沖地震では最大震度 6 弱を記録している。その他の地震被害は水戸市から那珂川・久慈川沿岸部が主体であり、県南部の鹿嶋市では過去の地震被害はほとんど発生していない。

一方、県南部の直下型地震は主に霞ヶ浦周辺から利根川沿いで発生しており、昭和以前の地震が多く被害の実態の詳細は不明であるが、鹿嶋市にも何らかの影響を及ぼした可能性がある。

東北地方太平洋沖地震時における鹿嶋市の被害状況は次のとおりである。

【東北地方太平洋沖地震時における鹿嶋市の被害状況（令和元年 12 月 31 日現在）】

◆死傷者	死者	2 名（うち震災関連死 1 名）
	負傷者	0 名
	行方不明者	0 名
	◆建 物	
	全壊家屋数	511 棟
	大規模半壊家屋数	678 棟
	半壊家屋数	2,676 棟
	一部損壊家屋数	3,288 棟
	床上浸水戸数	21 戸
	床下浸水戸数	16 戸
	液状化被害戸数	1,529 棟
	津波被害戸数	154 棟
◆避難者数		5,929 名（23 施設）
◆罹災証明	受付件数：	14,660 件
◆道路・排水	損壊箇所	1,182 箇所
	全面通行止	105 箇所
◆崖崩れ	損壊箇所	32 箇所
◆ライフライン	水 道：漏水	306 箇所
	断水	16,600 戸（全戸）
	下 水：人孔隆起	600 箇所（不可延長 L=21km）
	停電件数：	38,256 件（5,528 世帯）
	電柱傾斜：	1,325 本
	鉄道：J R 鹿島線	
	鹿島神宮～佐原間	（4/16 復旧）
	鹿島臨海鉄道全線	（7/12 復旧）
	道路：国道 124 号	（4/12 復旧）
	茨城鹿島線	（4/28 復旧）
	鹿島港線	（4/12 復旧）

表 1.2.3 県に被害を与えた地震の表 (1/6)

[明治以前の地震]

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
799. 9. 18	延暦 18. 8. 11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の 4 郡に津波，早朝より夕刻まで約 15 回。波は平常の汀線より 1 町（約 110m）の内陸に達し，平常の汀線より 20 余町（約 2.2km）の沖まで水が引いた。
818	弘仁 9. 7. ー	36.0 ～ 37.0	139.0 ～ 140.0	M≥7.5	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等，山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数。
1420. 9. 7	応永 27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子及び相賀に津波寄すること 4 時間に 9 回。地震記事なし。
1677. 11. 4	延宝 5. 10. 9	35.5	142.0	M≒8.0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間等で家流倒約 550（あるいは 487）軒，死・不明 130 余（あるいは 189）。水戸領内で潰家 189，溺死 36。舟破損又は流失 353。房総で倒家 233 余，溺死 246 余。奥州岩沼領で流家 490 余，死 123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1855. 11. 11	安政 2. 10. 2	35.65	139.8	M=7.0 ～7.1	江戸地震。激震地域は江戸の下町で，なかでも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く，山の手は比較的軽かったが，土蔵の全きものは一つもなかった。民家の潰も多く 14,346 軒。土蔵潰 1,410。死者は 1 万位。布佐，布川で破損家あり。水戸の下町で瓦落ち蔵大痛，上町でも瓦落ち，土蔵少損，土浦で蔵の潰，大破あり。

最新版 日本被害地震総覧 [416] -2001

宇佐美 龍夫著 東京大学出版会より引用

(出典：茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編，令和元年 11 月)

表 1.2.3 県に被害を与えた地震の表 (2/6)

[明治以後の地震]

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1895. 1. 18	明治 28. 1. 18	36° 01'	140° 04'	7.2	霞ヶ浦付近の地震。 局部的被害はそれほど大きいとはいえないが被災範囲が広い。特に被害の大きかったのは県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にもかなりの被害があった。
1896. 1. 9	明治 29. 1. 9	36° 30'	141° ー'	7.3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり(周期8分)。
1897. 1. 17	明治 30. 1. 17	36° 02'	139° 09'	5.6	利根川中流域の地震。 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じた。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に亀裂が生じた。県南西部で震度大。
1921. 12. 8	大正 10. 12. 8	36° 0'	140° 02'	7.0	県龍ヶ崎付近の地震。 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路に亀裂を生ず。県龍ヶ崎で墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳賀郡で石塀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下等があった。千葉・成田・東京でも微小被害があった。
1922. 5. 9	大正 11. 5. 9	36° 0'	140° 0'	6.1	県谷田部付近の地震。 土浦で電話線切断3、館野の高層気象台で壁に亀裂を生ず。
1923. 1. 14	大正 12. 1. 14	36° 01'	139° 09'	6.1	水海道付近の地震。 東京で傷1、家屋小破数軒。
1923. 9. 1	大正 12. 9. 1	35° 19'	139° 08'	7.9	関東大地震。 全潰 128,266。半潰 126,233。焼失 477,128。津波による流出 868。死者 99,331。負傷 103,733。行方不明 43,476。県の被害は死者 5名、負傷 40名、全潰 517、半潰 681。
1930. 6. 1	昭和 5. 6. 1	36° 26'	140° 32'	6.5	那珂川下流域の地震。 水戸(煉瓦塀倒る)、久慈(崖くずれ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1)、鉾田(石垣崩る)、石岡(土蔵に亀裂)、真壁・土浦(壁の剥落)、宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)等の被害があった。

(出典：茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編, 令和元年 11月)

表 1.2.3 県に被害を与えた地震の表 (3/6)

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1931. 9. 21	昭和 6. 9. 21	36° 10'	139° 15'	6.9	埼玉県中部の地震。 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。県の被害は負傷1, 非住家全潰2, 半潰1, 煙突倒壊1。
1938. 5. 23	昭和 13. 5. 23	36° 34'	141° 19'	7.0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損, 壁落, 壁や道路の亀裂があった。 県では煙突5本折損し, 磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波(全震幅83cm)が押し寄せた。
1938. 9. 22	昭和 13. 9. 22	36° 27'	141° 03'	6.5	鹿島灘の地震。 水戸は震度5, 僅少被害。
1938. 11. 5	昭和 13. 11. 5	36° 56'	141° 55'	7.5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1, 傷9, 住家全潰4, 半潰29, 非住家全潰16, 半潰42, その他小崖崩れ, 道路の亀裂, 鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害, 津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974. 8. 4	昭和 49. 8. 4	36° 01'	139° 55'	5.8	県南西部の地震。 負傷者は埼玉8人, 東京9人, 千葉・茨城各1人, ショック死東京・茨城で各1名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数軒あった。
1983. 2. 27	昭和 58. 2. 27	35° 56'	140° 09'	6.0	県南部の地震。 傷11人(東京8人, 神奈川2人, 千葉1人)。藤代・取手・牛久・船橋等でガス管の破損等の被害。藤代町で壁の亀裂, 剥落あり。
1987. 12. 17	昭和 62. 12. 17	35° 23'	140° 30'	6.7	千葉県東方沖の地震。 銚子, 勝浦, 千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡, 長生郡, 市原市など。 千葉県で死者2人, 負傷者144人, 住家全壊16, 半壊102, 一部破損71, 212。県で負傷者4, 住家一部破損1, 259。
2000. 7. 21	平成 12. 7. 21	36° 32'	141° 07'	6.4	県沖の地震。 那珂町で住家一部破損2棟, 阿見町で断水等の小被害。
2004. 10. 6	平成 16. 10. 6	35° 59'	140° 05'	5.7	つくば市・関城町で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。

(出典：茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編, 令和元年11月)

表 1.2.3 県に被害を与えた地震の表 (4/6)

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2005. 2. 16	平成 17. 2. 16	36° 02'	139° 53'	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 名, 土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 名, 龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊。
2005. 4. 11	平成 17. 4. 11	35° 44'	140° 37'	6.1	県における震度 5 強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16	平成 17. 8. 16	38° 09'	142° 17'	7.2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所 (JRR-4) が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005. 10. 19	平成 17. 10. 19	36° 23'	141° 03'	6.3	銚田市で軽傷者 1 名, 物的被害無し。
2008. 5. 8	平成 20. 5. 8	36° 13'	141° 36'	7.0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名, 下妻市で 6 棟, 土浦市で 1 棟が住家一部破損。
2008. 7. 5	平成 20. 7. 5	36° 38'	140° 57'	5.2	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11	平成 23. 3. 11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震。 宮城県北部で最大震度 7 であったほか, 東北から関東にかけて, 震度 6 強・震度 6 弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害: 死者 18,958, 行方不明 2,655, 負傷者 6,219。住宅被害: 全壊 127,291, 半壊 272,810, 一部損壊 766,097 (本県の状況) 茨城県では, 8 市で震度 6 強, 21 市町村で震度 6 弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で最大余震 (M7.7) が発生し, 銚田市で 6 強, 神栖市で 6 弱を観測。 人的被害: 死者 66 名, 行方不明者 1 名, 重症 34 名, 軽症 680 名, 住家被害: 全壊 2,634 棟, 半壊 24,994 棟, 一部損壊 191,263 棟, 床上浸水 75 棟, 床下浸水 624 棟 (平成 31 年 3 月 1 日現在)
2011. 3. 23	平成 23. 3. 23	37° 05'	140° 47'	5.5	銚田市で震度 5 弱を記録。
2011. 3. 24	平成 23. 3. 24	36° 10'	140° 02'	4.8	銚田市で震度 5 弱を記録。
2011. 4. 11	平成 23. 4. 11	36° 56'	140° 40'	7.0	銚田市で震度 6 弱, 日立市, 高萩市, 北茨城市, 小美玉市, 筑西市, かすみがうら市, 銚田市で震度 5 強, 水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 茨城町, 大子町, 常陸大宮市, 那珂市, 城里町, 土浦市, 石岡市, つくば市, 阿見町, 坂東市, 稲敷市, つくばみらい市, 常総市で震度 5 弱を記録。北茨城市, 坂東市, 牛久市, 日立市で負傷者各 1 名。県沿岸部に津波警報発表。
2011. 4. 12	平成 23. 4. 12	37° 03'	140° 38'	6.4	北茨城市で震度 6 弱, 高萩市で震度 5 強, 日立市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 銚田市で震度 5 弱を記録。北茨城市で軽傷 1 名, 物的被害無し。

(出典: 茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編, 令和元年 11 月)

表 1.2.3 県に被害を与えた地震の表 (5/6)

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2011. 4. 13	平成 23. 4. 13	36° 54'	140° 42'	5.7	北茨城市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2011. 4. 16	平成 23. 4. 16	36° 20'	139° 56'	5.9	鉾田市で震度 5 強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度 5 弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各 1 名。
2011. 8. 1	平成 23. 8. 1	36° 54'	141° 13'	6.5	日立市、常陸大宮市で震度 5 弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各 1 名、物的被害無し。
2011. 8. 19	平成 23. 8. 19	37° 38'	141° 47'	6.5	日立市で震度 4 を記録。日立市で軽傷者 1 名。
2011. 11. 20	平成 23. 11. 20	36° 42'	140° 35'	5.3	日立市で震度 5 強、高萩市で震度 5 弱を記録。日立市で軽傷者 1 名、物的被害無し。
2012. 2. 19	平成 24. 2. 19	36° 45'	140° 35'	5.2	日立市で震度 5 弱を記録。つくばみらい市で軽傷 1 名、物的被害無し
2012. 3. 1	平成 24. 3. 1	36° 26'	140° 37'	5.3	東海村で震度 5 弱を記録。日立市で負傷者 1 名、物的被害無し。
2012. 3. 10	平成 24. 3. 10	36° 43'	140° 36'	5.4	高萩市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2012. 3. 14	平成 24. 3. 14	35° 44'	140° 55'	6.1	神栖市で震度 5 強、日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2012. 12. 7	平成 24. 12. 7	38° 01'	143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度 5 弱を記録。水戸市で重傷 1 名、土浦市で軽傷 1 名、桜川市で非住家被害 3 棟。県沿岸部に津波注意報発表
2013. 1. 28	平成 25. 1. 28	36° 34'	140° 33'	4.8	水戸市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2013. 1. 31	平成 25. 1. 31	36° 42'	140° 36'	4.7	日立市で震度 5 弱を記録。日立市で負傷者 1 名、物的被害無し。
2013. 9. 20	平成 25. 9. 20	37° 03'	140° 41'	5.9	高萩市、鉾田市で 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2013. 11. 10	平成 25. 11. 10	36° 00'	140° 05'	5.5	筑西市で 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2013. 12. 31	平成 25. 12. 31	36° 41'	140° 37'	5.4	高萩市で 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2015. 5. 25	平成 27. 5. 25	36° 03'	139° 38'	5.5	土浦市で 5 弱を記録。人的・物的被害無し。
2016. 5. 16	平成 28. 5. 15	36° 02'	139° 53'	5.5	小美玉市で震度 5 弱を記録。つくば市で軽傷 1 名、物的被害無し。
2016. 7. 27	平成 28. 7. 27	36° 27'	140° 36'	5.4	日立市、常陸太田市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2016. 11. 22	平成 28. 11. 22	37° 21'	141° 36'	7.4	高萩市で震度 5 弱を記録。津波注意報発表。
2016. 11. 24	平成 28. 11. 24	37° 10'	141° 25'	6.2	高萩市で震度 4 を記録。水戸市で軽傷 1 名。

(出典：茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編，令和元年 11 月)

表 1.2.3 県に被害を与えた地震の表 (6/6)

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2016.12.28	平成 28.12.28	36° 43'	140° 34'	6.3	高萩市で震度 6 弱，日立市で 5 強，常陸太田市で 5 弱を記録。高萩市，北茨城市で軽傷者各 1 名，高萩市で住家一部損壊 5 棟。
2017. 8. 2	平成 29. 8. 2	36° 48'	140° 32'	5.5	水戸市，日立市などで震度 4 を記録。日立市で重傷 1 名，水戸市で軽傷 1 名，物的被害無し。
2017. 8. 2	平成 29. 8. 2	36° 07'	140° 01'	4.6	土浦市などで震度 4 を記録。美浦村で軽傷 1 名，物的被害無し。
2018. 9. 5	平成 30. 9. 5	36° 28'	141° 20'	5.5	日立市，高萩市で震度 4 を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊 1 棟

注：1926 年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

被害摘要は 2004 年から消防庁による。

(出典：茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編，令和元年 11 月)

第3節 地震被害の想定

1. 被害想定実施の意義

大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような、実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合に市がどのような状況に置かれるのか、どのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で発生するのかを想定しておくことが有効である。

すなわち、発生の可能性がある地震（想定地震）によって引き起こされる被害を可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容（前提条件）を明らかにすることができる。

地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、この想定結果を踏まえることによって、人材、資機材、財源のより効率的な配置や投入が可能となる。

2. 想定地震

（1）県地震被害想定による想定地震

県は、平成4年度から9年度にかけて、県南西部を震源とする地震及び塩屋崎沖を震源とする地震に関し、県内全市町村の被害想定調査（以下「前回調査」という。）を実施した。

その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、県も含め各地で想定を大きく超える甚大な被害が発生した。このときの教訓を踏まえて、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、今後の地震・津波の想定にあたり、同年6月にあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであること、一度想定した地震・津波についても、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すこと、そして地域ごとに地震・津波の想定を早急に検討すべきであることを提言として示した。そして、近年、内閣府でも南海トラフの巨大地震や首都直下地震を対象として、最大クラスの巨大地震モデルの検討や、これらの巨大地震が発生した際の被害について検討が重ねられてきた。

茨城県は、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、茨城県における首都直下型地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東北地方太平洋沖地震後に茨城県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、茨城県の地震想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある地震が設定された。

想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定 of 観点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下の M7 クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)
2	茨城県・埼玉県境の地震 (茨城県埼玉県境)	Mw7.3			内閣府(2013)
3	F1 断層, 北方陸域の断層, 塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1 断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など
4	棚倉破砕帯縁断層, 同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0			
5	太平洋プレート内の地震 (北部) (太平洋プレート (北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		
6	太平洋プレート内の地震 (南部) (太平洋プレート (南部))	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害		簡便法

市に被害を及ぼすと考えられる想定地震は、大きく分けて4つの想定がされている。1つ目は、No.1, No.2 首都直下のMw^{*}7.3の地震規模で、特に県南部地域に影響があり、市では震度5強が想定されている。2つ目は、No.3, No.4 県北部の活断層による地震による、Mw 7.0～7.1の地震規模で、市では震度4が想定されている。3つ目は、No.5, No.6 太平洋プレート内で起こる地震による、Mw 7.5の地震規模で、市では震度6弱が想定されている。4つ目は、No.7 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による、Mw 8.4の地震規模で、市では震度6強が想定されている。

これらの状況を踏まえ、市における地震被害想定は、当市に一番影響が大きいと考えられる茨城県沖から房総半島沖にかけての地震を想定した調査結果を活用することとした。

なお、津波における当市の浸水想定については、平成24年8月に県が県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震における津波浸水想定を実施しているため、平成30年12月の県における地震被害想定の見直しを受けての津波浸水想定の見直しは行なわないものとする。

なお、想定地震の震源位置、規模はあくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定以外にも、甚大な被害となる地震が発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

※Mw (モーメント・マグニチュード) : 中規模以上の地震において、エネルギー量を表す指標値)

(2) 南海トラフ地震及び首都直下地震

①南海トラフ地震

南海トラフ地震について、当市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく

「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

②首都直下地震

首都直下地震について、当市は、首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、地方緊急対策実施計画を兼ねるものとする。

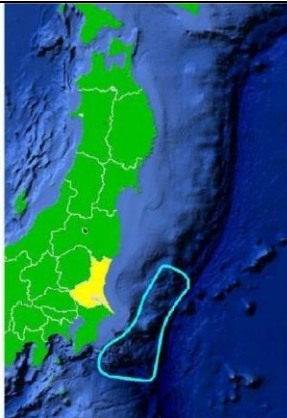
なお、地方緊急対策実施計画の目標及び期間については、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編のとおりとする。

3. 被害想定的前提条件

(1) 想定地震の概要

市に一番影響が大きいと考えられる茨城県沖から房総半島沖にかけての津波を発生させる地震の概要は下表のとおりである。

表 1.3.1 茨城県沖から房総半島沖にかけての津波を発生させる地震の概要

対象津波		H23 想定津波
マグニチュード		Mw (モーメント・マグニチュード) =8.4 Mt* (津波マグニチュード) =8.6~9.0
使用モデル		県モデル
概要	説明	地震調査研究推進本部から平成 23 年 11 月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価 (第二版) について」を基に想定した地震。 (平成 19 年に県で想定した「延宝房総沖地震津波」の震源域等を参考にした地震。)
	震源域	

(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

※Mt (津波マグニチュード)：中規模以上の地震において，エネルギー量を表す指標値)

(2) 想定するシーン

地震による被害は，地震発生の時刻，季節，天候等の諸条件によって大きく変化する。特に地震時の火災については，「夏」よりストーブなどを使用する「冬」の方が，また，「昼」より炊事の時間帯である「夕方」の方が出火要素も多く，「強風」の場合ほど延焼の危険性が高い。

今回の被害想定では，想定される被害が異なる 3 種類のシーン (季節・時刻) が設定されている (表 1.3.2 参照)。

表 1.3.2 想定するシーン（季節・時刻）

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの方が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・ オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼 12 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬・夕 18 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

4. 地震動等の予測

市における想定地震「茨城県沖～房総半島沖」における震度分布，液状化の可能性，土砂災害の発生危険度及び津波予測等について以下に示す。

(1) 震度の予測

市の震度は，概ね震度5強が想定されているが，北浦の湖岸を中心に一部震度6強となるところがある。

(2) 液状化の可能性

市の液状化の可能性は，北浦の湖岸及び鹿島灘沿岸に液状化の可能性の高い地域があり，0～5cmの沈下量が予測されている。

(3) 土砂災害

市の西側に分布する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び山腹崩壊危険地区において，崩壊の危険性が予測されている（崩壊危険度ランク：B）。

(4) 津波の予測

市の津波予測は，H23 想定津波（地震調査研究推進本部から平成23年11月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）について」を基に想定した地震）を活用して被害想定を行っている。

市で津波の予測を行う海岸の影響開始時間及び津波高は下表のとおりである。

表 1.3.3 津波の影響開始時間及び津波高

地域番号	海岸名	影響開始時間(分)	津波高(m)
14	大小志崎海岸～下津海岸	22分	4.19～6.84m
15	鹿島港	20分	2.96～6.08m

(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成30年12月)

5. 被害想定結果

想定した地震による被害想定結果は、液状化、揺れ、土砂災害、津波及び火災等の発生予測を踏まえて、以下の被害についてそれぞれ算出されている。

- 建物被害
- 人的被害
- ライフライン被害
- 通信施設被害
- 生活支障（避難者、災害廃棄物）

市における被害想定結果の要点は次のとおりである。

(1) 建物被害

市の建物被害は、全ての想定シーンにおいて、全壊・焼失が約 220 棟、半壊が約 2,100 棟と想定されている。津波による被害が最も大きい。

表 1.3.4 建物被害（全壊・半壊棟数）

（単位：棟）

	液状化		揺れ		土砂災害		津波		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
冬・深夜	26	276	21	502	*	2	163	1,291	6	217	2,071
夏・昼 12時	26	276	21	502	*	2	163	1,291	6	217	2,071
冬・夕 18時	26	276	21	502	*	2	163	1,291	6	217	2,071

*：わずか、0：被害なし

（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

(2) 人的被害

市の人的被害は、全ての想定シーンにおいて、死者は 1 人である。負傷者は、想定シーンごとに異なり、＜冬・深夜＞の想定シーンで約 70 人と最も多い。

表 1.3.5 人的被害（死者・負傷者）

（単位：人）

	死者							負傷者						
	建物被害		土砂災害	津波	火災	ブロック塀等	合計	建物被害		土砂災害	津波	火災	ブロック塀等	合計
		うち屋内収容物等							うち屋内収容物等					
冬・深夜	1	1	*	*	*	*	1	62	23	*	0	*	*	63
夏・昼 12時	1	*	*	*	*	*	1	44	22	*	0	*	*	45
冬・夕 18時	1	*	*	*	*	*	1	49	19	*	*	*	2	52

*：わずか、0：被害なし

（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

また、地震による要救助者数は、揺れによる救助者が最大で4人である。津波による救助者はわずかである。

表 1.3.6 要救助者数（自力脱出困難者数）

（単位：人）

	要救助者数（揺れ）	要救助者数（津波）
冬・深夜	3	※
夏・昼 12 時	4	※
冬・夕 18 時	3	※

※：わずか，0：被害なし

（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

（3）ライフライン被害

市のライフラインの被害想定は、電気（電力）、上水道、下水道について実施されている。都市ガスは十分に普及していないため、被害想定は実施されていない。

①電力被害

市の電力被害は、被災直後の停電軒数が約 38,000 軒（停電率：0.92）と市内のほとんどで停電になる。被災 1 週間後には復旧すると想定されている。

表 1.3.7 電力被害

被災直後		被災 1 日目		被災 3 日目		被災 1 週間後	
停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
37,931	0.92	32,351	0.78	16,138	0.39	0	—

【停電軒数】 0：被害なし／【停電率】 ※：わずか，0：被害なし

（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

②上水道被害

市の上水道被害は、被災直後の断水人口が約 48,000 人（断水率：0.94）であり、市内のほとんどで断水となる。被災 3 日後には約 9 割が復旧すると想定されている。

表 1.3.8 上水道被害

被災直後		被災 1 日目		被災 3 日目		被災 1 週間後	
断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
47,851	0.94	42,315	0.83	5,666	0.11	450	0.01

【断水人口】 0：被害なし／【断水率】 ※：わずか，0：被害なし

（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

③下水道被害

市の下水道被害は、被災直後の機能支障人口が約 31,000 人（機能障害率：0.92）であり、市内のほとんどで機能障害となる。被災 3 日後にはほとんど復旧すると想定されている。

表 1.3.9 下水道被害

被災直後		被災 1 日目		被災 3 日目		被災 1 週間後	
機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
30,892	0.92	26,377	0.78	96	※	47	※

【機能支障人口】※：わずか，0：被害なし／【機能支障率】※：わずか，－：機能支障なし
（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

(4) 通信施設被害

市の通信施設被害は、固定電話と携帯電話について想定されている。

①通信被害（固定電話）

市における固定電話の通信被害は、被災直後の不通回線数が約 10,100 回線（不通回線率：0.92）と市内のほとんどで固定電話が不通になる。被災 3 日後には約 8 割が復旧すると想定されている。

表 1.3.10 通信被害（固定電話）

被災直後		被災 1 日目		被災 3 日目		被災 1 週間後	
不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
10,080	0.92	8,596	0.78	2,217	0.20	18	※

【不通回線数】※：わずか，0：被害なし／【不通回線率】※：わずか，0：不通回線なし
※ 通信については、回線が物理的につながっているかを評価するため、輻輳の影響は含まれていない。
（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

②通信被害（携帯電話）

市における固定電話の通信被害は、被災直後から停波基地局率がわずかであり、市内で携帯電話の不通は極めて少ないと想定されている。

表 1.3.11 通信被害（携帯電話）

被災直後		被災 1 日目		被災 3 日目		被災 1 週間後	
停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
※	－	4	－	0	－	0	－

【停波基地局率】※：わずか，0：被害なし／【不通ランク】※：わずか，－：不通なし
※ 通信については、回線が物理的につながっているかを評価するため、輻輳の影響は含まれていない。
（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

(5) 生活支障

市の生活支障になるものとして、避難者、災害廃棄物について被害想定が実施されている。

①避難者

市の被災当日の避難者総数は、約 5,000 人である。市の人口約 68,000 人に対して約 7% の市民が避難する。そのうち、約 3,000 人強が避難所へ避難し、約 2,000 人弱が避難所以外の場所に避難する。

避難者は、被災 1 週間後には約半分、被災 1 ヶ月後には約 1/4 に減少すると想定されている。

表 1.3.12 避難者

(単位：人)

	被災当日			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外
冬・深夜	4,936	3,121	1,815	2,192	1,328	864	1,196	359	837
夏・昼 12 時	4,936	3,121	1,815	2,192	1,328	864	1,196	359	837
冬・夕 18 時	4,936	3,121	1,815	2,192	1,328	864	1,196	359	837

(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

②災害廃棄物

市では、約 44,000 トンの災害廃棄物が発生し、約 175,000 トンの津波堆積物が発生すると想定されている。

表 1.3.13 災害廃棄物及び津波堆積物

(単位：トン)

災害廃棄物						津波堆積物
可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計	
3,483	12,494	25,396	1,325	1,306	44,004	174,965

*：0.5 トン未満，0：被害なし

(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

※資料編

- 茨城県沖～房総半島沖の地震の地表震度分布
- 地震別の市町村最大震度
- 液状化の可能性・沈下量
- 地震時崩壊危険度ランク（土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）・山腹崩壊危険地区）
- 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による津波の浸水域，津波高並びに影響開始時間
- 建物被害分布図（冬深夜）
- 建物被害分布図（夏 12 時）
- 建物被害分布図（冬 18 時）
- 人的被害分布図（冬深夜）
- 人的被害分布図（夏 12 時）
- 人的被害分布図（冬 18 時）
- 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数（図）
- 津波被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数（図）
- 電力被害分布図
- 上水道被害分布図
- 下水道被害分布図
- 通信被害分布図（固定電話の不通回線率）
- 通信被害分布図（携帯電話の不通ランク）
- 避難者分布図（最大値（冬 18 時））
- 緊急輸送道路の橋梁と震度分布図
- 緊急輸送道の通行可能性図
- 鉄道被害箇所図
- 港湾被害様相図

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

地震災害防止に関し、鹿嶋市、茨城県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 鹿嶋市

- (1) 鹿嶋市防災会議及び鹿嶋市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等罹災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2. 茨城県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 地震による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等罹災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 文教対策
- (10) 震災時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員
- (12) 震災時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

潮来保健所

災害時における医療、助産及び防疫その他保健衛生に関すること。

企業局鹿行水道事務所

災害時における飲料水の確保及び施設の応急復旧の支援に関すること。

潮来土木事務所

- (1) 県の所管に係る河川，道路，橋梁等の保全及び応急復旧に関する事。
- (2) 公共土木施設の災害の概況等の把握及び報告に関する事。
- (3) 公共土木施設の災害の応急復旧及びその指導に関する事。

鹿嶋警察署

災害時における治安の維持，交通，通信等の確保に関する事。

鹿島港湾事務所

公共港湾施設に係る災害の予防，応急対策及び復旧工事に関する事。

3. 指定地方行政機関

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する事。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関する事。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。
- (6) 津波，火山警報等の伝達に関する事。

関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。

関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関する事。
- (2) 災害つなぎ資金の融資(短期)に関する事。
- (3) 災害復旧事業の融資(長期)に関する事。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関する事。
- (5) 金融上の措置に関する事。

関東信越厚生局

- (1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事。
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事。

茨城労働局

- (1) 工場，事業場における震災後の労働災害の防止に関する事。
- (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関する事。
- (3) 災害時における労働時間の延長，休日労働に関する事。
- (4) 労災保険給付に関する事。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策に関する事。

関東農政局

- (1) ダム，堤防，樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
- (2) 防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除^{*}，農地

浸食防止等の施設の整備に関すること。

- (3) 災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関すること。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (6) 災害時における農産物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

※たん水防除：排水機場及び排水路の改修・新設を行い，農地湛水被害を未然に防止すること。

関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林，保安施設(治山施設)等の維持，造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

関東経済産業局

- (1) 生活必需品，復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガスなど危険物等の保全に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

関東地方整備局

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に関すること。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- (5) 水防活動，土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (7) 災害時における応急工事等に関すること。
- (8) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (9) 港湾施設，海岸保全施設等の整備に関すること。
- (10) 港湾施設，海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。
- (11) 港湾施設，海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- (12) 河川，道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- (13) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE*」）
- (14) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (15) 災害時における情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。

※TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）：大規模自然災害への備えとして，迅速に地方公共団体への支援が行えるように，平成20年4月に創設された組織。全国の地方整備局等職員が活動する。

関東運輸局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者，災害必要物資等の輸送力確保に関すること。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し，安全確保するための必要な措置に関すること。

- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること。

関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- (3) 地殻変動の監視

東京管区気象台（水戸地方気象台）

- (1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関すること。
- (2) 気象，地象(地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る)，水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関による市民への情報等の周知に関すること。
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関すること。
- (4) 市長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- (5) 災害の発生が予想されるときや，災害発生時における県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (6) 県や市，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に関すること。

第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- (1) 情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 活動体制の確立に関すること。
- (3) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
- (5) 海上交通安全の確保に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
- (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

4. 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5. 指定公共機関

日本郵便株式会社

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑な確保に関する事。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
- (5) 上記各業務にかかる広報に関する事。

日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事
- (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
- (4) 義援金品の募集配布に関する事。

日本放送協会（水戸放送局）

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。

東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社），日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店），鹿島臨海鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備，保全に関する事。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

東京ガス株式会社（茨城事業部）

- (1) ガス施設の安全，保全に関する事。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。

日本通運株式会社，佐川急便株式会社，ヤマト運輸株式会社，西濃運輸株式会社

救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）

- (1) 災害時における電力供給に関する事。
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。

KDDI株式会社，株式会社NTTドコモ（茨城支店），ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

6. 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関する事。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。

医療関係団体（一般社団法人鹿島医師会）

災害時における応急医療活動に関すること。

水防管理団体

- (1) 水防施設資材の整備に関すること。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。

運輸機関（鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会）

災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。

ガス事業者（東日本ガス株式会社）

- (1) ガス施設の安全，保全に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関すること。
- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

報道機関（株式会社茨城新聞，株式会社茨城放送）

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

7. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

エフエムかしま市民放送株式会社

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

農業協同組合，漁業協同組合，商工会等の産業経済団体

- (1) 被害調査に関すること。
- (2) 物資，資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
- (3) 融資希望者のとりまとめ，あっせん等に関すること。

一般診療所・病院

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関すること。

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

第2章 地震災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織の整備

1. 対策に携わる組織の整備

【趣旨】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、鹿嶋市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

【留意点】

(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領等（マニュアル、手引き等）を作成するなど周知徹底を図っておく必要がある。

(2) 関係部課間等の連携体制の強化

市の各部課は、災害時に他部課とも連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練を共同で行うなど日常より部課間の連携体制の強化を図っておく必要がある。また、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を図っておく必要がある。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っておく必要がある。

(4) 複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えを充実することが必要である。

市は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努める必要がある。

【対策】

(1) 市の防災体制整備

市は、災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した災害対策計画を作成し、対策推進を行う。

(2) 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル、手引き等）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等

の確保，災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また，市の各部課は，災害時に他の部課とも円滑に連携が図れるよう，情報交換を緊密に行うとともに，研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

2. 相互応援体制の整備

【趣旨】

県、市町村及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

【留意点】

(1) 他機関との連携体制の事前整備

市は、他都道府県及び市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図っていくことが必要である。

(2) 広域的な相互応援体制の整備

市が大規模災害に見舞われた場合やその後の復旧・復興対策を行う場合には、市だけで全ての対策を実施することは困難であり、また隣接する市も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

【対策】

(1) 市町村間の相互応援

①協定の締結

市は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき他の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、正式に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

現在、市では平成 6 年 8 月に県下全市町村と「災害時等の相互応援に関する協定」を締結しているほか、広域災害に備えて、佐賀県鳥栖市(平成 24 年 4 月)、和歌山県海南市(平成 24 年 5 月)、青森県五所川原市(平成 24 年 8 月)と相互応援協定を締結している。

また、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

②応援要請体制の整備

市は、災害時(その後の復旧・復興対策を含む。)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

③応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡システムの明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(2) 県等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん

市は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き等応援体制を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援派遣が想定される職員リストをあらかじめ作成するものとする。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(4) 福祉施設等との協力体制の確立

茨城県老人福祉施設協議会に加入している鹿行管内特別養護老人ホーム等は、災害時において相互に協力して応援を行うことで入所者の安全や施設の安定的な運営を図ることを目的として協定を締結し、相互応援を図る。

また、市は市内の茨城県鹿島特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）や社会福祉法人と協定を結び、災害時は特別支援学校や特別養護老人ホーム等の福祉施設等は福祉避難所を設置し、住宅の要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることに努める。

(5) 民間企業等との協力体制の確立

市は、避難所としての機能、食料供給の支援等において、民間企業等の有する機能を把握し、事前に協定を締結し、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。

その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。

(7) 地域や災害の特性を考慮した派遣の選定

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

3. 防災組織等の活動体制の整備

【趣旨】

大規模な地震災害が発生した場合には、二次災害の防止又は軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できる防災士、ボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

【留意点】

(1) 地域性を考慮した自主防災組織の編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域における昼夜間人口の構成を十分考慮し、時間帯によって偏りが無いようあらかじめ構成員を調整しておくことが必要である。

(2) ボランティアの自主性、自発性の尊重

ボランティアの自主性、自発性を損ねない範囲で、防災ボランティアの活動環境の整備に努めることが必要である。

(3) ボランティア意識の醸成

ボランティア活動の普及・振興を図るためには、家庭、学校、地域において、幼少時からボランティア活動への理解、関心を育むことが必要である。

(4) 既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア制度がある場合は、できるだけこの組織を防災体制に組み入れ、活用を図っていく必要がある。

【対策】

(1) 自主防災組織の育成・連携

① 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織等との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

ア 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

イ 自主防災組織の編成

a 市は、原則として、地域既存のコミュニティである区や自治会等による自主防災組織の結成を促進する。

b 地域内の事業所と協議のうえ、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

- c 各自主防災組織は、地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

ウ 自主防災組織の活動内容

a 平常時

- i 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ii 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- iii 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- iv 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- v 災害発生時における、行政や消防団地域内での連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

b 発災時

- i 初期消火の実施
- ii 情報の収集・伝達
- iii 救出・救護の実施及び協力
- iv 集団避難の実施
- v 炊き出し、給水及び救助物資の分配に対する協力
- vi 要配慮者の安全確保等

②協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

③自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

④リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施するほか、広く市民を対象として防災士を養成するなど、自主防災組織の活動の活性化を図る。

(2) 事業所防災体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(3) ボランティア組織の育成・連携

①防災ボランティアの定義

茨城県地域防災計画において、防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティ

アとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫，語学，アマチュア無線）については，次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ，紹介等に係る調整を行うこと。

表 2.1.1 ボランティアの区分

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入窓口
一般	炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等	養成有り 登録有り	県(保健福祉部) 市	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士)，調剤業務，医薬品の仕分け・管理・消毒等の防疫指導(薬剤師)，健康管理・栄養指導(保健師，助産師，栄養士)，歯科診療(歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士)，メンタルケア(精神保健福祉士，臨床心理士)，医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師)	養成無し 登録無し	県(保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(知事直轄)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(防災・危機管理部)	県(防災・危機管理部)

したがって，市は一般ボランティアの担当窓口となり，市社会福祉協議会において一般ボランティアを受け入れる。

②一般ボランティアの担当窓口の設置

市は，災害発生時におけるボランティア活動を支援するため，あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

市社会福祉協議会は，災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし，災害発生時には，その活動が円滑に行われるよう，被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

市社会福祉協議会は，ホームページに「ボランティアの受入窓口」を掲載するなど，広く市民に周知する。

③「受入窓口」の整備と応援体制の確立

ボランティアの受入れを円滑に進めるため，県内市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し，災害時の協力体制強化を図るものとする。

④防災ボランティア団体との連携

県内のボランティア団体，ボランティア関連団体，NPO，企業，大学等とのネットワーク化を進めるとともに，全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により，災害時における協力体制を整備する。

また，市は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会及び

NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有を、研修や訓練を通じて推進し、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連携体制を構築するものとする。

⑤防災ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの協力を円滑な活動に結びつけるため、災害廃棄物の分別・排出方法等のボランティア活動について、市民・企業さらに学校等への周知に努めるものとする。

イ 防災ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

(4) 企業防災の促進

①事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚に努め、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市、商工会は、小中企業等の事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものと

する。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

② 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

③ 施設使用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大を防ぐため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策を図るものとする。

(5) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努める。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

4. 情報通信ネットワークの整備

【趣旨】

災害発生時には、市、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

【留意点】

(1) 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時に取り交わされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが必要である。

このため、市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラートの活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(2) 業務継続性の強化

市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

(3) 最新の情報通信関連技術の導入

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【対策】

(1) 情報通信設備の現状

市において災害時に情報収集又は情報連絡に使用する通信施設は、次のとおりである。

①災害対策本部（鹿嶋市役所）

ア 鹿嶋市防災行政無線

鹿嶋市役所		
基地局	固定系操作卓	1基
緊急親局装置		1基
大野出張所		
バックアップ用親局		1基
大野潮騒はまなす公園		
緊急親局装置		1基
災害用無線電話機	市役所内	5局
災害用無線電話機	市役所内	41局

イ 茨城県防災情報ネットワーク

県は、災害時の確実な通路の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。県の統制局の下、各県民センター、土木事務所等の県出先機関、市を含む県下の市町村、消防本部、その他の防災機関が結ばれている。

ウ 有線電話

(82)2911 (代表)

エ 災害時の優先電話

オ 災害時連絡用個別無線機

(平井認定こども園) 1局

②鹿嶋消防署

ア 電話 (加入電話) (82)7765, (82)0119, (82)1040

イ 消防無線

a 卓上型固定移動局無線装置	1台
b 可搬型移動局無線装置	1台
c 移動局	8台
d 携帯局	9台
e 署活系無線機	21台

③大野消防署

ア 電話 (加入電話) (69)0102, (69)0119, (69)0129

イ 消防無線

a 卓上型固定移動局無線装置	1台
b 可搬型移動局無線装置	1台
c 移動局	4台
d 携帯局	5台
e 署活系無線機	11台

④その他の防災関係機関

市には、各防災関係機関が整備している専用通信設備として次のものがある。

ア 関東管区警察局	警察無線設備
イ 第三管区海上保安本部	海上保安庁通信設備
ウ 気象庁	気象通信設備 防災情報提供システム (専用回線インターネット)
エ 国土交通省関東地方整備局	国土交通省無線設備 (多重回線)
オ 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社	東京電力通信設備
カ JR東日本株式会社千葉支店	鉄道通信設備

(2) 情報通信設備の整備

①市防災行政無線等

市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線，移動無線，戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

②消防無線

いばらき消防指令センターと県の防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接，連絡調整を行える。

消防無線には周波数別に，活動波，主運用波，統制波がある。特に，広域応援体制による消火活動を円滑に実施するための整備に努める。

③災害時の優先電話

市は，必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに，登録状況について管理し，関係機関との情報共有を図る。

④情報通信設備の耐震化

情報通信設備の耐震化対策を十分に行い，災害時の機能確保に留意するものとする。情報通信設備の設置者は，災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに，次の事項に留意し，その耐震化対策を十分に行うものとする。

ア バックアップ化

通信回線の多ルート化，制御装置の二重化等に努め，中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

イ 非常用電源の確保

地震時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

ウ 耐震化，免震化

通信設備全体に関して，強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに，特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

⑤サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止，災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し，情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても，情報発信を継続できるよう，ミラーリング（代替）サーバの確保など，サーバの負荷を分散する手段について，情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。

(3) 県の防災情報ネットワークシステムの活用

①防災情報ネットワークシステムの概要

県の防災情報ネットワークシステムは，気象情報，被害情報，映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し，県災害対策本部や市町村災害対策本部，消防本部，救急医療機関，防災関係機関において，当該情報を共有することができるシステムである。

市対策本部や消防本部は，被害情報を入力することができ，県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

②防災情報ネットワークシステムの活用

ア 発災・警戒時

市は，このシステムを活用し，県及び消防本部など関係機関から，気象情報など防災

情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

また、被害状況などの防災情報を含め、多様な情報を関係機関で共有し、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じるものとする。

イ 平常時

災害時に十分機能を発揮できるよう、防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに、端末操作研修や訓練を通して、各構成機関担当者の習熟度向上を図る。

③防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- ア 気象情報等（予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達
- イ 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- ウ 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- エ いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有
- オ 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

(4) アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、茨城県と協議のうえアマチュア無線ボランティアの担当窓口を定めておく。

(5) ICT技術の導入

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

※資料編

- 鹿嶋市防災会議条例
- 鹿嶋市防災会議委員名簿
- 防災担当機関及び連絡窓口
- 災害時等の相互応援に関する協定
- 協定自治体及び協定企業等の一覧
- 茨城県広域消防相互応援協定
- ボランティアの区分
- 鹿嶋市防災行政無線システム系統図
- 茨城県防災通信システム多重回線経路図
- 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図

第2節 災害に強い地域づくりの推進

1. 防災まちづくりの推進

【趣旨】

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に据えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

【留意点】

(1) 計画的な対策の推進

財政的・時間的な制約のもとで地震に強いまちづくりを着実に推進していくためには、防災まちづくり事業を計画的に推進することが必要である。このため、県と市町村が一体となって災害に強いまちづくりの総点検を行い、障がい者、高齢者、女性等の意見を反映した防災まちづくりの方針を策定し、災害危険度の高い地域に係る施設整備など、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

(2) 都市計画的な観点からの対策の展開

建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画的な観点から総合化し、都市構造を耐震強化し、その機能の信頼性を向上させるように、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。

(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。しかし、予防対策としてのハード整備は一朝一夕には完了しないものであり、都市構造が防災上、不完全な状態で地震被害に遭遇することも想定し、災害後の避難のための施設や、応急対策活動のための拠点整備等のソフト対策を講じるためのハード対策が必要となってくる。このようなことから、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ、被害の発生及び発生した被害の波及を最小限に押さえることが可能な都市構造を構築することが重要である。

(4) 民間企業等との協力体制の整備

都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業の管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。

(5) 市民主体の防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、又は市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発の実施、インフラ整備に当たっての用地取得等、市民の協力・合意が必要となっ

てくる。

よって、市は、防災教育やまちづくり教育の機会において、市民に対し、普及啓発を行い、市民の気運を高めるような措置を講じることが必要である。

【対策】

(1) 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを都市計画マスタープランへ位置づける。

- ①地震被害想定調査等により把握した市域の災害危険性を踏まえ、防災に配慮した土地利用計画
- ②災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ③地域における災害対策活動の拠点となる防災活動拠点の配置計画
- ④木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

(2) 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地等の防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

①緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定して、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

②延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

③防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域市民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

また、市街地に存在する細街路の沿道状況等についての現状把握を通じて、危険性が高いと考えられる街区については、防災性に配慮した道路状況の改善を図る。

④防災拠点や避難地となる都市公園、防災公園及び緑地の整備の推進

防災拠点や避難地として利用できる都市公園、防災公園及び緑地等の整備を推進すると

ともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

⑤消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては、消防車両が進入できない狭隘な道路も多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(3) 防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

(4) 市街地開発の推進

市は、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。

(5) 避難施設の整備

①市における避難所の定義

【指定避難所】

災害等が発生した場合や、又は災害等の発生が予想される場合に、必要に応じて災害対策本部が指定・開設する施設。市は、この避難所を中心に食料や日用品、毛布の配布等、被災者に対して必要な支援を行う。

【指定緊急避難場所】

災害発生時、市民の安全かつ迅速な避難を推進するため、市があらかじめ指定する安全性の高い施設や広場。

なお、指定緊急避難場所は、身の安全が確保できるまで、若しくは災害対策本部が指定・開設する避難所への移動を必要とするまでの一時的な場所として位置づける。

【地区避難場所】

緊急時の一時的な対応として、区・自治会等が独自に指定する施設や広場等。（一部、市が指定するの指定緊急避難場所との重複あり。）

なお、地区避難場所は、身の安全が確保できるまで、若しくは市が指定・開設する避難所への移動を必要とするまでの一時的な場所として位置づける。

※上記の定義は鹿嶋市独自の定義である。今後、国・県等の上位計画において用語の定義付けが行われた場合には、市の定義についても随時検討を行い、見直しを行うものとする。

②避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路状況や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

③避難場所

市は、延焼火災、山崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- ア 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。
- イ 避難場所は、町丁目単位で検討し、到達距離は1 km 以内とする。

2. 建築物の不燃化・耐震化等の推進

【趣旨】

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、不燃化、耐震化を推進していく。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進していく。

【留意点】

(1) 耐震診断・耐震改修

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、市民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う必要がある。

また、公共施設については、耐震改修プログラム等を策定し計画的な耐震化に取り組む必要がある。

(2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害(地震等)により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）を計画的に養成し、応急危険度判定制度の確立と災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る必要がある。

(3) 地域特性との対応

市内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。

また、延焼危険性は、木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。

(4) 防災上重要な建築物の耐震化等

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、災害対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

【対策】

(1) 建築物の耐震化の推進

建築物の被害は、地形、地質及び地盤等の自然条件の影響を受けて被害の要因や内容が異なり、市では特に南西部での建築物被害が大きくなると予想されている。したがって、それぞれの場所の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していく。

①既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

鹿嶋市耐震改修促進計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐

震化を推進する。特に市有施設については、耐震改修プログラムを策定し、計画的な耐震化を図る。

イ 耐震診断基準の周知

市内の建築士による耐震診断の促進を図るため、（一般財団法人）日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

ウ 住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

エ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

オ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

②応急危険度判定体制の充実

ア 判定士の活用

地震等による二次災害を防止するため、県が計画的に養成することとしている応急危険度判定士を活用する。

イ 動員体制の整備推進

災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、県と連携し、市の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を推進する。

③被災宅地危険度判定体制の充実

ア 被災宅地判定士の活用

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、県が計画的に養成することとしている被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を活用する。

イ 動員・実施体制の整備推進

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、県と連携し実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を推進する。

④建築物の落下物対策の推進

ア 一般建築物の落下物防止対策

地震時における建築物の窓ガラス・看板等の落下物による危険を防止するため、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス・看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。また、体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- a 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

- b 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難所等に重点を置く。
- c 市は、ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- d 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2) 建築物の不燃化の推進

①防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

②建築物の防火の推進

市は、県が行う、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき行われる防火の指導、既存建築物に関する建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき行われる防火上・避難上の各種改善指導等において、県と連携し、建築物の防火を推進するものとする。

(3) 建築物の液状化被害予防対策の推進

市内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下等のおそれがあるため、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行う。

特に、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化危険度の高い地域の建築物について、建築確認申請時等に対策工法を指導するものとする。

なお、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては、以下の対策の推進が必要とされている。

- 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
- 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- 大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整
- 液状化による被害軽減のための調査研究

①液状化予防対策

ア 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する（根拠指定：建築基準法施行令第42条）。

イ 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

②液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

イ 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

ウ 基礎杭を用いる。

(4) 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していく必要がある。

また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

①市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市役所、病院、避難場所でもある小中学校や公民館等、防災上重要な施設の管理者は、市が策定した耐震改修促進計画に基づき、市が行っている耐震化事業に準じて、耐震診断を実施し、補強が必要と判断された建築物については早期に耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。

②不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

(5) 教育施設の耐震化の推進

学校、公民館等の施設は、災害時に避難場所として利用されるなど、地区の拠点となる施設である。したがって、これらの施設の耐震性を高めておくことは、市民の生命・身体を守る上で極めて重要である。また、文化財は、地震や火災等の災害に対して脆弱な構造を持つものが多いことから、その保護に十分な配慮が必要である。

①学校、公民館等の耐震化

昭和 56 年に策定された新耐震設計基準の適用以前に建築された建物は耐震性が十分に確保されていないことがあり、市内の教育施設もその例外ではないことから、耐震診断を実施し、結果により、耐震補強に取り組む必要がある。

学校、公民館等の施設に関しては、下記の点に留意して点検整備を進め、安全性の確保を図る。なお、市における小・中学校は耐震化済みである。

ア 建物及び敷地の点検の励行

イ 危険建物の整理及び改築

ウ 排水施設の整備と管理

エ 消防用設備等の防災諸施設の充実

オ 非構造部材である外壁、窓ガラス、壁・天井仕上材、設備の耐震性向上

カ 非常電源、地下水・雨水利用施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫の設置

キ 危険建築物の取り壊し

②文化財保護

市は、茨城県の中でも多くの文化財が所在する市である。特に鹿島神宮には国宝「直刀」をはじめ「鹿島神宮本殿・拝殿・幣殿・石の間」「鹿島神宮楼門」「鹿島神宮撰社奥宮本殿」「鹿島神宮仮殿」などの重要文化財建造物群は、桃山建築様式を伝えるものとして貴重である。

さらに、天然記念物としての国指定「ハマナス自生南限地帯」、茨城県指定「鹿島神宮樹叢」などがある。

このような国宝及び重要文化財・天然記念物を災害から保護するため、市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図るとともに、文化財の所在の明確化及び見学者に対する防災のための標識等の設置を図るものとする。

なお、鹿島神宮では火災を防御するために自衛消防隊を組織し、火災報知器、消火栓、放水銃、小型動力ポンプ、消火器、貯水槽、用水池等を設置している。

3. 土木施設の耐震化等の推進

【趣旨】

道路等の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら土木施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

【留意点】

地域特性を考慮した対策の対応

市内においては、場所によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、土木施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが必要である。

【対策】

(1) 道路施設の耐震化等の推進

市は、災害応急対策に必要な物資、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回路を調査して、逐次改良及び補修を実施するよう努めるものとする。

①道路施設の耐震性の向上

ア 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

②維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るために危険箇所については、可能な限りの補修を行い、また、幅員3m未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険な所については逐次改良するよう努めるものとする。

③道路ネットワークの確保

ア 第一次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第一次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

また、第二次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとする。

イ 市街地の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 市街地の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

④迂回道路の調査

災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備えるものとする。

(2) 河川等の耐震化の推進

市は、県や関東地方整備局等関係機関と連携し、河川管理施設等の耐震性の点検及び耐震性

向上の検討など，河川，砂防及び海岸施設の耐震化を推進するものとする。

特に浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門，樋管等の河川構造物の改良工事を，関東地方整備局等関係機関と連携し優先的に行う。

4. ライフライン施設の耐震化の推進

【趣旨】

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。また、ライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、市民生活への大きな影響を与えることとなる。

したがって、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることがより重要かつ有効である。このため、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

特に、人命に関わる重要施設となる医療機関への供給ラインの耐震化を進めるものとする。

【留意点】

(1) 被害想定結果の対策への反映

被害想定調査を行うことにより、市内の各地域における各ライフライン施設の被害状況が把握できる。このことから、この被害想定結果を活用し、各地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

(2) 都市機能確保のための事前対策の重要性

大規模な地震によってライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や市民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、事前に各施設の耐震化を図ることが必要である。

【対策】

(1) 電力施設の耐震化（東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社）

①電力施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

a 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

b 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

a 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

b 地中電線路

地盤条件に応じて可撓（とう）性[※]のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

※可撓（とう）性：物質が外力によって、しなやかにたわむ性質。たわみ性。物質の弾性変形のしやすさを示す。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

②耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(2) 電話施設の耐震化（東日本電信電話株式会社（茨城支店））

災害等が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

①電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

②電気通信システムの信頼性向上対策

ア 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）

イ 主要中継交換機の分散設置

ウ 通信ケーブル地中化の推進

エ 大都市における洞（とう）道[※]（共同溝を含む）網の構築

オ 電気通信設備に対する予備電源の確保

カ 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）

キ 社内システムの高信頼化等

※洞（とう）道：通信ケーブルやガス管などを敷設するための専用の地下道のこと。

③重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

ア 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）

イ 災害時のトラヒックコントロール

ウ その通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

(3) 上水道施設の耐震化

市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。このため、県企業局鹿行水道事務所等、関係機関へ協力要請を行う。

①水道施設の耐震化

ア 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

イ 老朽管の更新

老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

ウ 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

②行動指針の作成

市は、災害時の応急給水・応急復旧の行動指針として次の点を定めておく。なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ

見直すものとする。

- ア 緊急時の指揮命令系統，給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。），指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- イ 県及び他の都道府県域から支援者，厚生労働省，自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- ウ 外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。
 - a 集結場所，駐車場所，居留場所
 - b 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- エ 市民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - a 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - b 地震規模に応じた断水時期の目処
 - c 市民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- オ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - a 指揮命令系統の整った支援担当部の編成
 - b 自らの食事，宿泊用具，工事事資材の携行

（４）下水道施設の耐震化

①既存施設の耐震化

市は，被災した場合の影響度を考慮して，処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については，より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い，耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震化の具体例

- a 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- b 地盤改良等による液状化対策の実施

②新設施設の耐震化

市は，施設の計画，調査，設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

（５）都市ガス施設の耐震化（東京ガス株式会社，東日本ガス株式会社）

①施設の現況

ア ガス製造施設

- a ガス製造施設の設計は，ガス事業法，高圧ガス保安法，消防法及び建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準に準拠しているほか，社内技術基準に基づいている。
- b 危険物貯蔵設備，ガス製造設備等は，緊急遮断又は緊急停止等の安全装置，危険物の流出防止施設，消防設備等の安全設備を配慮している。

イ ガス供給施設

a ガスホルダー

- i ガスホルダーは，製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか，安全装置，遮断装置及び離隔距離等を考慮している。
- ii 球形ガスホルダーは，地震力を考慮した耐震構造となっている。

b ガス導管

- i ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。
- ii 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。
- iii 鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。
- iv 鋳鉄管の接合部は、印ろう型、ガス型であったが、その後、可とう性に富む機械的接合に移行している。
- v ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。
- vi ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。設置場所は、製造所及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所等である。
- vii 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターの取り付けを推進している。
- viii ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、処理要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

ウ 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、かなりの耐震性を有している。

エ 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

②予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

ア 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。

イ 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

ウ 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

エ 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。

オ 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。

カ 通信施設の整備・増強を推進する。

(6) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

5. 地盤災害防止対策の推進

【趣旨】

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防御のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めるものとする。

【留意点】

(1) 地盤情報の一元化

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させていくことが必要である。

(2) 警戒体制の確立

地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。

【対策】

(1) 地盤災害危険度の把握

①地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

②地盤情報の公開

収集、整理したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

(2) 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

①防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

②土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

(3) 斜面崩壊防止対策の推進

地震による土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて県と連携し、斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

■急傾斜地の指定及び指定基準の概要

① 指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域及び崩壊を助長誘発するおそれがある地域を、市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

② 指定基準の概要

傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域。

(4) 造成地災害防止対策の推進

①災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

②災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

③大規模盛土造成地情報の公開

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表する。

(5) 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下により、建築物や土木建造物等の耐震性が劣化する可能性がある。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

(6) 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、市は埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるものとし、建築主は、新築や改築等を行う際に地盤の状況等を調査し、必要に応じて液状化（予防）対策を施すよう努めるものとする。

※資料編

- 都市公園の整備状況
- 鹿嶋市の教育施設及び防災設備
- 鹿嶋市内の指定文化財
- 土砂災害防止法指定箇所
- 急傾斜地危険箇所
- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- 大規模盛土造成地マップ

第3節 被害軽減への備え

1. 緊急輸送への備え

【趣旨】

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

【留意点】

(1) 陸上、海上及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

市内外の道路や港湾及びヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備を図っていく。

また、市は、災害時の物流拠点となる施設について、こうした陸上、海上及び空の各輸送手段の連結性を考慮し、隣接都県、関係機関、関連企業との協力体制の中で、整備を進める必要がある。

(2) 地域特性と対策の対応

市は、地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況及び交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）をもとに、緊急輸送道路の指定、整備を行う必要がある。

(3) 民間企業等との効果的な連携体制の整備

実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、市は、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておく必要がある。

また、緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があり、これについても、関連業界団体を通じて、平常時より、協定等の締結による車両等の調達体制を整備しておく必要がある。

(4) 地震発生後の情報連絡手段の整備

市は、地震発生後に、整備した民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、地震発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。

また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実に情報連絡がとれるような環境を整備することが必要である。

【対策】

(1) 緊急輸送道路の指定・整備

①緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、県内の防災拠点及び避難場所や、市と隣接市とを結

ぶ緊急輸送道路を県との調整のもと、緊急輸送道路の指定を行う。

②緊急輸送道路の整備

市は、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、指定された緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

③緊急輸送道路における無電柱化の推進

市は、指定された緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る。

(2) ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）を下表のように指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得るように鹿島港及び鹿島灘漁港の整備について、関係機関との調整を図る。

さらに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

表 2.3.1 臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）

地名	住所
鹿嶋市立鹿島中学校校庭	鹿嶋市宮中 2398-1
鹿嶋市立大野中学校校庭	鹿嶋市津賀 1925-1
高松緑地公園（野球場）	鹿嶋市光 1
津賀城址公園	鹿嶋市津賀 1419-12
はまなす公園球場	鹿嶋市角折 2096-1
カシマサッカースタジアムB駐車場	鹿嶋市神向寺後山 26-2
県立鹿島産業技術専門学校	鹿嶋市林 572-1

(3) 啓開・輸送体制の整備

①民間企業等との連携体制の整備

緊急輸送道路の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておく。

また、市等による緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があるため、関連業界団体を通じて、平常時より協定等を締結し調達体制を整備するものとする。

②地震発生時の情報連絡手段の整備

民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、地震発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。したがって、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実に情報連絡ができる環境を整備するものとする。

表2.3.2 緊急輸送道路一覧表

路線名	起点側	終点側	備考
国道 51 号	稲敷市県境(千葉県)から	水戸市三の丸(水戸駅前交差点)まで	県指定 第一次緊急輸送道路
国道 124 号	神栖市県境(千葉県)から	鹿嶋市宮中 国道 51 号 (消防署南交差点) まで	〃
一般県道栗生木崎線	鹿嶋市栗生 一般県道鹿 島港線(栗生交差点)から	神栖市居切 一般県道鹿 島港潮来インター線交差 まで	〃
一般県道鹿島港線	鹿嶋市明石 国道 51 号 (スタジアム北交差点)か ら	鹿嶋市平井南 鹿嶋市道 交差まで	〃
鹿嶋市道 0210 号線	鹿嶋市平井 鹿嶋市道交 差から	外港公共 1 号線(鹿島港) まで	〃
臨海道路(鹿島港)外 港公共 1 号線	鹿嶋市平井南 鹿島港線 交差から	鹿島港外港地区まで	〃
主要地方道茨城鹿島 線	東茨城郡茨城町生井沢 一般県道紅葉石岡線交差 から	鹿嶋市爪木 一般県道須 賀北埠頭線交差まで	県指定 第二次緊急輸送道路
〃	鹿嶋市宮下 国道 51 号 (厨台交差点)から	鹿嶋市佐田 国道 124 号 交差まで(鹿嶋市宮中 鹿 嶋市道交差まで)	〃
一般県道荒井行方線	鹿嶋市荒井 国道 51 号 (出張所入口交差点)から	行方市根小屋 一般県道 繁昌潮来線交差まで	〃
一般県道須賀北埠頭 線	鹿嶋市宮中 一般県道須 賀北埠頭線交差から	鹿嶋市大船津 国道 51 号 (大船津北交差点) まで	〃
鹿嶋市道 0101 号線	鹿嶋市宮中 県道茨城鹿 島線交差から	鹿嶋市平井, 県道鹿島港線 (平井中東交差点) まで	〃
鹿嶋市道 0103 号線	鹿嶋市宮中 国道 51 号バ イパス(宮中北交差点)か ら	小山記念病院まで	県指定 第三次緊急輸送道路
鹿嶋市道 0105 号線	鹿嶋市宮中 国道 124 号 バイパス(鹿嶋市役所西交 差点)から	鹿嶋市役所まで	〃
鹿嶋市道 0105 号線, 8010 号線	鹿嶋市宮中 国道 124 号 バイパス(鹿嶋市役所西交 差点)から	鹿嶋警察署まで	

(4) 総合的な輸送ネットワークの構築

市は、緊急輸送道路や港湾・漁港及びヘリポート等を総合的に活用し、応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ輸送ネットワークの整備を図る。このネットワークを踏まえて、震災時の物流拠点としては、こうした陸上、海上及び空の各輸送手段の連結性を考慮し、「鹿嶋市立ト伝の郷運動公園」を地域内輸送拠点に指定する。

市は、あらかじめ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点である「鹿嶋市立ト伝の郷運動公園」を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

2. 消火活動, 救助・救急活動への備え

【趣旨】

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる市民及び自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

【留意点】

(1) 地震時の出火要因への対処

市は、過去の地震事例を中心に、出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施していく。特に通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておくことが重要である。

(2) 広域応援体制の確立

市は、市内外の消防本部及び消防署間の相互応援、緊急消防援助隊等による市内外からの広域応援体制の確立を図る。また、応援隊との連携体制、資機材・通信設備の共同利用、ヘリコプターによる広域搬送等を重点的に訓練しておく必要がある。

(3) 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化

地震の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動は不可能である。

地域の住民は自主防災組織等を結成し、自らの地域は自らで守るという気概のもと、初期消火・救出・応急手当能力の強化に努めることが必要である。

【対策】

(1) 出火予防

①一般火気器具からの出火の予防

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防機関は市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないこと等を普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

市及び消防機関は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと等を普及啓発する。

ウ ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

②火災予防広報の推進

次の方法により火災予防広報を推進し、地域市民に対する防火知識を普及し、市民全体の連帯的防火意識の向上を図る。

ア 広報紙、新聞等に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動の実施

春季火災予防運動（3月1日～3月7日）及び秋季火災予防運動（11月9日～11月

15日)の期間中、次の広報活動等を行う。

- a ポスター、立看板、横断幕等による広報
- b 防災行政無線による広報
- c 広報車、消防自動車による啓発行動

ウ 防火講演会、映画会等の実施

③火災予防査察の実施

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5に基づき、消防対象物に対し立入検査を行い、火災予防上の欠陥事項については関係者に指摘するとともに、その是正を促し、火災危険の排除及び火災予防の徹底を図る。（参考：鹿島地方事務組合査察規程）

④化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。また、市及び消防関係機関はその旨を周知、指導する。

(2) 消防力の強化

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

①消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

②消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、消防機関においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

③消防団の育成・強化

災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

④広域応援体制の整備

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、鹿島地方事務組合消防本部と他の消防本部との間での相互消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部により合同で消火・救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。さらに、計画に基づき、応援隊との連携を円滑にするための訓練を重点的に行うものとする。

(3) 救助力の強化

①救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

②救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

③消防団の育成・強化

前項③に準ずる。

④広域応援体制の整備

前項④に準ずる。

⑤ 防災ヘリコプター等の支援

大規模災害時、交通の途絶により早期に救助隊を現地に派遣できないことが予想されるため、「第2章 第3項 1. 緊急輸送への備え」に示す臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）の整備、関係機関との連携強化を図り、防災ヘリコプター等の支援体制を確立する。

(4) 救急力の強化

①救急活動体制の強化

大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急隊員の専任化の促進

エ 救急教育の早急かつ計画的な実施

オ 管内の医療機関との連携強化(緊急時の通信機能の確保)

カ 市民に対する応急手当の普及啓発

②救急医療用ヘリコプター等による医療支援体制の確立

大規模災害時に予想される医療資源不足、重症疾病者に対しての初期治療、搬送、医療救護チームの派遣受入に対応するため、「第2章 第3節 1. 緊急輸送への備え」に示す臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）の整備、関係機関との連携強化を図り、救急医療用ヘリコプターによる医療支援体制を確立する。

③集団救急事故対策

消防機関は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を、救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

(5) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

地震の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動、救助活動が不可能となる可能性が高い。したがって、市民は自主防災組織を中心に自らの地域は自らで守るという気概のもと、初期消火・救出・応急手当能力の強化に努めることとする。

①初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

②救出・応急手当能力の向上

ア 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。また、市はこうした地域の取り組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。特に、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

3. 医療救護活動への備え

【趣旨】

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

【留意点】

(1) 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想される。そのため、平常時から無線、インターネット接続等災害時医療に係る情報連絡体制を確するとともに、非常用通信手段を確保しておくことが必要である。

(2) 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療コーディネーター等災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。

【対策】

(1) 医療救護施設の確保

①医療救護施設の耐震性の確保

市保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

②ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備に努めるものとする。

イ 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸の確保、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等による、貯水されている水の漏えい防止対策等に努めるものとする。

(2) 後方医療施設との連携体制の整備

市内拠点病院は、県が指定した、地域災害拠点病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立するものとする。

(3) 医療関係者に対する訓練等の実施

①病院防災マニュアルの作成

病院の防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合に応じて、適切な対応が行われる必要がある。したがって、病院は、防災体制、災害時の応急対策、自院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）

の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

②防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域市民との共同による防災訓練の実施に努める。

また、医療関係機関は、病院、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(4) 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

さらに、医療関係団体は、県・市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

4. 被災者支援のための備え

【趣旨】

発災後、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、避難場所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失及び流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

【留意点】

(1) 協力体制の整備

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、避難所の開設並びに生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

また、市内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。

(2) 最大規模の被害を想定した対策の対応

備蓄・調達数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を想定して設定することが必要である。

(3) ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保

電気、水道、ガス等市民生活に必要なライフライン施設の供給停止等に対応した食料、飲料水及び毛布等生活必需品を確保することが必要である。

(4) 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散

災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、集中備蓄を行うとともに、広域的な分散備蓄を行い、災害時のリスクを分散させる必要がある。

(5) ニーズに応じた調達・確保

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。

(6) 要配慮者に配慮した備蓄・調達

高齢者、乳幼児等要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

【対策】

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

① 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図る（図 2.3.1 参照）。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図る。

なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

図 2.3.1 日本工業規格(JIS)に基づく災害種別一般図記号等

平成 28 年 3 月 22 日付で JIS 改正・制定された災害種別図記号

津波・高潮	洪水・内水氾濫	土石流	崖崩れ・地滑り	大規模な火事
				

(出典：災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組に関する通知について
平成 28 年 3 月 23 日付 内閣府（防災担当）)

② 指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

③避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている公共施設・学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定している避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

④避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、感染症対策を含む必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

備蓄すべき主なものは次に示すとおりである。

ア 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）

イ 生活必需品

ウ ラジオ、テレビ

エ 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市防災行政無線を含む。）

オ 放送設備

カ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）

キ 炊き出しに必要な機材及び燃料

ク 給水用機材

ケ 救護所及び医療資機材（常備薬を含む。）

コ 物資の集積所（備蓄倉庫等）

サ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ、パーテーション

シ マット、簡易ベッド、段ボールベッド

ス 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

⑤避難所の運営体制の整備

市は、市民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(2) 食料、生活必需品等の供給体制の整備

市は、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

①食料、生活必需品、給水資機材の備蓄における共通事項

ア 協力体制の整備

直下型地震など被害地域が限られるような災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について相互応援ができることが望ましい。したがって、他市町村やその他関係機関との間で、災害時の物資調達・供給の協力体制を整備する。

また、避難所生活等において不足する食料、生活必需品については、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

イ 備蓄数量の設定

備蓄・調達数量の目標値は、地震被害想定調査に基づき、市内での被害が最大となる地震を想定して設定する（「第1章 第3節 5. 被害想定結果」の罹災者数及び避難者数を参照）。

ウ 備蓄品目の選定

電気、水道、ガス等市民生活に必要な不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応して加熱不要の食料、飲料水、毛布等生活必需品の品目を選定し、確保する。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者、さらには乳幼児、女性に配慮した備蓄品目を選定し、必要量の確保に努めるものとする。

エ 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、公民館への備蓄を基本とし、地域の実情にあわせた分散備蓄を行う。

②食料の備蓄並びに調達体制の整備

ア 市の整備体制

a 市は、茨城県地震被害想定を踏まえ避難者数の概ね3日分を目標として食料の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

b 市の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とする。1日分は公的備蓄とし、残り2日分は流通在庫備蓄として、災害時に協定を結んだ業者などから購入するものとする。

c 備蓄食料については毎年点検を行い、補充・更新を図りながら、備蓄の確保に努めるものとする。

d 備蓄の確保に当たっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

e 市において、十分な量を確保できない場合を想定し、県や他市町村、さらには災害協定を締結している民間企業等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

f 備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等についても考慮することとする。

- i 主食 パン，アルファ化米，乾パン，おかゆ，即席めん等
- ii 副食 缶詰，野菜，漬物，飲料（缶，ペットボトル）等
- iii 調味料 みそ，しょうゆ，塩，砂糖
- iv 乳児給与 乳幼児用粉ミルク，液体ミルク

イ 市民及び地域，事務所等の備蓄

市民及び地域では，災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶，備蓄箇所の被災等による支援の途絶等を想定し，前記ア 市の整備体制 f に掲げる品目等，必要な物資を最低3日分，推奨1週間分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

なお，アレルギー保有者については，個々の症状に応じた備蓄に努めるものとする。

事業所等においては，災害発生後，安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事務所内に留めておくことができるよう，食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

(3) 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

①市の備蓄・調達

市は，茨城県地震被害想定を踏まえた避難者数を目標として，避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるものとする。また，日常生活に欠くことのできない，被服，寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し，日常生活を営むことが困難な者に対し，急場をしのぐ程度の生活必需品を給与又は貸与する。

②市民及び事業所等の備蓄

市民及び事業所等は，日常生活に必要となる品目（寝具，日用品雑貨，衣料品，炊事用具，食器，光熱材料等）を，世帯人員数，各自の従業員数等に合わせて適量備えるものとする。

③物資の受入れ

調達した生活必需品の受入センターとして，備蓄拠点でもある市役所を充てる。ただし，市民への速やかな支給が必要とされる物資については，直接避難所で受入れる。

さらに，災害時における物資の支給・受入に関わる体制を明確にし，市民と市職員が協力して作業を行えるようにしておく。

(4) 応急給水・応急復旧体制の整備

①応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は，地震により水道施設が損壊し，供給が不能となった場合，速やかに応急給水活動が行えるよう，応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。さらに，県企業局鹿行水道事務所等関係機関へも協力要請を行う。

また，特に地震災害に備え，給水地域の各家庭において，容量10～20リットルのポリ容器を常備しておくよう，市民に周知徹底を図るものとする。

②防災井戸の整備

市は，避難所又はその周辺地域において，防災井戸の整備に努めるものとする。

③行動指針の作成

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお，行動指針は職員に周知徹底しておくとともに，水道施設の耐震化の進展等，状況の変化に応じ見直すものとする。

- 緊急時の指揮命令系統，給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。），指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県及び他の都道府県域から支援者，厚生労働省，自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。
 - ⇒集結場所，駐車場所，居留場所
 - ⇒職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - ⇒緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - ⇒地震規模に応じた断水時期の目処
 - ⇒住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - ⇒指揮命令系統の整った支援班の編成
 - ⇒自らの食事，宿泊用具，工所用資材の携行

④応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

水道事業者等は，地震により水道施設が損壊し，供給が不能となった場合，施設の早期復旧を図るとともに，速やかに応急給水活動が行えるよう，応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行うものとする。

<品目>

- ア 給水タンク車
- イ 給水タンク
- ウ 浄水器
- エ ポリ容器
- オ ポリ袋等

⑤検査体制の整備

市は，防災井戸における水等を飲用しなければならない場合に，飲用の適否を調べるため，水質検査が行える体制を整備しておくものとする。

(5) 罹災証明書の交付

市は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め，住家の被害認定調査の担当者の育成，他の市町村や民間団体との応援協定の締結，応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

また，効率的な罹災証明書の交付のため，当該業務を支援する「被災者生活再建支援システム」を活用するとともに，住家の被害調査のための研修応援体制の強化等により，災害時の住家の被害認定の迅速化を図るものとする。

5. 要配慮者の安全確保のための備え

【趣旨】

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人などいわゆる要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、「鹿嶋市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

【留意点】

（1）要配慮者の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

（2）夜間、休日等の対応

地震発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等考える最悪の場合にも対応できるように、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

（3）行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域の住民やボランティア等が協力しあい、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため県及び市町村は、あらかじめ施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等との協力体制やボランティア等とのネットワークを整備しておくことが必要である。

【対策】

（1）社会福祉施設等の安全体制の確保

①防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

②緊急応援連絡体制の整備

地震発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等、施設職員が少ない状況で考える最悪の場合にも対応できるように、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

したがって、施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

また、市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

③社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設（ウェルポート鹿嶋の郷等）について、施設入所者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

④防災資機材の整備，食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

⑤防災教育，防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

また、市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(2) 在宅要配慮者の救護体制の確保

①要配慮者の状況把握

地震災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から要配慮者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

したがって、市は、在宅サービスや民生委員活動、見守り活動及び保健所等の協力により把握した要配慮者名簿及び要配慮者避難支援プラン個別計画（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報取扱いに十分留意しつつ要配慮者に係る情報の共有化に努める。

②避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者避難支援プランの作成

市は、市地域防災計画において、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市の地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、避難支援等に携わる関係者として市の地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同

意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、さらに避難行動要支援者本人との調整による、支援に関する必要事項等を示した個別計画の作成や避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

③災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、県及び市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

④相互協力体制の整備

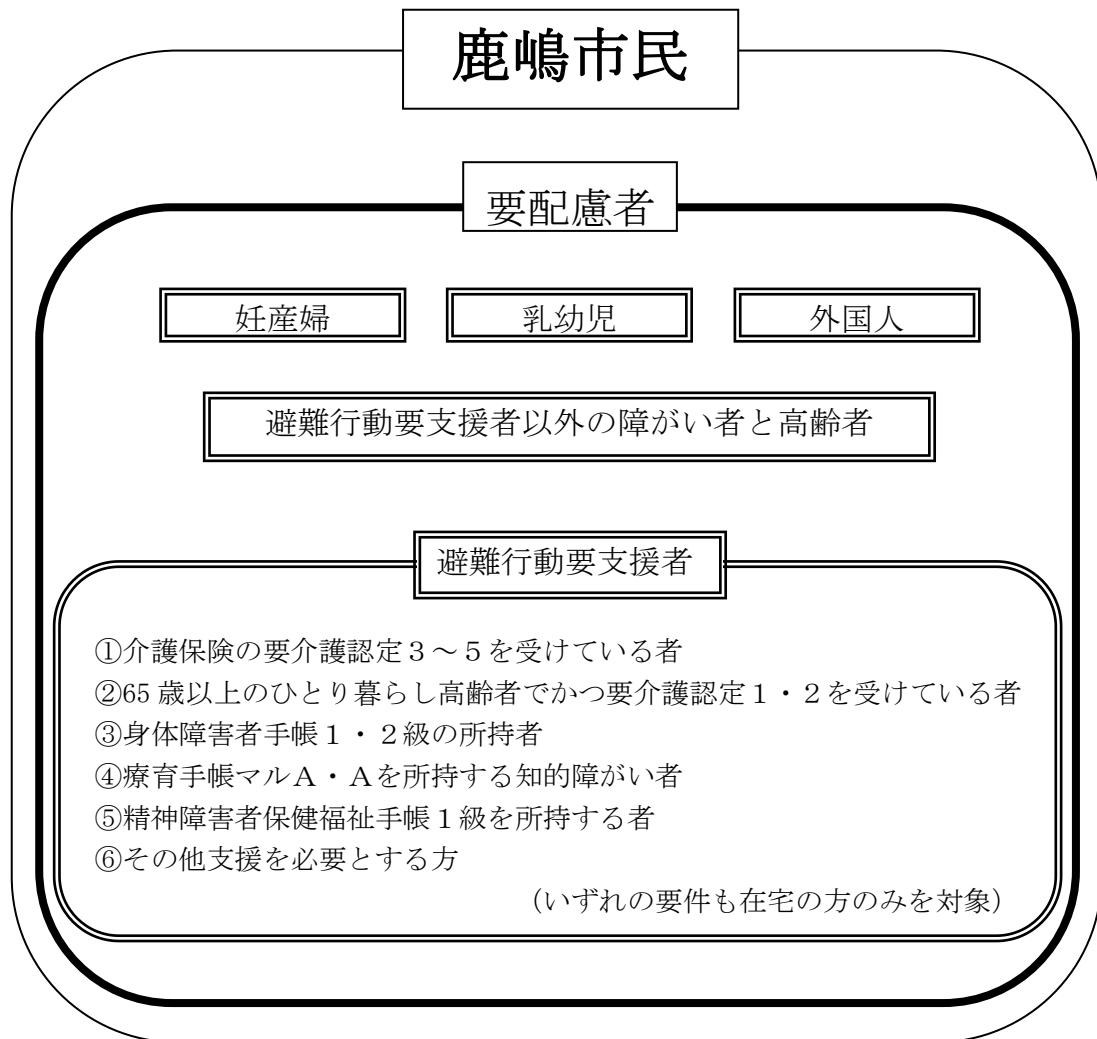
市は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。

⑤防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。



(3) 外国人に対する防災対策の充実

①外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

②外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

③防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

④災害時マニュアルの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

⑤外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適

切なアドバイスを受けられるように、市は外国人相談窓口の充実を図る。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

ウ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの支援

市は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

6. 燃料不足への備え

【趣旨】

災害の発生に伴い、県への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、県民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

【留意点】

(1) 連絡体制の整備

大規模地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、市は、あらかじめ県、県石油業協同組合等との間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から伝達手段について確認しておく必要がある。

(2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定

市は、災害時において、優先的に燃料を供給すべき重要な施設をあらかじめ指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておくことが必要である。

(3) 応急復旧等を実施する車両の指定

市は、災害時において、応急復旧や市民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両をあらかじめ指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要である。

(4) 市民への普及啓発

市は、応急対策や市民生活の維持のために必要な施設や車両への優先的な燃料供給について、市民への理解を促進するとともに、災害に備え、市民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行うことが必要である。

【対策】

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、石油業協同組合と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

(2) 重要施設・災害応急対策車両等の指定

①災害応急対策車両の指定

市は、別に定める基準に基づき、災害応急対策を行うための車両を、あらかじめ指定しておくものとし、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えるものとする。

②重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給

油しておくことを心掛けるものとする。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するものとする。

(3) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

(4) 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

※資料編

- 緊急輸送道路ネットワーク計画図
- 災害種別避難標識システムに用いる図記号（1）
- 災害種別避難標識システムに用いる図記号（2）
- 防火対象物（消防法施行令による）
- 消防水利及びポンプの充足状況
- 災害拠点病院の指定状況
- 災害派遣医療チーム（DMAT）指定医療機関の指定状況
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備状況
- 市内医療機関
- 歯科医療及びその他の医療機関
- 管外医療機関
- 茨城県救急医療体制図（二次・三次）
- 鹿嶋市避難場所一覧
- 鹿嶋市内福祉施設一覧表
- 一人暮らし・寝たきり高齢者，身体障がい者の状況

第4節 防災教育・訓練

1. 防災教育の実施

【趣旨】

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市及び防災関係機関は、平常時から、防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及に努めるものとする。

防災は市民全てに関係するテーマであるため、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて幅広い層に対する教育を実施していく。特に、災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育を重視する。

また、市及び防災関係機関の職員等は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、地震災害とその対策に関する知識の習得と高い意識の醸成に努めるものとする。

【留意点】

(1) 体験重視の教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、ワークショップ等の体験・参加型の教育が必要である。

(2) 幅広い教育

防災は全ての人々に関連のあるテーマであるため、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。

特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。この場合、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用する。

【対策】

(1) 一般市民向けの防災教育

市民の一人ひとりが平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

①普及啓発すべき内容

市及び防災関係機関は、市民に対し、地域のハザードマップや地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

ア 「自助」「共助」の推進

- a 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検，玄関や寝室への配置などについても推進する。

b 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについても，見直しを推進する。

c 避難行動をあらかじめ認識するための取組

地域の緊急避難場所や避難所，危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

d 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため，災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル，ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

また，災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について，あらかじめ決めておく。

e 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

f 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。

g 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等

平成30年12月に公表された「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに，被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

イ 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち，気象庁から発表される「緊急地震速報」について，水戸地方気象台は，講習会等を利用してその特性と限界，具体的内容，発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに，資料を積極的に配布して，十分な周知を行う。

■ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は，地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は，強い揺れが予想される地域に対し，緊急地震速報（警報）を発表する。また，これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知する。

（注1）緊急地震速報（警報）は，地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより，地震の強い揺れが来る前に，これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし，震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

（注2）震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は，地震動特別警報に位置づけられる。

ウ 地震保険の活用

地震保険は，地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり，被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから，市は，地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。

エ 防災関連設備等の準備

a 非常用持出袋

b 消火器等消火資機材

c 住宅用火災警報器

d その他防災関連設備等

②普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。

ア パンフレット、防災マップ等の配布

県、市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

イ 講習会等の開催

市及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

ウ その他のメディアの活用

a テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

b 防災に関するDVD等の貸出

c 文字放送の活用

d インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）の活用

e 地震体験車等の教育設備の手配

エ 防災訓練を通じた教育

各種防災訓練を実施し、適切な応急活動の修得と防災知識の普及を図る。

なお、テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいいため、体験・参加型の教育を行うものとする。

(2) 児童生徒に対する防災教育

①児童生徒に対する防災教育

ア 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校安全計画に従って、幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、火災や津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

なお、実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

②指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通じて、指導者への防災教育を行い、資質の向上を図る。

(4) 市及び防災関係機関の職員等防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力を要求されるため、以下の様な防災教育・計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

①応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員等に対して、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）による研修等を行うことにより対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

②研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会や講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらう等の体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

2. 防災訓練の実施

【趣旨】

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

【留意点】

(1) 実践的な訓練の実施

訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、参加者自身の判断も求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。

(2) 図上訓練による対策検証

具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションの実施は、防災要員の計画内容の習熟に効果的であるばかりでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。

(3) 地域の実状に即した訓練の実施

地震被害は地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。

【対策】

(1) 県総合防災訓練

県及び実施場所となった県内市町村等が主催して実施する訓練であり、市も積極的に参加する。

①訓練種目（例）

- ア 災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達
- コ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤル

や災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

②訓練参加機関

県内の多くの市町村、防災関係機関が参加するほか、自主防災組織、ボランティア組織、一般県民に対しても広く参加が呼びかけられる。応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も行われる。

(2) 市が実施する訓練

市は、庁内訓練のほか、防災関係機関や事業所、市民等を対象とした複合的・総合的な訓練を主催するものとする。訓練は、地震や津波、風水害に伴って発生する各種災害の防御と被災者の救援・救護等を中心に、以下のような種類を実施する。

訓練の時期及び場所は、訓練の種類によって、最も訓練効果のある時期、場所等を選び実施する。なお、訓練の実施結果については記録しておくものとする。

①総合防災訓練

前項の「県総合防災訓練」と同様に、多岐にわたる災害応急対策を、市及び防災関係機関や事業所、市民等を対象として実施する。

なお、訓練においては、具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションを併せて実施し、これにより、計画内容の習熟だけでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等を図る。

②避難訓練

避難指示、勧告及び避難誘導等により、地域住民を安全に避難所へ避難させるための訓練を行う。

ア 市全体の避難訓練

地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防、消防団及びその他の関係機関の参加のもと、市民の協力を得て実施するものとする。

イ 特定施設における避難訓練

市は、病院及び社会福祉施設等において、利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は、学校と連携し、児童生徒及び地域住民を対象とした避難訓練、防災訓練を実施する。その際、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

エ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③非常参集訓練

市は、勤務時間外の災害発生を想定して、災害に対処するために必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための非常参集訓練を行い、災害時の迅速な職員参集による即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

④通信訓練

市は、地震の発生を想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう、定期的に通信訓練を行う。また、有線及び防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

⑤災害救助訓練

市は、大量の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護、救急及び被災者に対する給水、給食等市民の生命、身体を災害から保護するための訓練を行う。

⑥水防訓練

市は、関係団体と連携し、風水害の防御と避難者の安全確保等、風水害による被害を軽減するための水防活動訓練を行う。

⑦消防訓練

市は、関係団体と連携し、消火、延焼の防止、人命の救助その他の消防作業及び救急業務を習熟するための消防活動訓練を行う。

⑧複合災害を想定した机上訓練・実働訓練

市は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実働訓練の実施に努める。

(3) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、市に準じて各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて、市と共同して訓練を実施、あるいは市の訓練に対して協力を行うものとする。

(4) 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

地震被害は地区によりその様相が異なることから、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口及び防災施設状況等の地区の特性を踏まえて、事業所や自主防災組織等がそれぞれに工夫した訓練を実施するものとする。

①事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、法で定める消防計画に基づき防災訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

②自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び防災関係機関の指導のもと、地域の事業所とも共同して、組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織の活動を支援するものとする。

③一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力

の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災訓練の実施等、防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

④避難所における訓練

市は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営訓練を実施するものとし、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

3. 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承

【趣旨】

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

【留意点】

(1) 調査研究に用いるデータ及び手法

実際の災害対策に資することを目的として行う調査研究であるため、できる限り最新のデータを用い、現実に即した成果が得られるよう努めるとともに、時間の経過に対応し、データを更新していくことが必要である。

また、調査研究に用いる手法としては、科学技術等の進歩に対応し、その時点で最も有効な手法を活用していくよう努めることが必要である。

(2) 既存の調査研究成果の活用

県及び県内の各市町村、あるいはその他の機関及び県外の地方公共団体あるいはその他の機関が行った既存の調査研究の成果に関する情報を、県に集約することによって、情報の一元化を図り、それらを有効に活用できるようにしていくことが必要である。

(3) 対策に資するための計画的な調査研究の実施

災害予防計画の一環として行う調査研究は、最終的には災害対策に資することを目的としており、そのために必要な基礎的調査や被害想定調査を行うものである。このため、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施していくことが必要である。

【対策】

(1) 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全県の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

(2) 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、市、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

(3) 被害想定調査の実施

①市内全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するた

めに有効であり，県，市，防災関係機関で協力し，実施していくものとする。このため，特に，あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については，県及び各市町村の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり，県下全域を対象とした想定調査を推進する。

②地震被害予測システムの構築

地震被害想定をコンピューターシステム化することにより，通常時の防災訓練や災害対策立案支援，計測震度計とのリンクによる地震後の即時地震被害予測への活用を図る。

③継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については，社会状況の変化等に応じるため，県において，原則として10年ごとに見直しを図ることとされている。

(4) 災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性，時代性があることは過去の実例から明らかである。したがって過去の災害の経験を基礎として，災害の拡大原因となるものは何か，被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

災害対策に関する調査研究テーマとしては，以下のものがあげられる。

- ①災害に強いまちづくりのための調査研究
- ②地震被害軽減のための調査研究
- ③防災教育・訓練のための調査研究
- ④応援・派遣に関する調査研究
- ⑤災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ⑥被災者生活救援のための調査研究
- ⑦応急復旧・事後処理のための調査研究
- ⑧復興のための調査研究

(5) 災害教訓の伝承

市は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市民は，自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努めるものとする。

第 3 章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

1. 職員動員・参集

【趣旨】

市及び防災関係機関は、市内において地震災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。そのため、市長は、基準に基づいて配備体制を発令する。

【留意点】

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

【対策】

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は市内での地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により次のおり定める。ただし、災害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制を敷くことができる。

表 3.1.1 職員の動員配備体制

体制区分		基準	配備人員	災害対策本部等の設置
準1号配備 (警戒体制)	第1	市内で震度4を記録したとき、茨城県に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき、又は「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、調査を開始したとする情報が発表されたとき。	あらかじめ定める防災関係職員	なし。
	第2	市内で震度5弱を記録したとき、茨城県に「津波」の津波警報が発表されたとき、又は「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき。	あらかじめ定める防災関係職員	災害対策連絡協議会を招集する。
1号配備 (第1非常体制)		市内で震度5強以上を記録し局地災害が発生した場合、又は、茨城県に「津波」の津波警報が出た場合で本部長が必要と認めたとき。	地震災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。
2号配備 (第2非常体制)		市内で震度6弱以上を記録した時、又は、茨城県に「大津波」の津波警報が発表されたとき、「警戒宣言」が発令された場合。	人員を大幅に増員し、地震災害応急対策が円滑に行える体制	
3号配備 (第3非常体制)		市内で震度6強以上を記録し、大規模な災害が発生した場合、又は、茨城県に「大津波」の津波警報が発表され大規模な災害が発生した場合。	大規模な地震災害に対して、応急対策が円滑に行える体制	

(注) 「茨城県」の範囲は次頁の図参照

(2) 職員動員・参集

職員の動員基準を以下のように定め、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにする。

①災害情報の伝達

ア 勤務時間内

防災担当課長は、地震・津波や災害発生に関する情報を収受した場合は防災担当部長に報告する。

イ 勤務時間外

当直者は、地震・津波や災害発生に関する情報を収受した場合は、防災担当課長に連絡する。防災担当課長は、防災担当部長に連絡する。

②職員の動員配備体制の決定

ア 準1号配備（警戒体制）

地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づく防災担当課長の報告をもとに、防災担当部長が職員の配備体制の決定基準に基づき決定する。

イ 1号配備～3号配備（非常体制第1～第3）

防災担当課長の報告等をもとに、防災担当部長が状況を判断し、配備体制の決定基準に照らして必要があると認める場合は市長に連絡し、市長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。ただし、緊急を要し、防災担当部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災担当次長が代行する。また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行する。

ウ 決定者

上記ア、イの決定者は次のとおりとする。

表 3.1.2 動員配備体制の決定者

	決定者	代 決 者	
		1	2
準1号配備	防災担当部長	防災担当部長	防災担当課長
1号配備 2号配備 3号配備	市長	副市長	防災担当部長

③職員の動員

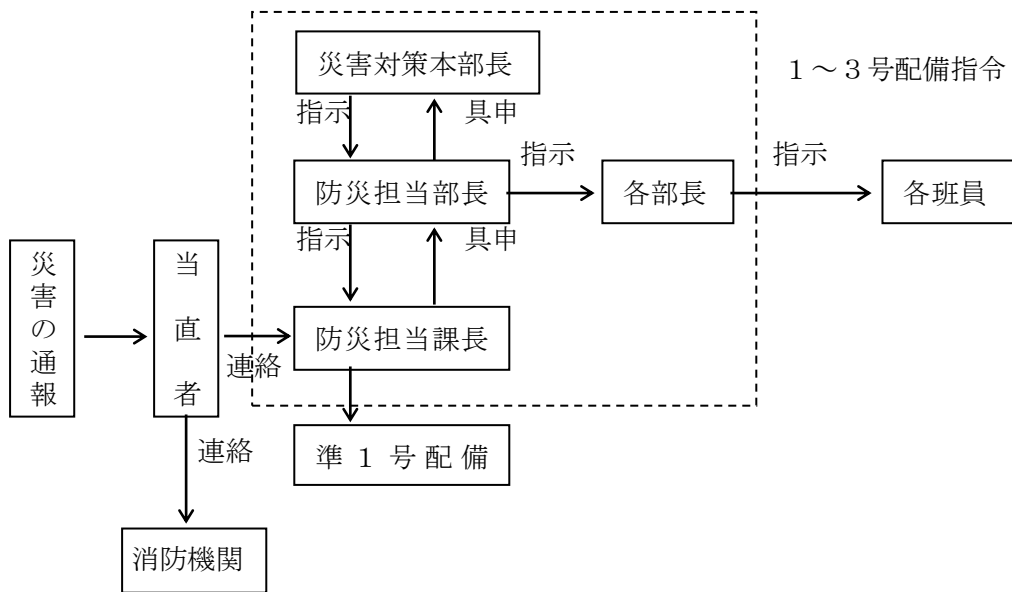
防災担当部長は、②における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。

また、動員に当たっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

ア 動員の伝達系統

動員伝達系統を次に示す。なお、準1号配備の伝達については、防災担当部長の指示に基づき、防災担当課長が行う。

図 3.1.2 動員伝達系統



イ 動員の伝達手段

a 勤務時間中における動員の伝達

i 庁内の放送設備及び電話による伝達

防災担当課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。

ii 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、防災担当課長は、課員の使送により、各部長に動員の伝達をする。

各部長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

b 勤務時間外における動員の伝達

i 参集メールシステムによる伝達

防災担当課長は、市で整備する参集メールシステムを用い、配備状況に応じた参集メンバーに動員の伝達を行う。

ii 電話による伝達

防災担当課長は、一般加入電話あるいは携帯電話を用い各部長、本部事務局員に動員の伝達をする。

各部長は各課長に、各課長はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常連絡システムにより一般加入電話あるいは携帯電話を用いて動員の伝達をする。

iii ラジオによる伝達

電話による伝達が不能の場合、市長は、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、エフエムかしま市民放送株式会社に対し、動員に関する放送を要請し伝達する。このような状況の場合は、職員は、地震後速やかにラジオ放送を傾聴するよう努めるものとする。

ウ 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、防災担当部長に報告するものとする。また、防災担当部長は市長に報告するものとする。

[報告事項]

- 部名
- 動員連絡済人員数
- 動員連絡不可能人員数及び同地域
- 登庁人員数
- 登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- その他

(3) 職員の参集

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、地震により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動する。

①義務登庁

職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、又は市内震度が6弱以上を記録したことを知った場合は、登庁することを義務とする。

災害対策本部設置後は直ちに参集するものとする。参集不能の状態にあるときは、災害対策本部にその旨連絡するよう努める。

②自主参集

職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、又は市内震度が5強以上を記録したことを知った場合は、自主的に登庁するよう努めるものとする。

なお、あらかじめ定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集するものとする。

③非常時の措置

職員は、速やかに所属部署への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とすること。

また、災害により所属部署への登庁が不能となった場合は、以下に基づき行動する。

ア 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、次の順位により登庁可能な最寄りの出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

第1順位：所属課所と密接な関連を有する最寄りの出先機関（課）

第2順位：最寄りの市民センター

第3順位：その他の最寄りの市出先機関

イ 参集した場合の措置

a 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属部署、職氏名、参集できない理由を報告する。

b 当該出先機関等の長は、加入電話が利用できる状態になったとき、又は県の防災行政無線が利用出来る場合は、前述により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属部長に速やかに連絡する。

ウ 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属部長に連絡するものとする。

2. 災害対策本部

【趣旨】

市は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市は防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規程により、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、鹿嶋市災害対策本部条例に基づき設置するものである。

【留意事項】

(1) 市長との情報連絡手段の確保

休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速な情報提供が必要である。

(2) 意思決定者不在の場合への対応

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておくことが必要である。

(3) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておくことが必要である。

(4) 災害対策本部の機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることが必要である。

【対策】

(1) 災害対策本部等の設置基準

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、災害対策本部等の設置基準を以下のように定める。

①災害対策連絡協議会招集基準

災害対策連絡協議会は、次の場合に招集する。

ア 市内で震度5弱を記録し、防災担当部長が必要と認めた場合

イ 「津波」の津波警報が発表され、防災担当部長が必要と認めた場合

ウ 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表された場合であって、防災担当部長が必要と認めた場合

エ その他防災担当部長が特に必要と認めた場合

②災害対策本部設置基準

本部は、次の場合に設置する。

ア 地震により相当程度の局地災害が発生した場合であって、本部長が必要と認めた場合

イ 津波警報が発表された場合であって、本部長が必要と認めた場合

ウ 市内で震度5強以上を記録した場合

- エ 大津波の津波警報が発表された場合
- オ 地震により大規模な災害が発生したとき
- カ その他本部長が特に必要と認めた場合

③災害対策本部廃止基準

本部は次の場合に廃止する。

- ア 災害応急対策が概ね完了した場合
- イ その他市長が必要なしと認めた場合

④動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害対策連絡協議会の設置基準と動員配備基準との対応は「第3章 第1節 1. 職員動員・参集」に示したとおりである。

(2) 組織

①災害対策連絡協議会

災害対策連絡協議会は防災担当部長が招集し、本部を設置するにいたるまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。

なお、構成員は次のとおりとし、協議会の庶務は防災担当課が担当する。

表 3.1.3 鹿嶋市災害対策連絡協議会構成員

役 職	職 名
委 員 長	防災担当部長
副 委 員 長	都市整備担当部長
委 員	政策企画担当部次長
〃	総務担当部次長
〃	健康福祉担当部次長
〃	福祉事務所担当次長
〃	防災担当部次長
〃	都市整備担当部次長
〃	水道事業担当部次長
〃	教育委員会事務局次長
〃	道路建設担当課長
〃	施設管理担当課長
〃	農林水産担当課長
〃	交通防災担当課長
〃	広報担当課長

②災害対策本部

災害対策本部は本部長を市長，また，副本部長を副市長及び教育長が務める。本部には部を設け，各部長が本部員を構成する。なお，本部長は，災害の状況その他により必要があると認めるときは，特定の部・課に対して種別の異なる配備体制を指示することができる。

ア 各部の分掌事務

本部に置く部の分掌事務については，表のように定める。ただし，特例として本部長は災害の状況等により必要があると認めるときは，当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

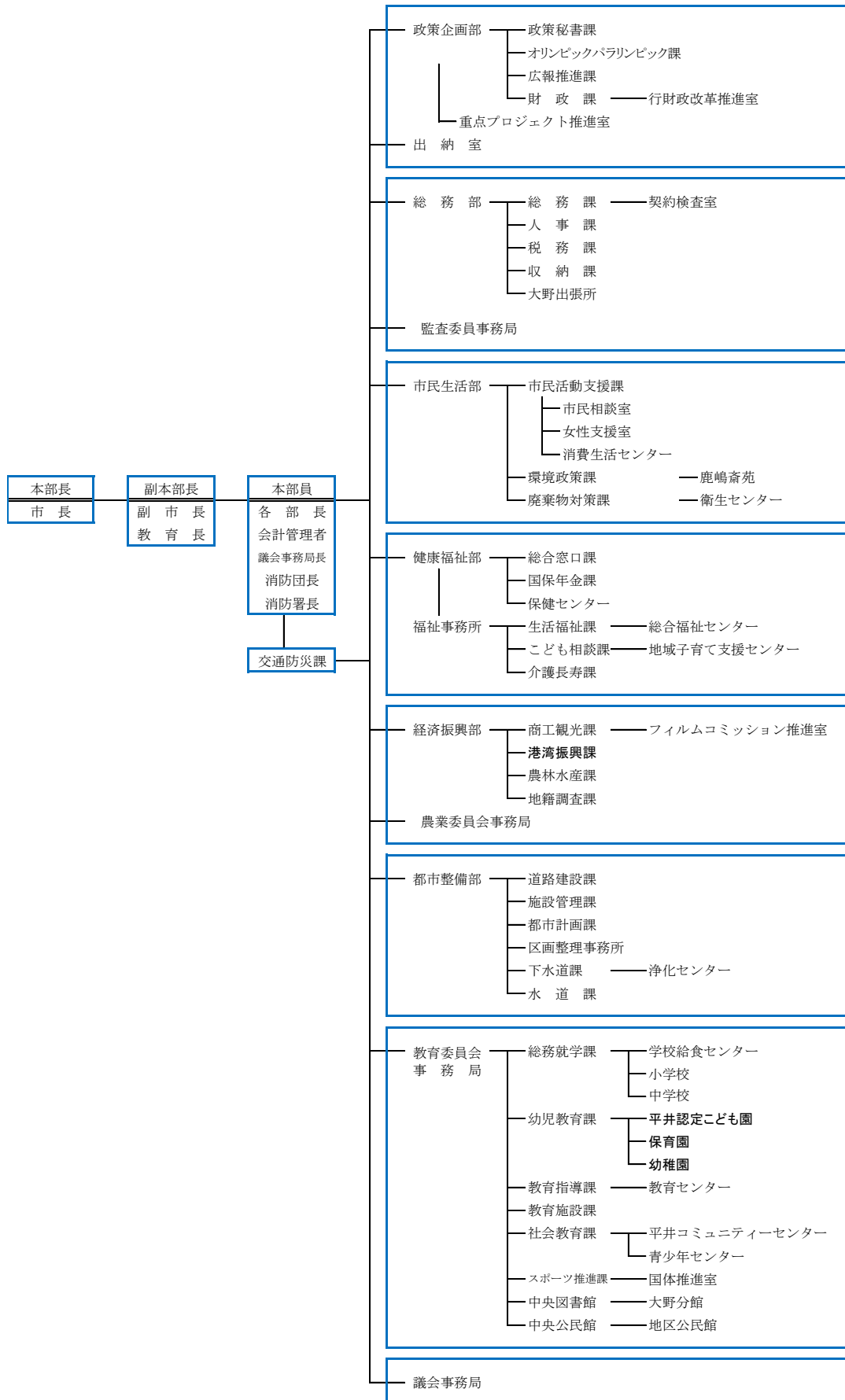
イ 活動体制別職員配備数

活動体制別の職員配備数の基準は，原則として「第3章 第1節 1. 職員動員・参集」によることとするが，各部長は災害対策状況に応じ，適宜職員配備数を増減して，対策の効率的運営に努めるものとする。

ウ 災害対策本部事務局

- a 災害対策本部が設置された場合に，本部事務局を設けるものとする。
- b 本部事務局長は防災担当部長が務め，事務局員は防災担当課職員及び本部事務局長が指名する者をもって充てる。
- c 本部事務局は，本部の庶務，各部の連絡・調整及び本部長命令の伝達等を行うものとする。
- d 災害対策現地本部
 - i 災害対策本部長は，早急な諸対策等を行うために必要と認めるときは，災害対策現地本部を災害発生地域に設けることができる。
 - ii 災害対策現地本部長及び同本部員等については，災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。
 - iii 災害対策現地本部にあっては，常に本部と連絡を保ち，適切な措置を講ずるものとする。
 - iv 災害対策現地本部の分掌事務は次のとおりとする。
 - 現地の被害状況，復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
 - 現地における災害応急対策の指揮，指令及び実施に関すること

図 3.1.3 鹿嶋市災害対策本部組織図（令和2年4月1日現在）



■鹿嶋市災害対策本部の分掌事務

【平常時の対応（事前対策）】

※1 B C P (Business Continuity Plan) :

■各部・各課共通		
組織目標	(1) 事務分掌を把握し，各部・各課でB C P※1及び行動マニュアルを作成する。 (2) 各部・各課でB C P及び行動マニュアルを随時見直し，対応訓練を実施する。	
対応内容		備 考
	① 各部・各課の事務分掌の把握 ② 庁舎・職員間の連絡体制の確立 ③ 職員及びその家族の安否確認手段の確立 ④ 職場における環境整備 1) 備品・什器の整理及び転倒・落下防止策の実施 2) 危険物(化学薬品等)の安全管理 3) 消火器・A E D等の設置 ⑤ 職場における人材教育 1) 職員への防災意識の啓発 2) 消火器・A E D等の取扱訓練の実施 ⑥ 庁舎機能が喪失した場合の代替施設の対応準備 ⑦ 公共施設のライフラインが喪失した場合の対応準備 ⑧ 生活必需品の備蓄管理 ⑨ データ管理体制の確立 (バックアップ体制等) ⑩ 県・防災機関・市町村(他県及び近隣)との連携 ⑪ 各種団体との連絡体制の確立	

自然災害など，予期せぬ事態が発生したときでも，業務を継続できるようにするための計画。

(出典：国土交通省B C P (事業継続計画)の概要)

【災害時の対応】

●初動対応（概ね 24 時間以内）

対応目標：人命救助に関する緊急・応急措置，本格的な人命救助・救出活動の準備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 勤務時間内の場合<ol style="list-style-type: none">(1) 災害規模・被災規模の推定・把握(2) 災害対策本部の設置・運営(3) 緊急措置(津波対策，情報の収集・伝達，避難・誘導措置等)(4) 全市職員を挙げての動員(5) 本格的な救助・救出活動が行われるまでの応急救助活動(6) 応急災害医療体制の確認確保(7) 県・防災機関への派遣要請等(8) 県・防災機関との連携(9) 協定業者等との連携2 勤務時間外の場合<ol style="list-style-type: none">(1) 緊急措置(津波対策 情報の収集・伝達，避難・誘導措置)(2) 状況により，緊急連絡体制表により職員の招集(3) 権限移譲や決定した代行順位による呼び出し
以下「勤務時間内の場合」の(3)以降に同じ |
|---|

●本格的な救助・活動（概ね 24 時間～1 週間）

(災害規模が大きくなるほど，期間が長くなる。)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 市全域の被害状況の収集・把握2 市民の救助・救出と救護活動3 被災地域・場面への市職員の派遣4 被災状況に応じた応急医療体制の確保5 災害時の交通確保6 避難所の設置・運営7 帰宅困難者対策 |
|---|

●業務の応急復旧・継続，生活安定支援に関わる対応（概ね 3 日以降）

(本格的な救助・救出活動(概ね 24 時間～1 週間)と重複して実施する可能性が高い。)

1 市からの情報提供

- (1) 市長からのお知らせ
- (2) 地震・津波・気象情報等に関すること
- (3) 災害対策本部の設置に関すること
- (4) 被害状況に関すること
- (5) 市役所窓口の設置状況に関すること
- (6) 各課からのお知らせに関すること
- (7) 関係機関からのお知らせに関すること

2 経済・生活面での支援

- (1) 税金・保険料・公共料金・医療費等の納期限延長や減免措置等に関する事
- (2) 火葬・埋葬に関する事

3 住まいの確保・再建のための支援

- (1) 住宅の危険度判定に関する事
- (2) 宅地の危険度判定に関する事
- (3) 罹災証明書の交付に関する事
- (4) 住宅の建て替え・取得に関する事
- (5) 住宅の補修に関する事

4 中小企業・農業・漁業への支援

- (1) 中小企業への支援に関する事
- (2) 農業・漁業者向けの支援に関する事

5 医療・介護

- (1) 避難所等への医師・看護師等の派遣に関する事
- (2) 災害に伴う感染症の予防に関する事

6 ライフライン

- (1) 道路等の被害把握及び復旧に関する事
- (2) 水道用水供給事業の被害把握及び復旧に関する事
- (3) 下水道の被害把握及び復旧に関する事
- (4) 電気・ガスの被害把握及び復旧の指示に関する事
- (5) 固定電話・携帯電話回線等の被害把握及び復旧の指示に関する事
- (6) 公共交通機関の被害把握及び復旧の指示に関する事

7 廃棄物・がれき・ごみ・環境

- (1) し尿の汲み取りに関する事
- (2) 道路上の障害物の除去
- (3) 防疫活動体制の確立及び対応に関する事

8 学校・幼稚園・各種施設

- (1) 幼稚園・保育園の運営に関する事
- (2) 小学校の運営に関する事
- (3) 中学校の運営に関する事
- (4) 図書館等各種施設の運営に関する事

9 救援物資・義援金・ボランティア

- (1) 救援物資の要望・受付・提供に関する事
- (2) 義援金・寄付金等の受付に関する事
- (3) ボランティアの募集に関する事

10 避難所・安否確認

- (1) 避難所の開設等に関する事
- (2) 市民の安否確認に関する事
- (3) 遺体の収容処理及び調査管理

◆政策企画部 広報推進課・政策秘書課・財政課・重点プロジェクト推進室・オリンピック・パラリンピック課

／出納室

〈組織目標〉

- (1) 災害情報の収集及び周知の徹底
- (2) 公共交通に関する連絡・調整
- (3) 災害に柔軟に対応できる財政体制の確立

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

項目	分掌事務 対応内容	業務開始目標時間（以内）						担当		手引き の番号
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	協力部課 ・機関	
情報 収集 ・周知	災害情報の収集，職員・市民への周知	●	→	→	→	→	→	広報推進課	-	6,7
	被災情報の収集・整理・報告	●	→	→	→	→	→	広報推進課	-	(p.45,46)
	エフエムかしまとの連携による情報提供	●	→	→	→	→	→	広報推進課	-	7
	帰宅困難者に関する情報収集		●	→	→	→	→	政策秘書課	-	-
	広報かしまの作成（市民への情報提供）					●	→	広報推進課	-	7
記録	写真・ビデオ等による被災状況の記録・撮影					●	→	各課	-	7
輸送	各種輸送機関との連絡体制の確立	●	→	→	→	→	→	政策秘書課	-	17
対外	マスコミ等の対外対応		●	→	→	→	→	広報推進課	-	7
	市長，副市長等のサポート			●	→	→	→	各課	-	-
復旧 ・復興	被災状況に応じた財政措置				●	→	→	財政課	-	-
	復興計画の検討						●	政策秘書課	-	-
	復旧・復興の財源調整						●	財政課	-	-

（出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP））

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆議会事務局

〈組織目標〉

(1) 議員への情報提供

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

分掌事務		業務開始目標時間（以内）						担当		手引き の番号
項目	対応内容	3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	連携部課 ・機関	
安否	議員の安否確認・報告	●	→	→	→	→	→	議会事務局	-	-
情報 提供	災害情報・被災情報の提供	●	→	→	→	→	→	議会事務局	-	-

（出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP））

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆ **総務部** 総務課（契約検査室）・人事課・税務課・収納課・大野出張所
 / **監査委員事務局**

〈組織目標〉

- (1) 職員及びその家族の**安否確認**
- (2) 被災状況に応じた**職員の配置・動員調整**（職員の健康管理含む）
- (3) **罹災証明書**の交付

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

項目	分掌事務 対応内容	業務開始目標時間（以内）						担当		手引き の番号
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	連携部課 ・機関	
被災・ 安否	職員及びその家族の安否確認	●	→	→	→	→	→	人事課	各部	5
	庁舎の被災状況の確認・報告	●	→	→	→	→	→	総務課	-	3,4
	各種システム・サーバー等の機能確保		●	→	→	→	→	総務課	-	-
職員 参集	職員参集メール等による職員参集（交通防災課と連携）	●	→	→	→	→	→	総務課	-	5
連絡 体制	各部との連絡体制の確立	●	→	→	→	→	→	総務部	各部	-
	部内の連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→			
緊急 輸送	物資等の輸送車両等の確保	●	→	→	→	→	→	総務課	-	17
	輸送車両等の燃料の確保	●	→	→	→	→	→	総務課	-	
	緊急車両の標章及び証明書等の発行				●	→	→	総務課	-	
職員 対策	被災状況に応じた各部の人員調整			●	→	→	→	人事課	各部	5
	職員の勤務体制の調整				●	→	→			
罹災 証明	罹災証明書の交付に必要な被害認定調査体制の確立			●	→	→	→	税務課 収納課	各部 建築士	23
	罹災証明書の交付体制の確立				●	→	→			

（出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP））

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆市民生活部 市民活動支援課・環境政策課（鹿嶋斎苑）・廃棄物対策課（衛生センター）

〈組織目標〉

- (1) 被災状況の把握・整理・報告
- (2) 被災状況に応じた応急復旧体制の確保
- (3) 被災者への信頼を得る窓口体制の整備（庁内情報の整理，相談窓口の一本化）

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

項目	分掌事務 対応内容	業務開始目標時間（以内）						担当		手引き の番号
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	連携部課 ・機関	
被災	所管施設の被災状況の確認・報告	●	→	→	→	→	→	各課	各施設	6 (p.45,46)
連絡 体制	各部との連絡体制の確立	●	→	→	→	→	→	各課	-	-
	部内の連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→	各課	-	-
窓口 業務	相談窓口の設置・運営		●	→	→	→	→	市民活動支援 課 (市民相談室)	総合窓口課	7 (p.53)
	被災状況を踏まえ，通常窓口業務体制の確立				●	→	→	市民活動支援 課 (市民相談室)	総合窓口課	-
衛生・ 防疫・ 遺体	し尿収集処理場及び清掃作業の体制整備，し尿・ごみの回収			●	→	→	→	廃棄物対策課	-	21
	防疫活動体制の確立及び対応				●	→	→	環境政策課	-	22
	遺体の収容処理及び調査管理		●	→	→	→	→	環境政策課	-	20
応援	部内他班に対する応援	●	→	→	→	→	→	各課	-	-

（出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP））

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆教育委員会 総務就学課（給食センター）・幼児教育課（認定こども園・保育園・幼稚園）・教育指導課・教育施設課・社会教育課・スポーツ推進課・中央図書館・中央公民館（公民館）

〈組織目標〉

- (1) 児童生徒・職員の**安否確認**
- (2) **避難所**の開設・運営等に関する統括（健康福祉部と連携）
- (3) 教育施設等の早期再開

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

項目	分掌事務 対応内容	業務開始目標時間（以内）						担当		手引き の番号
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	連携部課 ・機関	
被災 ・安否	所管施設の被災状況の確認・報告	●	→	→	→	→	→	各課	各施設	6 (p.45,46)
	児童等の安否確認と保護者への連絡・引渡し及び職員 の安否確認	●	→	→	→	→	→	教育指導課 社会教育課 幼児教育課	認定こども園, 保育園, 幼稚園, 小規模保育園事業所, 小学校 (児童クラブ, 子ども教室), 中学校	29
	保護者が罹災した児童等の保護	●	→	→	→	→	→			
	重要文化財等の被害状況確認及び復旧計画の検討と対応						●	社会教育課		
避難所 運営	避難所の初期対応・運営（部関連施設）	●	→	→	→	→	→	各課	各施設	12
	避難者の被災状況の把握及び避難者名簿の作成・報告		●	→	→	→	→	中央公民館	各施設	
	教育委員会・健康福祉部が所管する避難所の状況確認		●	→	→	→	→	中央公民館	教育委員会 健康福祉部 各施設	
	避難者への食料及び生活必需品の提供			●	→	→	→	中央公民館	各施設	12,14
	被災状況に応じた避難所の運営				●	→	→	各施設	-	12
応急 復旧	教育施設の応急復旧に関する対応			●	→	→	→	総務就学課	-	29
連携 体制	各部との連絡体制の確立	●	→	→	→	→	→	総務就学課	-	-
	部内の連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→		-	
学用品 ・給食	学用品の確保・給食に関する対応					●	→	教育施設課	教育指導課	29

（出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP））

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆健康福祉部 総合窓口課・国保年金課・保健センター・生活福祉課（総合福祉センター）

・こども相談課（地域子育て支援センター）・介護長寿課

〈組織目標〉

- (1) 要配慮者及び福祉関連施設の確認・報告
- (2) 応急災害医療体制の確保
- (3) 社会福祉協議会と連携したボランティアの調整

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

項目	分掌事務 対応内容	業務開始目標時間（以内）						担当		手引きの 番号	
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	連携部課 ・機関		
被災・ 安否	避難行動要支援者の避難状況 の収集・報告	●	→	→	→	→	→	生活福祉課	-	15 (p.82)	
	高齢者世帯の安否確認	●	→	→	→	→	→	介護長寿課	-		
	所管施設の被災状況の収集・報 告	●	→	→	→	→	→	各課	各施設	6 (p.45,46)	
	福祉関連施設の被災状況の収 集・報告	●	→	→	→	→	→	各課	各施設		
応急 復旧	福祉施設の応急復旧に関する 対応		●	→	→	→	→	各課	各施設	-	
医療・ 救護・ 救助	避難者の健康管理		●	→	→	→	→	保健センター	-	8	
	避難者の心のケア			●	→	→	→	保健センター	-		
	保健所及び医療機関、医師会等 との連絡体制の確立	●	→	→	→	→	→	保健センター	-		
	県と連携した医療機関の情報 提供	●	→	→	→	→	→	保健センター	-		
	救護所の設置、医療業務及び医 療施設に関する支援		●	→	→	→	→	保健センター	-		8 9
	日本赤十字社との連絡体制の 確立		●	→	→	→	→	保健センター	-		8
行旅死 亡人	身元不明の遺体の届出、処理等		●	→	→	→	→	生活福祉課	-	-	
連絡・ 受入 体制	災害救助法関連の連絡体制の 確立		●	→	→	→	→	各課	-	-	
	社会福祉協議会と連携した災 害ボランティアの受入体制の 整備			●	→	→	→	生活福祉課	-	28	
	災害見舞金・義援金等の受入体 制の確立及び分配						●	生活福祉課	-	24 25	
	各部との連絡体制の確立	●	→	→	→	→	→	各課	-	-	
	部内の連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→	各課	-	-	
窓口 業務	相談窓口の設置・運営の支援		●	→	→	→	→	総合窓口課	-	-	
	被災状況を踏まえた通常窓口 業務体制の確立				●	→	→	総合窓口課	-	-	

（出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP））

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆都市整備部 道路建設課・施設管理課・都市計画課・区画整理事務所・下水道課（浄化センター）・水道課

〈組織目標〉

- (1) インフラ・公共施設等の被災状況の把握・整理・報告
- (2) 地元建設業組合等と連携した迅速なインフラ・公共施設等の応急復旧
- (3) 緊急輸送道路の確保
- (4) 被災状況に応じた応急復旧体制の確保

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

項目	分掌事務 対応内容	業務開始目標時間（以内）						担当		手引き の番号
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	連携部課 ・機関	
被災 状況	道路、橋梁、公園等の公共土木施設の被災状況の確認・報告・緊急対応	●	→	→	→	→	→	道路建設課	施設管理課 区画整理事務所	6 (p.45,46)
	河川・水路、がけ地の被災状況の確認・報告・緊急対応	●	→	→	→	→	→	道路建設課	施設管理課	
	上水道の被災状況の確認・報告・緊急対応	●	→	→	→	→	→	水道課	施設管理課	
	下水道の被災状況の確認・報告・緊急対応	●	→	→	→	→	→	下水道課	施設管理課	
	市営住宅及び特定空家等の被災状況の確認・報告・緊急対応	●	→	→	→	→	→	都市計画課	-	
	工事発注箇所（現場）の確認			●	→	→	→	道路建設課	施設管理課	
現地対策本部	現地対策本部の設置・運営	●	→	→	→	→	→	道路建設課	都市計画課	2
緊急輸送	道路上の障害物の除去及び通行規制等の対応	●	→	→	→	→	→	施設管理課	道路建設課	17
連絡体制	地元建設業組合等との連携体制の確立	●	→	→	→	→	→	道路建設課	-	-
	各部との連絡体制の確立	●	→	→	→	→	→	道路建設課	-	-
	部内の連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→		-	-
資機材・給水	応急資機材等の調達・確保			●	→	→	→	施設管理課	-	13
	断水区域への給水活動			●	→	→	→	水道課	-	
二次災害防止	住宅・宅地の危険度判定の調査体制の確立			●	→	→	→	都市計画課	-	26
	災害危険箇所の点検				●	→	→	道路建設課	都市計画課	-
復旧	道路・河川堤防等の仮復旧						●	道路建設課	施設管理課	16
	上水道の復旧						●	水道課	施設管理課	
	下水道の仮復旧						●	下水道課	施設管理課	18,19
住まい	応急仮設住宅の供与及び建設検討						●	都市計画課	-	26,27
	住宅の応急修理の検討						●	都市計画課	-	
規制・誘導	土地利用の規制・誘導（復興計画と整合）						●	都市計画課	区画整理事務所	-

（出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP））

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆ **経済振興部** 商工観光課・農林水産課（農業公社）・地籍調査課・港湾振興室
 / **農業委員会事務局**

〈組織目標〉

- (1) **被災状況**の把握・整理・報告
 (2) 被災状況に応じた**応急復旧体制**の確保

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

項目	分掌事務 対応内容	業務開始目標時間（以内）						担当		手引き の番号
		3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月	主担当	連携部課 ・機関	
安否	農業委員の安否確認	●	→	→	→	→	→	農業委員会 事務局	-	-
被災 状況	所管施設の被災状況の確認・報告	●	→	→	→	→	→	各課	各施設	6 (p.45,4 6)
	農業施設、農地・山林等の被災 状況の確認・報告			●	→	→	→	農林水産課	各施設	
	観光施設の被災情報の収集					●	→	商工観光課	各施設	
応急 復旧	漁港の被災状況の確認・報告			●	→	→	→	農林水産課	-	-
産業・ 企業 支援	農業・漁業者向けの支援に関する こと						●	農林水産課	-	25
	中小企業の被災状況調査及び 災害資金の貸付制度の検討					●	→	商工観光課	商工会	
応援	部内他班に対する応援	●	→	→	→	→	→	地籍調査課	-	-

(出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP）)

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

◆交通防災課

〈組織目標〉

- (1) 災害対策本部の運営支援
- (2) 各部等への伝達及び調整

●災害対策業務

●：着手開始 →：継続

分掌事務		業務開始目標時間（以内）						連携部課 ・機関	手引き の番号	
項目	対応内容	3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	1 ヶ 月			
災害対策本部の運営支援	本部	代替施設への移転の検討	●	→	→	→	→	→	総務課	1,2
		本部の活動体制に関すること	●	→	→	→	→	→	-	
		災害対策現地本部の補助に関すること	●	→	→	→	→	→	道路建設課	
		災害対策本部の廃止に関すること	●	→	→	→	→	→	政策秘書課	
	情報	被災状況及び応急対策状況のとりまとめ	●	→	→	→	→	→	道路建設課	6
		災害広報に関すること	●	→	→	→	→	→	広報推進課 エフエムかしま	7
		県等への各種報告	●	→	→	→	→	→	-	6
		各部・各課への指示及び活動状況把握	●	→	→	→	→	→	-	6
	避難誘導	気象情報、津波情報に基づく避難・誘導措置の決定	●	→	→	→	→	→	-	11
	避難所	避難所の開設・閉鎖の決定	●	→	→	→	→	→	中央公民館	12
	救助	被害情報に基づく救助・救出措置の決定	●	→	→	→	→	→	消防署	-
		災害救助法の実施に関すること	●	→	→	→	→	→	財政課	-
		自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること	●	→	→	→	→	→	-	-
	応急	災害応急対策の実施及び調整に関すること	●	→	→	→	→	→	-	-
要請・要望	県・市町村等に対する支援要請の決定	●	→	→	→	→	→	-	-	
	県及び国に対する要望に関すること	●	→	→	→	→	→	-	-	
生活	生活安定支援策実施の統括	●	→	→	→	→	→	生活福祉課	-	
業務	業務の復旧・継続の統括	●	→	→	→	→	→	-	-	
	その他重要な事項に関すること	●	→	→	→	→	→	-	-	
連絡体制	消防団・消防署との連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→	-	-	
	各部との連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→	-	-	
	部内の連絡体制の確保	●	→	→	→	→	→	-	-	
	防災行政無線の管理・運用	●	→	→	→	→	→	-	-	

(出典：鹿嶋市業務継続計画（BCP）)

※表示組織名は平成31年4月1日現在のもの

(3) 設置の決定

①災害対策連絡協議会設置の決定

防災担当部長は、防災担当課長より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、鹿嶋市災害対策連絡協議会設置規程に基づき、災害対策連絡協議会を招集する。

②災害対策本部設置の決定

地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づき、防災担当部長の報告をもとに本部長が状況を判断して設置を決定する。

なお、休日・夜間あるいは本部長の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則とし本部長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速に本部長への情報提供を行うものとする。

③決定者

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、上記①②の決定者及び代決者を次のとおりとする。

表 3.1.4 災害対策本部等の設置決定者

	決定者	代決者	
		1	2
災害対策連絡協議会	防災担当部長	防災担当次長	防災担当課長
災害対策本部	市長	副市長	防災担当部長

(4) 本部の設置

災害対策本部は、市役所に設置する。なお、市役所が使用不能な場合は、代替施設として「大野ふれあいセンター」を使用する。また、いずれの施設も使用できない場合は、本部長が代替施設を定めるものとする。

(5) 本部の運営

①本部会議

ア 組織及び協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- a 災害救助法の実施に関する事
- b 本部の活動体制に関する事
- c 災害対策現地本部に関する事
- d 災害応急対策の実施及び調整に関する事
- e 応援に関する事
- f 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関する事
- g 災害広報に関する事
- h 県及び国に対する要望に関する事
- i 災害対策本部の廃止に関する事
- j その他重要な事項に関する事

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は交通防災課が担当する。

イ 招集

本部長が、必要に応じて招集する。

②本部設置等の通知及び公表

本部事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関に対し通知するほか公表を行う。

③防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

④職員の健康管理及び給食等

本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長は、所属職員の健康及び勤務の状態等を常に配意し、適切な措置をとるものとする。

⑤関係者以外の立入り制限

災害対策本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(6) 災害応急対策の実施の推進

市は、国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。

(7) 県及び国の災害対策本部との連携

市は、県の災害対策本部や国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。市、県、国を含む総合的な防災体制は総合防災体制図のとおりであり、相互に連絡調整を図るものとする。

(8) 合同調整所との連携

市は、必要に応じて、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊が設置する合同調整所に対して、被災状況等の情報提供を行い、関係機関との情報共有を図る。

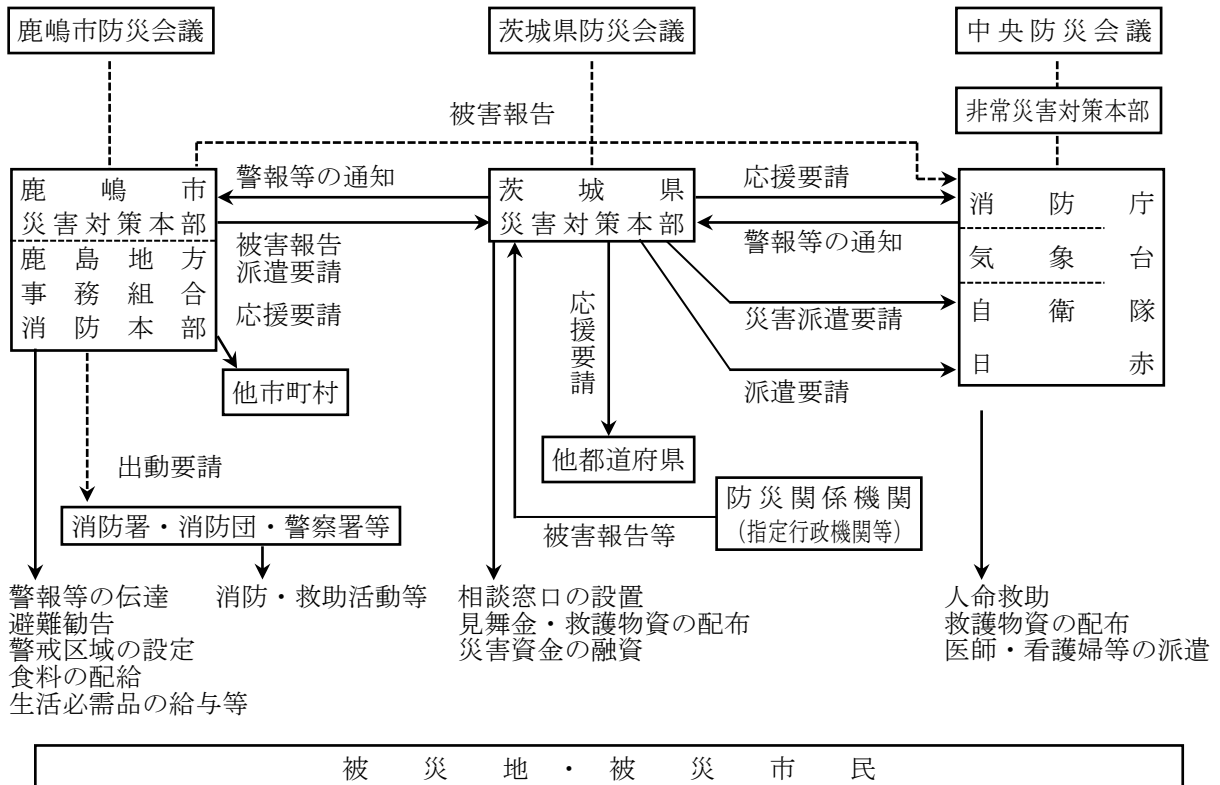
また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等に対して、被災状況等の情報提供を行い、情報共有を図る。

3. 指定行政機関及び公共機関の活動体制

市域に地震が発生した場合、指定行政機関及び公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、市や他機関との情報交換を行って、自らの応急対策、あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制を図り、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等を行う。

市に災害対策本部が設置された場合は、その通知を受けて、災害対策本部の関係する各部との連携の確保に努めるものとする。

図 3.1.4 総合防災体制図



※資料編

- 鹿嶋市災害対策本部条例
- 鹿嶋市災害対策連絡協議会設置規程
- 災害対策本部設置時の庁内放送文の標準文例

第2節 災害情報の収集・伝達

1. 通信手段の確保

【趣旨】

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保する。

【留意点】

(1) 優先度の高い情報の伝達

市が被災の中心地となった場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(3) 緊急情報連絡用の回線設定

市は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

【対策】

(1) 専用通信設備の運用

市は、専用の無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を県に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

(2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

① N T Tの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供されるサービスを活用する。

ア 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、事前対策として既設の電話番号を所轄のN T T支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。

イ 災害時優先電話の利用

- a 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較のかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。
なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。
- b 非常・緊急通話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急通話の内容等」のとおりである。

ウ 非常・緊急電報の利用

- a 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ、申込みこととする。
(※受付時間 8時から19時まで)
 - ・ 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
 - ・ 発信電話番号と機関名称等
 - ・ 電報の宛先住所と機関名称等
 - ・ 通信文と発信人名なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。
- b 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

②非常通信の実施

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- e 非常事態に際しての実態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者救護に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道・道路・電力設備・電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- k 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

- 1 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。

ウ 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- a あて先の住所・氏名（職名）及び電話番号。
- b 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- c 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- d 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
- e 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

③他機関の通信設備の利用

市は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備の使用要請を行うものとする。

また、市は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備の使用要請を行う。

ア 使用又は使用要請できる通信設備

- a 警察通信設備
- b 消防通信設備
- c 水防通信設備
- d 航空通信設備
- e 海上保安通信設備
- f 気象通信設備
- g 鉄道通信設備
- h 電力通信設備
- i 自衛隊通信設備

イ 事前協議の必要

- a 市は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。
- b 災害対策基本法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

ウ 警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。

④放送機能の利用

市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を、県を通じてNHK水戸放送局及び株式会社茨城放送に要請する。

⑤防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

⑥使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

⑦自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章 第3節 1. 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

(3) アマチュア無線ボランティアの活用

①アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市とアマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

②アマチュア無線ボランティアの活動内容

ア 非常通信

イ その他の情報収集活動

2. 災害情報の収集・伝達・報告

【趣旨】

地震発生後の応急対策を実施していくうえで不可欠な地震情報、津波警報等、被害情報及び措置情報等について、防災関係機関相互の連携のもと、茨城県災害情報共有システムを活用して、迅速かつ的確に収集・伝達する。

【留意点】

(1) 被害の全体像の把握

被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。

(2) 被災地の収集能力の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の機関又は災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

(3) 収集した情報の処理

収集した情報を各種の応急対策活動を生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。

(4) 人的被害数の把握

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う必要がある。

なお、行方不明者数については、消防庁通知に基づき取扱う。

「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」（平成 24 年 3 月 9 日付消防応第 49 号）抜粋

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第 30 条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第 4 条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

【対策】

(1) 地震情報の収集・伝達

市，防災関係機関は，気象庁から発せられた地震情報を収集・伝達し，最終的に市民に伝える。

①地震情報の収集

市は，茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し，必要な防災体制を早期に図るとともに，必要な機関に情報を伝達するものとする。

ア 地震情報の発表基準

- a 震度3以上を観測したとき。
- b 津波予報を発表したとき。
- c その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

イ 地震情報の種類と内容

発表される地震情報の種類と内容は，次のとおりである。

表 3.2.1 地震情報の発表基準

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に，震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（大津波警報，津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」，又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を発表
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報，津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合には，その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 「遠地地震に関する情報」	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか，地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合には，その地点名を発表 ※ 地震が多数発生した場合には，震度3以上の地震についてのみ発表し，震度2以下の地震については，その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに，1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

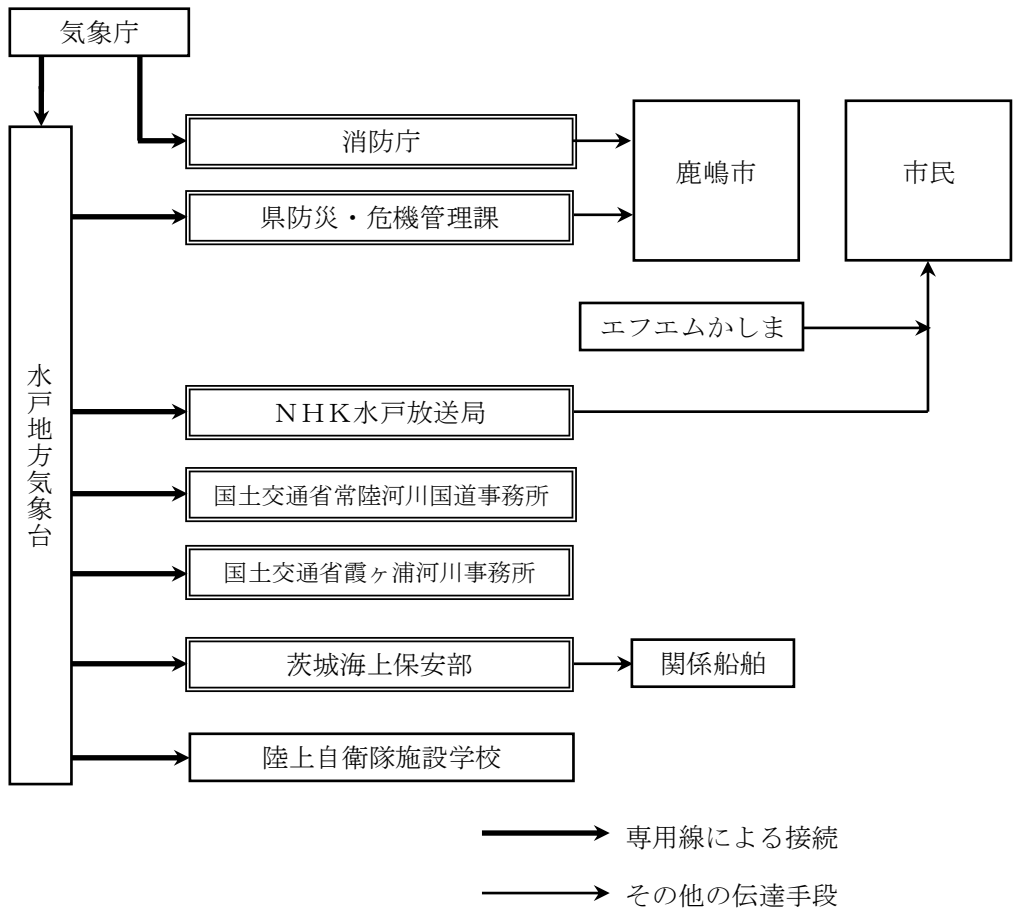
(出典：<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>)

②地震情報の伝達

ア 水戸地方気象台からの伝達系統

地震情報は、下図のような経路で市に伝達される。

図 3.2.1 地震情報伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

イ 市及び防災関係機関の措置

a 市の措置

- i 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- ii 市において情報の伝達を受けた場合は、防災担当部長は各部長に伝達するとともに、庁内放送等により職員へ伝達する。
- iii 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関、学校等の公共施設、市民、その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに市民に伝達するよう努めるものとする。

b 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された地震情報等及び津波警報等を発表する。

また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

c その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

③地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対策に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下記表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報, 津波警報, 津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (ただし, 地震が頻発している場合, その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に, 防災関係機関の初動対応に資するため, 津波警報等の発表状況, 震度分布, 地震・津波の情報, 防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報, 津波警報, 津波注意報発表時 ・ 震度5以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に, 地震や津波の特徴を解説するため, より詳しい状況等を取りまとめ, 地震解説資料(速報版)の内容に加えて, 防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し, 津波や長期周期地震動の観測状況, 緊急地震速報の発表状況, 周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予測図の作成, その他防災に係る活動を支援するために, 毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

④異常現象発見者の通報義務

ア 市民

地割れ, 海面の急激な低下等, 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は, 直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。また, 何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

- a 鹿嶋市役所
- b 鹿嶋警察署
- c 鹿島地方事務組合消防本部及び各消防署
- e 鹿島海上保安署

イ 市職員等

通報を受けた市職員, 警察官, 消防職員, 海上保安官等は, その旨を速やかに市長に通報するものとする。

ウ 市長

通報を受けた場合, 市長は, 水戸地方気象台, 県(防災・危機管理課), その他の関係機関に通報する。必要があるときは, 消防機関の協力を求めるものとする。

(2) 被害概況の把握

市は、地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

①震度情報ネットワークシステムの活用

県内に県が設置した震度計(79箇所)、気象庁設置(5箇所)及び牛久市設置(1箇所)の震度情報について、県は、震度情報ネットワークシステムを活用し、県、気象庁及び一部の市が設置する震度計の震度情報をオンラインで収集し、県内の震度分布を把握する。

②被害概況の把握及び報告

市及び防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

③市の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ア トップマネジメントは機能しているか
- イ 人的体制(マンパワー)は充足しているか
- ウ 物的環境(庁舎施設等)は整っているか

(3) 被害情報・措置情報の収集・伝達

①被害情報・措置情報の種類

収集整理する被害情報及び措置情報は次のとおりである。

ア 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関し、以下の項目を把握する。

- a 被害発生時刻
- b 被害地域(場所)
- c 被害様相(程度)
- d 被害の原因

イ 措置情報

- a 災害対策本部の設置状況
- b 主な応急措置(実施、実施予定)
- c 応急措置実施上の問題
- d 応援の必要性の有無
- e 災害救助法適用の必要性

②情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 人的被害状況
- ウ 災害対策本部設置状況
- エ 避難所状況
- オ 避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始発令状況

カ 道路規制情報

③情報伝達の流れ

災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約される。

市は、災害情報共有システムを活用して、県及び防災関係機関との情報共有を行う。

④市の情報収集・伝達活動

ア 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に報告するものとする。

- a 市災害対策本部が設置されたとき
- b 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- d 地震が発生し、震度 4 以上を観測したとき
- e 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告するものとする。

イ 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

オ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

⑤県の活動

ア 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切

に行うものとする。

イ 県は、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要があるため、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表するものとする。

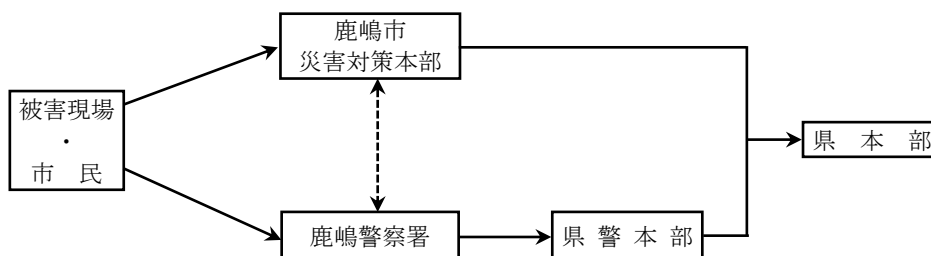
また、死者の氏名を公表する場合は、遺族の意向を尊重して行うものとする。

⑥被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報収集・伝達を実施する。

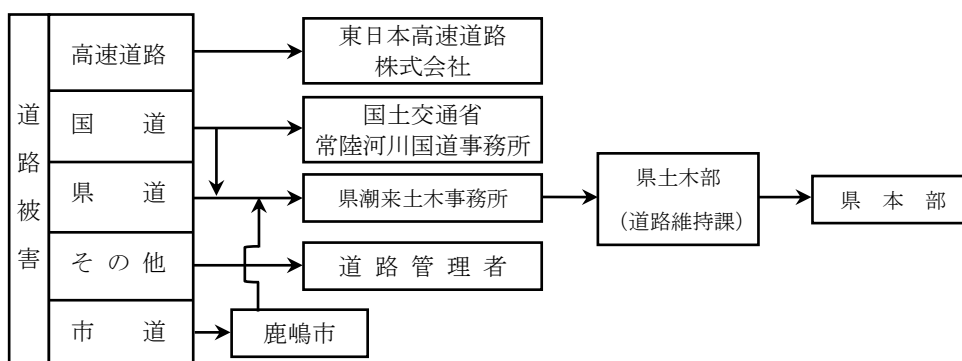
ア 情報収集・伝達系統 1（死者，負傷者，建物被害，その他の被害）

図 3.2.2 情報収集・伝達系統 1（死者，負傷者，建物被害，その他の被害）



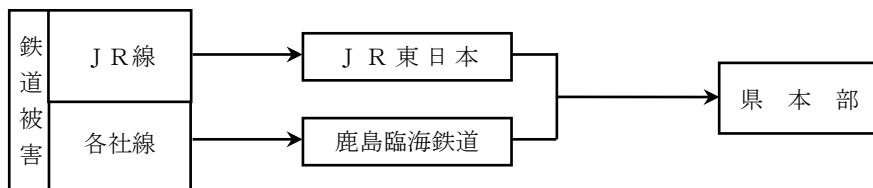
イ 情報収集・伝達系統 2（道路被害）

図 3.2.3 情報収集・伝達系統 2（道路被害）



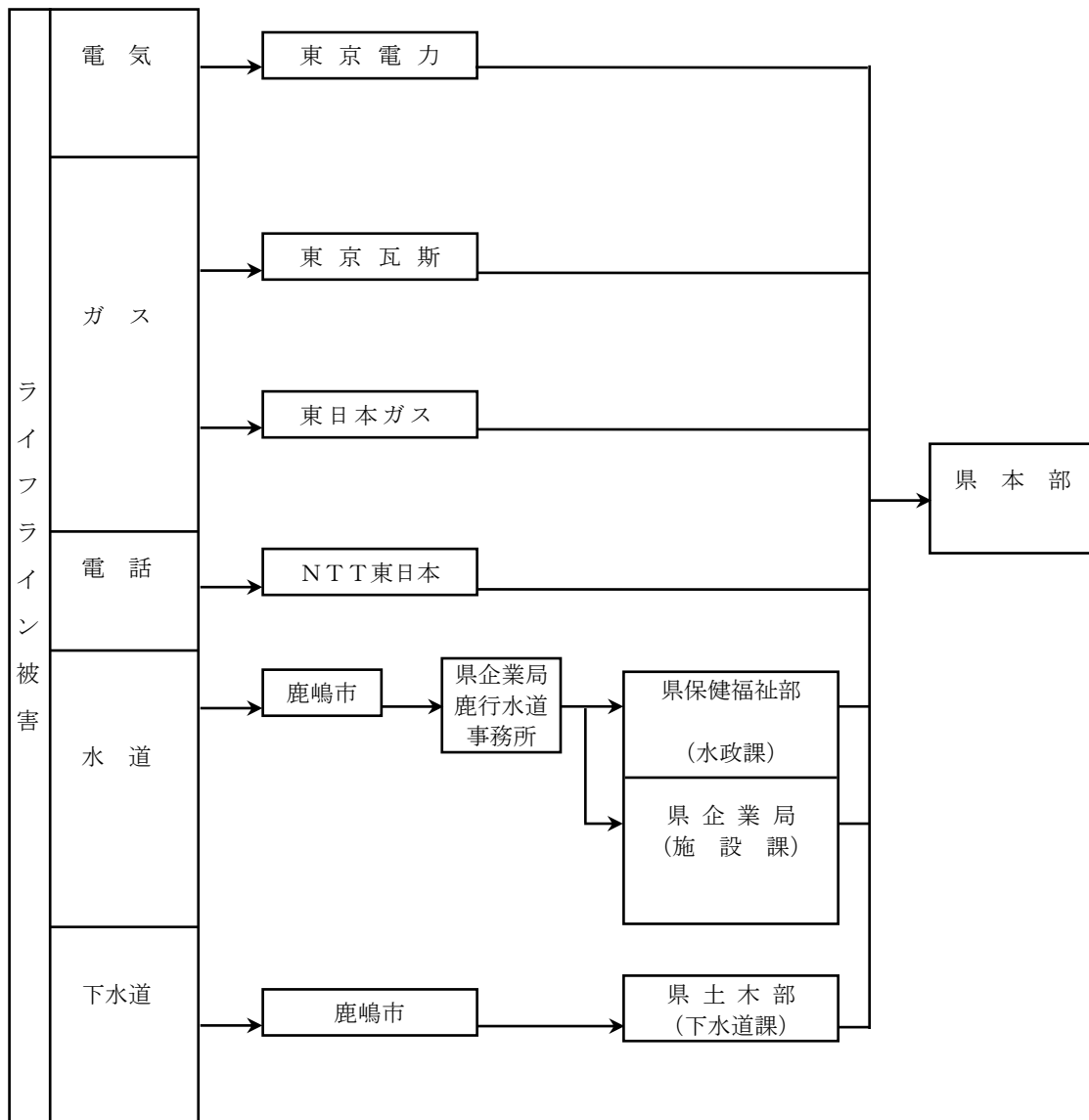
ウ 情報収集・伝達系統3 (鉄道被害)

図 3.2.4 情報収集・伝達系統3 (鉄道被害)



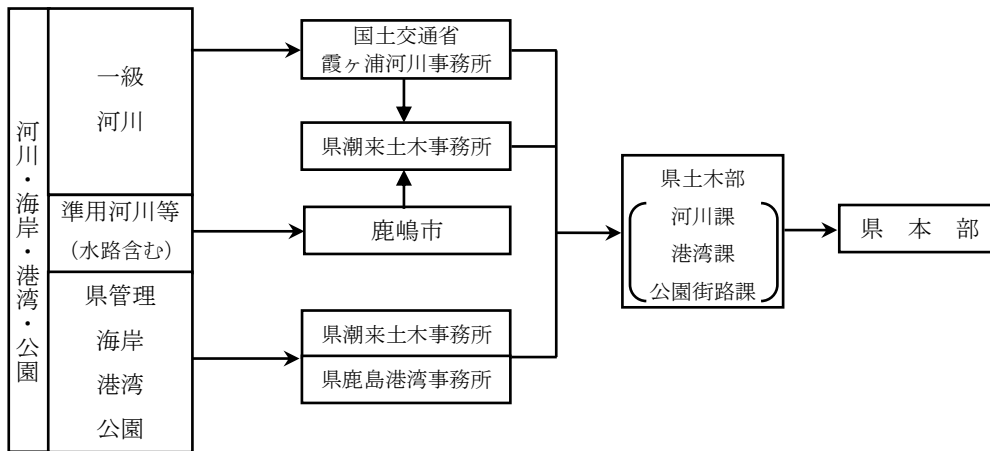
エ 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)

図 3.2.5 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)



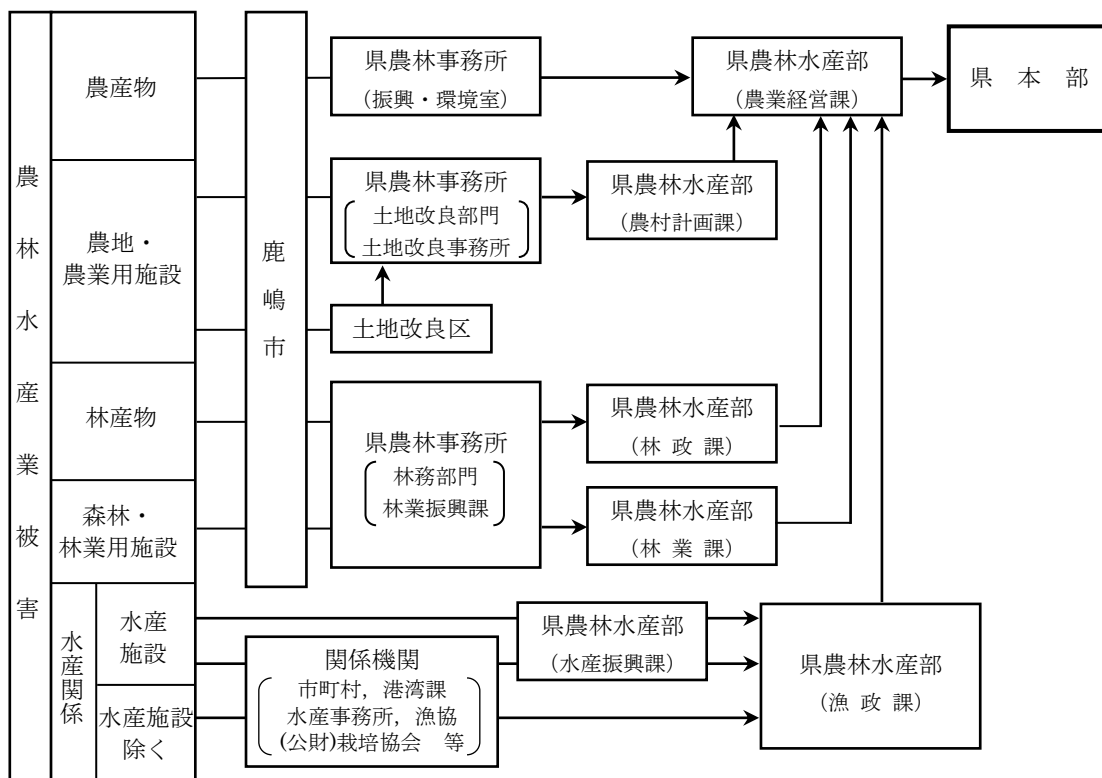
才 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾，漁港）

図 3.2.6 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾，漁港）



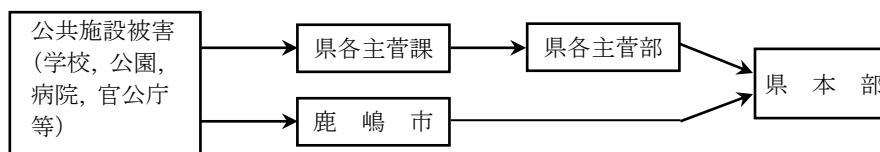
力 情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，漁業被害）

図 3.2.7 情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，漁業被害）



キ 情報収集・伝達系統7（その他公共施設）

図 3.2.8 情報収集・伝達系統7（その他公共施設）



⑦被害の判定基準

被害の判定に当たっては、資料編の「被害の分類認定基準」を参照して行う。

3. 災害情報の広報

【趣旨】

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災者の心身の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

【留意点】

(1) 報道機関との連携

市は、県や防災関係機関とともに、報道機関各社との連携を密にし、特に被災市民への情報提供媒体として活躍してもらえよう、必要な情報の提供を行うものとする。

また、報道機関は、被災地の被害の状況を被災地外に伝えるにとどまらず、最も情報が必要な被災地の住民に対する伝達媒体としての役割を積極的に担うことが期待される。

(2) 情報が入手困難な被災者への対応

市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、在日外国人、訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。

(3) 各種情報伝達手段の住民への周知

市は、災害情報を住民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して、平時より周知するものとする。

(4) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

市は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施するものとする。

(5) 危機感が伝わる情報提供の実施

市は、防災関係機関が避難情報等の災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意するものとする。

【対策】

(1) 広報活動

① 広報内容

ア 市民に対する広報内容

市は、市民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- a 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- b 避難勧告の出されている地域及び内容
- c 流言、飛語の防止の呼びかけ
- d 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- e 近隣の助け合いの呼びかけ

- f 公的な避難所，救護所の開設状況
- g 市の災害活動体制及び活動状況
- h その他必要な事項
- i 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況，復旧状況
- j 鉄道，バスの被害状況，運行状況
- k 救援物資，食料，水の配布等の状況
- l し尿処理，衛生に関する情報
- m 被災者への相談サービスの開設状況
- n 遺体の安置場所，死亡手続き等の情報
- o 臨時休校等の情報
- p ボランティア組織からの連絡
- q 全般的な被害状況
- r 市及び防災関係機関の対策実施状況

イ 被災地外に対する広報内容

市は，被災地外の住民に対して，市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際，聴覚障がい者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また，必要に応じて，被災地内向けの情報と同様の内容についても広報する。

- a 避難勧告・指示の出されている地域，勧告・指示の内容
- b 流言飛語の防止の呼びかけ
- c 治安状況，犯罪防止の呼びかけ
- d 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- e 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- f ボランティア活動への参加の呼びかけ
- g 全般的な被害状況
- h 防災関係機関が実施している対策の状況

②広報手段

ア 報道機関への依頼

市は，県に対して報道機関を通じた広報に関する要請を行い，県があらかじめ定めた協定に基づいて，報道機関（NHK水戸放送局，株式会社茨城放送）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際，テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。

イ 民間アプリの活用

市は，Twitter，Line やYahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。

また，迅速性・拡散性に優れているTwitterなどのSNSについては，被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに，他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても，複数の者で正確性を確認しながら，情報の拡散を行うものとする。

ウ 市独自の手段による広報

市は，保有する人員，資機材を活用し，災害に関する情報を随時入手したいというニ

ーズに柔軟に答えるために、市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段として、次のものを活用する。

- a 防災行政無線（同報系）
- b エフエムかしま市民放送株式会社
- c 広報車による呼びかけ
- d ハンドマイク等による呼びかけ
- e 行政文書配布（地区回覧）
- f インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）等）
- g 立看板、掲示板
- h 広報誌（随時）

エ 県及び自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自ら行うことが困難な場合は、県や自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。自衛隊に対する要請方法の詳細は「第3章 第3節 1. 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」を参照。

オ Lアラート※の活用

市は、避難勧告等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり県が実施するものとする。

※Lアラート：総務省の「災害情報共有システム」の通称。中央官庁や地方公共団体、交通関係事業者など災害関連情報の発信者と各種メディアの間で、災害などに関する情報を効率的に共有する情報基盤のこと。

③ 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため極めて重要であるので、担当部は、各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。

資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。

- ア 災害写真、災害映像
- イ 報道機関等による災害現場の航空写真
- ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他

(2) 報道機関への対応

①報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

②報道機関への発表

ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として本部長又は各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、

発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関，指定地方公共機関，市及び市内に事業所を有する事業者が，災害に関する情報を公表・広報する場合は，原則としてその内容について，災害対策本部と協議のうえ実施するものとする。ただし，緊急を要する場合は，発表後速やかにその内容について報告するものとする。

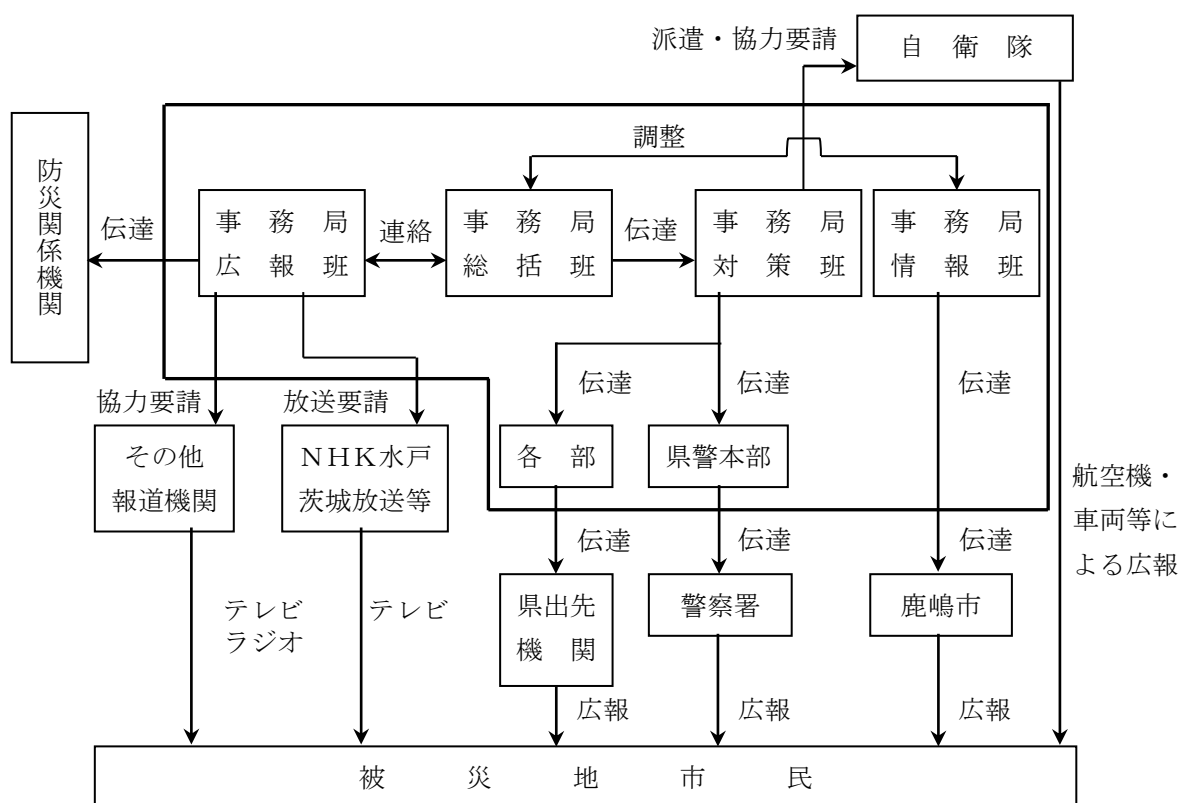
エ 災害対策本部広報班長は，報道機関に発表した情報を，災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

広報担当部は，次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ，本部会議に諮った上で報道機関に発表する。

③広報事項

- ア 災害の種別及び発生日時
- イ 被害発生場所及び発生日時
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 市民に対する避難勧告指示の状況
- カ 被災者に対する協力要請
- キ 市民に対する注意喚起

図 3.2.9 広報活動系統図



※資料編

- 警察通信設備の使用手続き
- NHK水戸放送局及び栃茨城放送に対する放送要請手続き
- 非常・緊急通話の内容等
- 非常・緊急電報の内容等
- 気象庁震度階級関連解説表
- 災害状況報告表
- 被害状況等報告様式
- 被害の判定基準表
- 鹿島地方事務組合消防本部における災害時通信連絡計画（火災等災害出動時通信計画，救急・救助出動時通信連絡計画，出動隊からの要請時通信連絡計画，大規模災害時における通信連絡計画

第3節 応援・受援

1. 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保

【趣旨】

市は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

【留意点】

（1）被害状況の早期把握

市は、自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を地震後できるだけ短時間で把握する必要がある。

（2）自衛隊と県との情報伝達路の確保

自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入側である市との連携や、被害状況を鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため、市は、県及び自衛隊と連携して情報共有に努める必要がある。

【対策】

（1）自衛隊に対する災害派遣要請

①災害派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から、自衛隊の派遣要請の必要性を速やかに判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、派遣要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

■災害派遣要件の範囲

- ア 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- イ 緊急性 差し迫った必要があること
- ウ 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと

②災害派遣の要請先

陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として県を通じて茨城隊区長である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。

また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、県を通じて当該部隊に要請する。

③災害派遣要請の手続

- ア 市長又は警察署長、指定地方行政機関の長は、市域に係る災害が発生し、又は発生し

ようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出する。依頼を受けた知事は、その内容を検討し必要があると認められるとき、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。

a 提出（連絡）先：茨城県防災危機管理部 防災・危機管理課
電話 029(301)2879（直通）

b 提出部数：1部

イ 市長等は前記アの要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続きを行うものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

④派遣要請の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

表 3.3.1 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の消火器具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物資の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S.33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

⑤自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

(2) 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、地震災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- ①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待つ暇がないと認められること。

(3) 自衛隊受入体制の確立

①体制の整備

市長は、知事から自衛隊の災害派遣決定の連絡があったときは、派遣部隊の受入体制を整備する。

②受入側の活動

災害派遣を依頼した市長は、派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

ア 災害派遣部隊到着前

- a 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- b 連絡職員を指名しする。
- c 派遣部隊の展開や宿営の後方支援拠点等を提供する。

イ 災害派遣部隊到着後

- a 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- b 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

ウ 作業計画及び資材等の準備（※県計画になし）

市は、県に対し自衛隊の要請依頼をする場合は、先行性のある計画を次の基準により策定するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- a 作業箇所及び作業内容

- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- d 部隊の連絡責任者，連絡方法及び連絡場所
- エ 派遣部隊との連絡調整
派遣部隊との円滑，迅速な措置を図るための連絡調整は，災害対策本部が行う。
- オ 派遣部隊の使用施設
市は，自衛隊派遣が決定されたときは，下記の施設を自衛隊の使用に提供する。
 - a 本部事務室 ー鹿嶋市役所（災害対策本部）
 - b 宿舎 ー鹿嶋市立カシマススポーツセンター
 - c 材料置場，炊事場及び駐車場 ー鹿嶋市立カシマススポーツセンター
 - d ヘリコプターの発着場 ート伝の郷運動公園

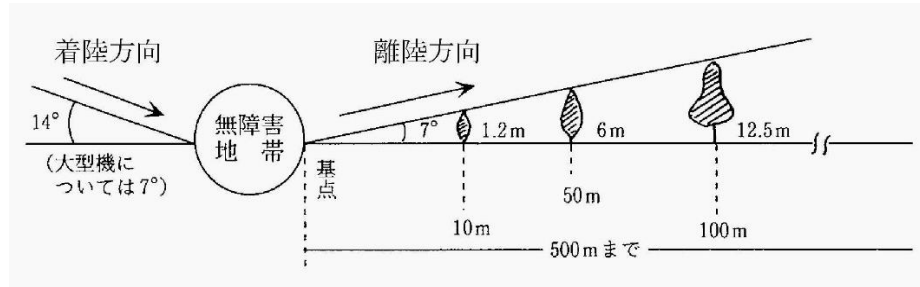
③ヘリコプターの受入れ

市長は，市地域防災計画に定める箇所，又は他の箇所に下記アの基準により選定し，イ及びウの要領によりヘリポートを設営する。自衛隊用の臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）を鹿嶋市立ト伝の郷運動公園に設営する。

なお，必要に応じて「第2章 第3節 1. 緊急輸送への備え」に示した他の臨時ヘリポートも使用する。

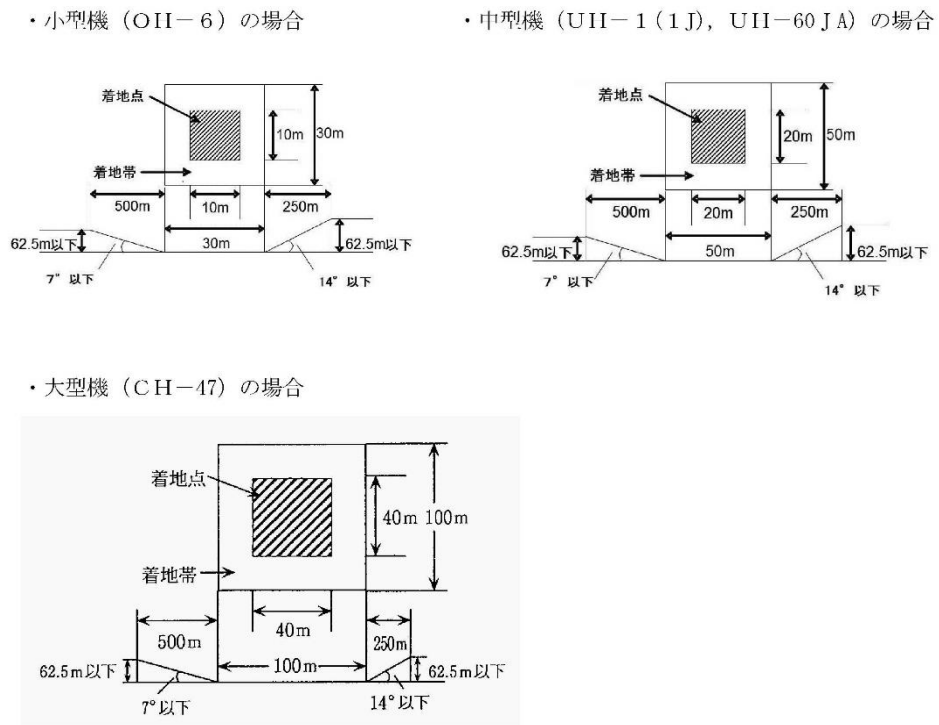
ア 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際，土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

図 3.3.1 ヘリポートの設置基準



a 離陸地点及び無障害地帯の基準

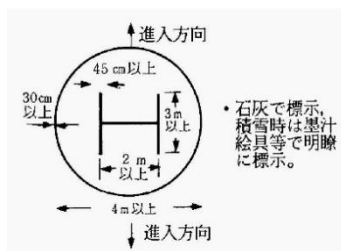
図 3.3.2 離陸地点及び無障害地帯の基準



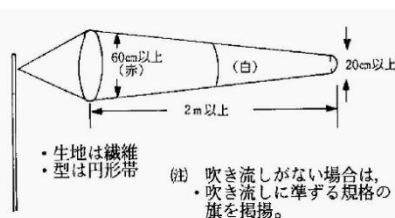
- b 離陸地点の地盤は堅固で平坦地であること
 イ 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

図 3.3.3 H記号及び吹き流しの基準

a H記号の基準



b 吹き流しの基準



ウ 危害予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

- ①市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。
- ②知事は、①の依頼を受けた場合又は派遣の目的を達成したと認めるとき若しくは他の理由により派遣の必要がなくなったと認めるときは、部隊の長と協議のうえ、「部隊撤収要請書」により速やかに撤収要請を行う。

(5) 経費の負担区分

自衛隊の災害派遣活動に要した経費で、市が負担する経費は概ね次のとおりとする。

- ①派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

2. 応援要請・受入体制の確保

【趣旨】

市は、市内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

【留意点】

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけで全て対策を行うことは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接する都県、市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施することが必要である。

(2) 密接な情報交換

災害時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(3) 応援手続きの迅速化

応援要請実施の判断等を迅速に行うためには、市は被害の的確な把握を速やかに行う必要があるため、被害情報の収集・伝達体制の整備が重要となる。

(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

【対策】

(1) 応援要請の実施

市は、あらかじめ整備した被害情報の収集・伝達体制を通じて、地震被害を的確かつ速やかに把握し、応援要請実施の判断等を迅速に行う。

①他市町村への要請

市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた市は、災害応急対策のうち、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

②県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 応援要請時に記載する事項

- a 災害の状況
- b 応援（応急措置の実施）を要請する理由

- c 応援を希望する物資，資機材，器具等の品名及び数量
- d 応援（応急措置の実施）を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- f その他必要な事項

イ 職員派遣あつせん時に記載する事項

- a 派遣のあつせんを求める理由
- b 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

③国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣について必要な事項

④民間団体等に対する要請

市は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

①連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

②受入体制の確立

ア 連絡窓口の明確化

国及び関係都県及び・市町村等との連絡を速やかに行うため、交通防災課を連絡窓口にする。

イ 受入施設の整備

国及び関係都県及び・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を市役所に定める。

また、防災ボランティア等の人的応援については、受入施設を市役所に定める。

ウ 海外からの支援の受入れ

国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

③経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費，諸手当，食料費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

(3) 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保

①応援要請

市が被災し、市内の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消

防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。
応援派遣要請を必要とする災害の規模は次のとおりである。

- ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し、他市町村に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

②応援受入体制の確保

ア 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、鹿島地方事務組合消防本部警防課とする。

イ 受入施設の整備

鹿島地方事務組合消防本部消防課は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を整備しておくものとする。

③応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

ア 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

ウ 部隊の活動や宿営等の拠点となる後方支援拠点等（学校・体育館等）の整備・提供

エ 消防活動資機材の調達・提供

④経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた鹿嶋市の負担とする。

3. 応援・受援

【趣旨】

市は、他市町村で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、災害時応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

【留意事項】

(1) 密接な情報交換

災害時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

(3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備

被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助をうけることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。

【対策】

(1) 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために応援要請がされた場合は、災害対策基本法及び災害時応援協定等に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

① 支援対策本部の設置

市は、他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

② 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

③ 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

④ 被災者受入施設の提供等

支援対策本部は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行うものとする。

※資料編

- 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書
- 災害派遣の活動範囲
- 自衛隊茨城隊区指揮系統及び災害派遣担任区分
- 自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書
- 自衛隊の連絡先

第4節 被害軽減対策

1. 避難勧告・避難指示(緊急)・避難誘導

【趣旨】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は関係機関の協力を得て、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

【留意事項】

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難の勧告又は指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市町村よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市町村、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は近隣住民(自主防災組織)、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

【対策】

(1) 避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始

① 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の発令を行う。また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すように努める。

- ア 津波
- イ 崖崩れ、地すべり
- ウ 延焼火災
- エ 危険物漏えい(劇毒物、爆発物)
- オ 地震による建物倒壊
- カ 地震水害(河川、海岸、ため池等)
- キ その他

②「避難勧告、避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」

ア 市長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、消防署長及び警察署長の協力を得て、危険地域の市民に対し速やかに立ち退きの「勧告」（避難勧告の発令）又は「指示」（避難指示（緊急）の発令）を行うものとする。

また、市長は、必要に応じ、立ち退きの勧告又は指示の前の段階で、市民に立ち退きの準備又は立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める（「避難準備・高齢者等避難開始」の発令）。

なお、市は、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し、立ち退きを指示するものとする。

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をするものとする。

エ 知事又はその委任を受けた職員

a 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

b 知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、当該地域住民に対して立ち退きを指示するものとする。

③「避難勧告」、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」の内容

「避難勧告」「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア 要避難（準備）対象地域

イ 避難先及び避難経路

ウ 避難勧告又は避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の理由

エ その他必要な事項

なお、避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な避難所を指示し、開設するものとする。（「第2章 第3節 4. 被災者支援のための備え」参照）

④避難措置の周知

「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」を出した者は、当該地域の市民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民への周知徹底

市長は、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、当該地域の市民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に連絡する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

- a 直接的な周知として、市防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、市民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- b Lアラート*等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた市民への周知漏れを防ぐ。

※Lアラート：総務省の「災害情報共有システム」の通称。中央官庁や地方公共団体、交通関係事業者など災害関連情報の発信者と各種メディアの間で、災害などに関する情報を効率的に共有する情報基盤のこと。

⑤指定緊急避難場所

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

⑥関係機関相互の連絡

避難勧告、避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

※災害対策基本法第60条第3項の「屋内での待避」について

避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内安全確保に関する措置を考慮する。

(2)警戒区域の設定

①警戒区域の設定

ア 市長

市長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

イ 警察官、海上保安官

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

エ 消防職員又は水防職員

消防活動・水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条、水防法第21条）

②警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(3) 避難の誘導

①避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとする。

市は、あらかじめ定める避難誘導に係る計画や防災マップに沿った避難支援を行うことが重要である。

ア 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。

イ 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、危険物取扱施設、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

ウ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。

エ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

オ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣食料者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

カ 避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば区・自治会等の単位で行うこと。

キ 避難の際は、市民は貴重品（現金、預金通帳、印鑑等）や防災用品（日用品等）を速やかに持ち出せるよう日頃からの整理に努めること。（※市計画のみ）

②住民の避難対応

ア 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

2. 緊急輸送

【趣旨】

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、災害時の緊急輸送を効率的に行えるよう、関係機関が協力し、緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の確保を最優先として、啓開作業等を行う。また、運送事業者等連携し、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備や輸送体制の充実等を図るとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

【留意事項】

(1) 迅速な道路被害状況等の収集

道路管理者（港湾管理者及び漁港管理者含む。以下「道路管理者等」という。）は、迅速に道路の応急復旧に着手する必要があることから、地震発生後、関係機関と協力するとともに、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用し、迅速に道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。

(2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化

道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築

道路、河川・海、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図ることが必要である。また、災害時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮し、整備を進めていくことが必要である。

(4) 運送事業者等との連携体制の整備

実際の緊急輸送に当たっては、県や市の物資調整業務等への運送事業者等の協力が重要であり、物資輸送拠点における、運送事業者等を主体となって活動する環境づくりや運送事業者等の施設の活用などが必要である。

(5) 関係機関との連携

緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、防災関係機関、道路管理者等、市町村等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。

(6) 交通規制に関する情報の市民に対する周知措置

一般車両等の混乱を防止するため、

①緊急交通路指定路線及び災害発生時の交通規制内容

②災害発生時における運転者のとるべき措置

等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く市民に知らせることが必要である。

(7) 災害発生時に通行不能となる路線

国道51号線の神宮橋（旧道）は震度5弱以上で通行止め

【対策】

(1) 緊急輸送体制の構築

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、海、ヘリポート等を総合的に活用し、震災対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図る。また、震災時の物流拠点として、このような輸送手段の連結性を考慮し、鹿嶋市立ト伝の郷運動公園を指定する。

(2) 緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って担当部が行う。なお、救援物資の緊急輸送に当たっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い、物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うこととする。

①総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助，安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

②災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- a 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- b 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- c 市外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者
- d 市等の災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員及び物資
- e 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員，物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- a 前記aの続行
- b 食料，水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員，物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- a 前記bの続行
- b 災害復旧に必要な人員，物資
- c 生活用品
- d 郵便物
- e 廃棄物の搬出

(3) 緊急輸送のための道路の確保

①道路被害状況の把握

ア 道路管理者による調査

市及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用して、所管する道路及び沿道の被害状況、緊急輸

送道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

イ 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は災害対策本部に通報するものとする。

②道路啓開等の実施

市は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

ア 応急対策方法

- a 応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
- b 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。
- c 一路線が途絶する場合は、道路管理者は適当な迂回路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うものとする。
- d 道路施設の被害が広範囲にわたっている場合で代替の道路が得られない場合は、同地域の道路交通が最も効果的で比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊の協力を得て集中的応急対策を実施し、必要最小限の交通の確保を図る。

イ 復旧順位

災害の発生により幹線道路が通行不能の状態になった場合、救助活動及び援助物資の供給を速やかに確保する必要があることから、災害対策本部は、被害の状況に応じ、道路等の復旧にかかる優先順位を決定し、当該道路の管理者と連携し復旧に努めるものとする。

③放置車両対策

市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

④啓開資機材の確保

市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(4) 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

①車両、船舶、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等

市は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あつせんを要請する。

災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両、船舶等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする車両、船舶等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「第3章 第6節 2. 災害救助法に

よる救助の実施」も参照のこと。

ア 車両

a 市有車両の確保

災害の種類・規模等に応じ、担当部が市有車両から必要な台数を確保するものとする。

b 調達

車両が不足する場合は、県を通じて、必要数の確保に努めるものとする。

c 配車

各部への車両の配分は、被害の状況に応じて担当部が定める。

イ 鉄道

道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合において、東日本旅客鉄道株式会社等に協力を要請するものとする。

ウ 船舶

救難用物資、人員の緊急輸送について特に巡視船艇や船舶を必要とする場合は、県を通じて第三管区海上保安本部や自衛隊に派遣を依頼、県水難救済会に協力の依頼をする。

エ ヘリコプター

ヘリコプターが必要な場合は、「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、県に対して応援を要請する。

なお、それでも必要な輸送力が確保できない場合には、県を通じて第三管区海上保安本部や自衛隊に派遣を依頼する。

②緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

災害時における応急対策に従事する者の移送及び応急対策に必要な物資の輸送については、緊急通行車両により行う。

ア 通行禁止及び制限

緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、迂回路が必要あるときは明示し、一般交通に支障のないようにするものとする。

イ 緊急通行車両の申請

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続により緊急通行車両標章及び証明書の交付を受ける。

a 緊急通行車両の実施責任者及び使用者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

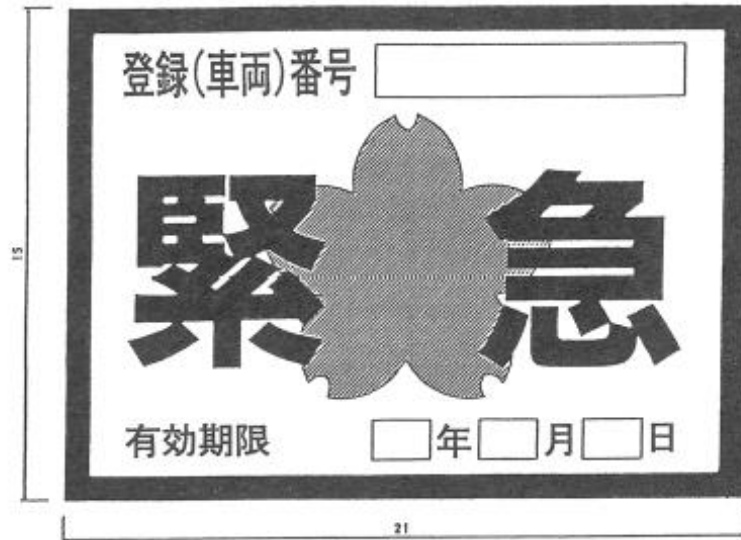
b 前記により確認されたときは、知事又は県公安委員会から災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

c 交付を受けた標章は、当該車両の見やすい部位に表示するものとする。

d 緊急通行車両として必要になることが明らかな車両については、あらかじめ災害応急対策用として県公安委員会に届出をし、事前に標章等の交付を受けるものとする。

図 3.4.1 緊急通行車両の標章

様式第3 (第6条関係)



- 備考 1 色彩は記号を黄色，緑及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」，「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。
- 2 記号の部分に，表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は，センチメートルとする。

(5) 交通規制

県警による交通規制措置は，次のとおりである。

①災害応急対策期

ア 被災地への流入車両の制限

震災発生直後において，次により，速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

a 第一次交通規制

被災地を中心とした概ね半径 20 kmの地点の主要交差点において，被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

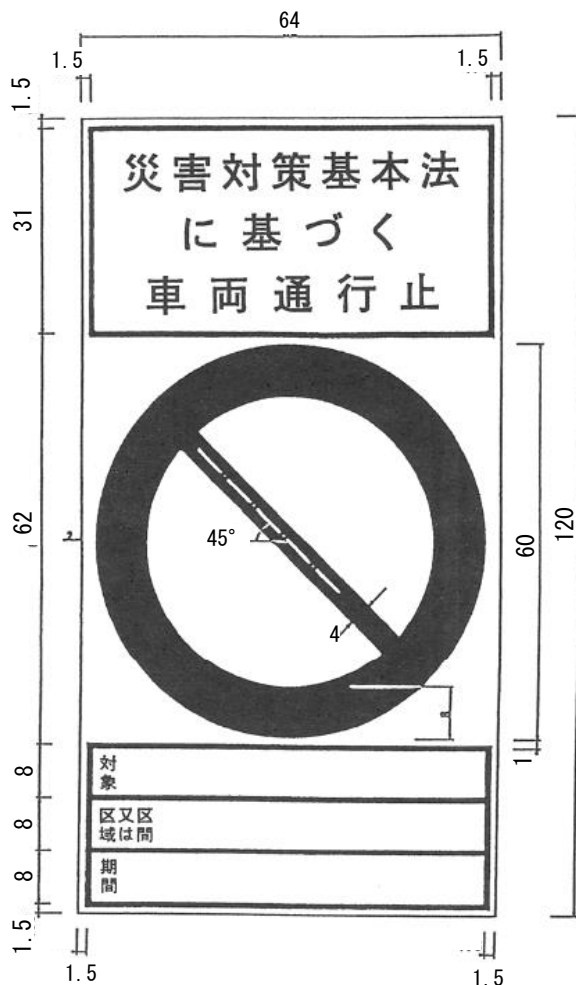
b 第二次交通規制

震災の規模の実態の把握，事態の推移等を勘案しながら，第一次交通規制実施後速やかに，被災地を中心とした概ね半径 40kmの地点の主要交差点において，被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

イ 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき，被災者の救難，救助のための人員の輸送車両，緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため，緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は，次のとおりである。

図 3.4.2 交通規制の標識



- 備考 1 色彩は文字，縁線及び区分線を青色，斜めの線及び枠を赤色，地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは，1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は，センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては，図形の寸法の2倍まで拡大し，又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。
 なお，被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は，次のとおりである。

常磐道，東関道，北関東道，圏央道，東水戸道路，常陸那珂道路，日立有料道路

ウ 区域指定による規制

災害状況により，災害現場及びその周辺の道路全てを緊急輸送のため確保することが必要な場合には，その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

エ 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は，緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は，直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また，著しく障害となる車両その他の物件については，道路管理者等の協力を得て排除するほか，状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

オ 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、周辺市民、ドライバーをはじめ市内外に広く周知する。

②復旧・復興期

ア 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

イ 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

ウ 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。

③市及び各道路管理者の交通規制措置

ア 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合に警察関係と緊密な連絡をするものとする。

イ 災害対策本部

警察官又は道路管理者による規制を待ついとまがないときは、災対法第63条により警戒区域を設定し、立ち入りを制限又は禁止し、若しくは退去を命ずるなどの方法により応急的な規制を行う。

④運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- a できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- b 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- d 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所は避けること。

イ 原則として避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が

行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

- a 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - i 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ii 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- b 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- c 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

※資料編

- 茨城県防災ヘリコプター応援要綱
- 緊急通行車両確認証明書

3. 消防活動, 救助・救急活動及び水防活動

【趣旨】

地震発生に起因する火災の被害を軽減し、火災による死傷者・罹災者の発生をできる限り抑えるため、市及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、市民及び自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

【留意点】

(1) 被害情報の早期把握

通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。

(2) 対策活動の優先度の考慮

大規模な地震では、火災、建物倒壊、浸水などの被害が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。

(3) 応援隊との連携

大規模な地震では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。

(4) 活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。

【対策】

消防活動については、「鹿島地方事務組合消防本部消防計画」によるものとするが、概ね以下のような活動を行うものとする。

(1) 消防機関による消火活動

市における消防活動は、鹿島地方事務組合消防本部及び鹿嶋市消防団が担う。

図 3.4.3 鹿島地方事務組合消防本部の部隊編成

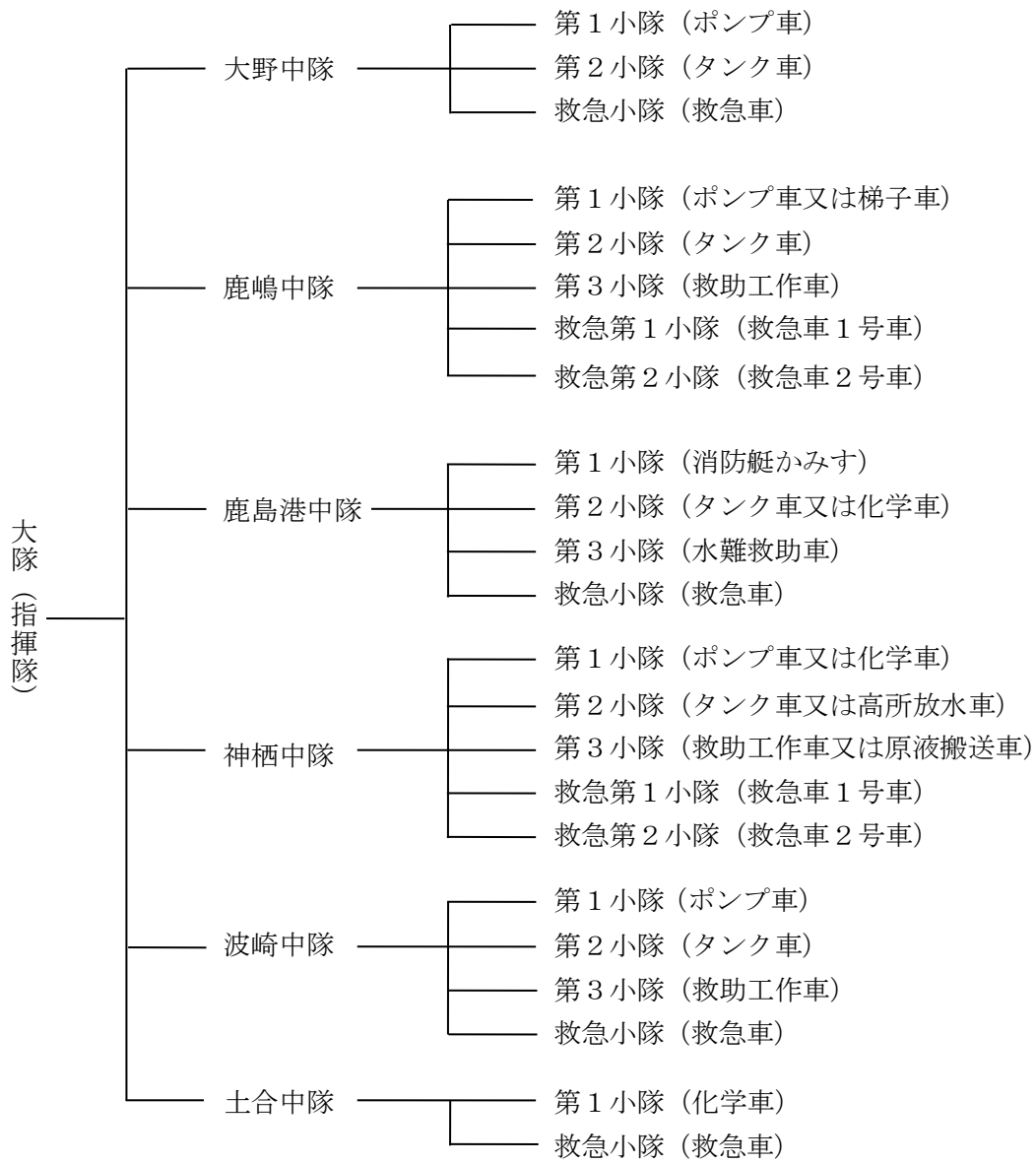


図 3.4.4 鹿嶋市消防団の組織

令和2年4月1日現在

		副団長	小隊長	分団	地区	
団 長	第 1 中隊長	第 1 小隊長		1	大 小 志 崎	
				2	武 井 釜 ・ 共 栄	
				3	浜 津 賀	
				4	荒 井	
				5	青 塚 ・ 天 朝 井 戸	
				6	角 折	
			第 2 小隊長		8	荒 野
				9	小 山	
				10	林	
			第 3 小隊長		11	中
				12	奈 良 毛	
				13	居 合	
		第 2 中隊長	第 4 小隊長		14	棚 木 ・ 立 原
					15	中 坪
				16	塙	
	第 5 小隊長			17	津 賀 ・ 掛 崎	
				18	額 賀	
				19	武 井	
	第 3 中隊長	第 6 小隊長		20	志 崎	
				21	大 町	
				22	桜 町	
				23	新 町	
			第 7 小隊長		24	神 野
				25	根 三 田	
				26	大 船 津 新 田	
			第 8 小隊長		27	大 船 津
				28	大 船 津	
			第 9 小隊長		29	爪 木
				30	須 賀	
				31	沼 尾	
				32	田 野 辺	
				33	山 之 上	
		34		猿 田		
	第 4 中隊長	第 10 小隊長		35	田 谷	
				36	清 水	
				37	明 石	
				38	神 向 寺	
			第 11 小隊長		39	仲 作
				40	小 宮 作	
				41	下 津	
				42	平 井 押 合	
	第 5 中隊長	第 12 小隊長		43	港 ケ 丘	
				46	板 宮	
				44	平 井	
				45	平 井 丘	
		第 13 小隊長		47	鉢 形	
				48	木 滝	
				49	粟 生	
		第 14 小隊長		50	国 末	
				51	泉 川	
				52	長 栖	
			53	谷 原		
			54	鱒 川		
			55	下 塙		
			56	佐 田		

* は自動車ポンプ分団

①情報収集，伝達

災害時には、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握する。

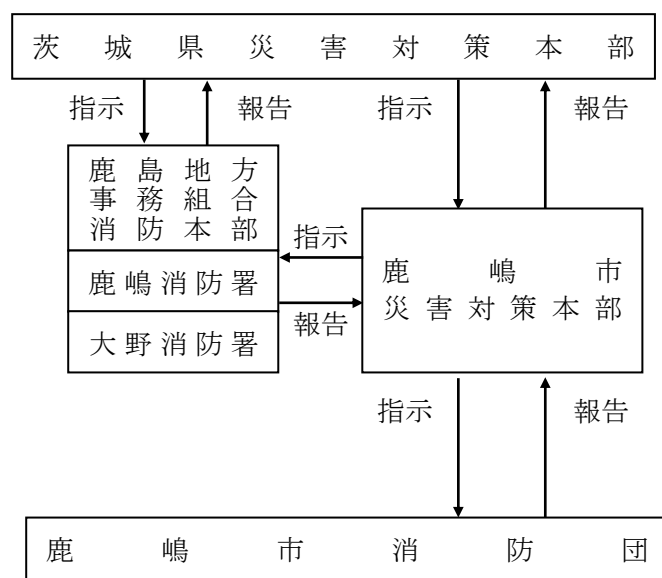
ア 被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し，被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は，災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに，応援要請等の手続きに遅滞のないよう努める。

図 3.4.5 情報等連絡系統



②大規模災害への対応

大規模な地震では、火災と要救助者が同時に多発する。これらに対処する要員，資機材，車両等の消防力は限られるため，活動の優先順位，応援隊との分担を決めて，資源の的確な配分を行うものとする。

基本的には，地震時に発生する多様な危険現象のうち，最も被害を増幅するのが二次的に発生する火災であることから，人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし，総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

また，災害の初期段階にあつては，市民が被災地区から安全に避難を完了するまで，火災の鎮圧と拡大防止を図る。

③同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて，次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は，人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

- a 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- b 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- c 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

④活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は現場の状況を的確に判断して臨機応変な活動を実施する。

⑤出動計画

鹿嶋消防署及び大野消防署の出動計画は、「鹿嶋地方事務組合消防本部消防計画 第1章 警防計画 第2節 出動計画」に規定する。また、鹿嶋市消防団の出動計画は、「鹿嶋地方事務組合消防本部消防計画 第11章 警防計画 第3節 消防団出動計画」に規定する。

⑥消防機関の応援

ア 応援派遣要請及び連携

大規模な災害時に、消防本部の消防力では十分な活動が困難である場合には、市長等は、消防相互応援協定に基づき消防本部を通じて他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

イ 応援隊との連携

他地域からの応援隊との連携を円滑にするために、応援活動の開始時に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うよう努める。なお、指揮系統は、消防本部の部隊編成を基本として応援隊を位置づけるものとする。

ウ 応援隊の派遣

市域が被災していない場合は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

⑦自主防災組織等による消火活動

ア 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近

隣住民へ呼びかけ，火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 消火活動

市民及び自主防災組織等は，消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また，倒壊家屋，留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

(2) 救助・救急活動

発災後できるだけ短時間のうちに要救助者を救い出し，医療措置を受けさせることが人命救出のために必須である。どんなに救出が遅れても3日が時間的な限界である。したがって，大規模な地震発生による多数の死傷者が発生した場合には，災害対策本部は，消防，警察，自衛隊等の相互の連携を図りつつ，さらに市民や自主防災組織の協力のもとに，迅速に救助・救急活動にあたることとする。

①救出の対象者及び活動期間

市は，災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し，救出して保護する。

なお，災害救助法が適用された場合については，「第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」も参照のこと。

■救出の対象者

- ア 火災の際に火中に取り残された者等
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者等
- ウ 水害のために流されたり，又は孤立した地点に取り残された者等
- エ 地滑り，崖崩れ等により生き埋めになった者等
- オ その他救出を要する者

②消防機関による救助・救急活動

ア 情報収集，伝達

a 被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し，被害の状況を把握し初動体制を整える。

b 災害状況の報告

消防長は，災害の状況を市長に対して報告するとともに，応援要請等の手続きに遅滞のないよう努める。

イ 大規模災害への対応（※県計画に記載なし）

大規模な地震では，火災と要救助者が同時に多発する。これらに対処する要員，資機材，車両等の消防力は限られているため，より多くの人命を救出することを原則として，活動の優先順位，応援隊との分担を決め，資源を的確に配分する。

a 火災が各地に発生し延焼拡大したときは火災防御を優先するが，地域に多数の人的被害が発生したときは，救助隊・救急隊は人命の救出，救助及び搬送にあたる。

b 火災の発生が少なく先制防御に成功し，地域に大きな人的被害が発生したときは，消防隊・救助隊・救急隊を集中して人命救助活動に充てる。

ウ 救助・救急要請への対応

地震後，多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- a 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ、実施する。
- b 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- c 人的災害の規模の大きい現場を優先して、救助・救急を実施する。
- d 負傷者多数の場合は、幼児、高齢者、障がい者及び重傷者を優先して救助する。

エ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

オ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ（負傷者選別）を行う。

カ 後方医療機関への搬送

- a 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- b 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- c 県防災ヘリコプター及びドクターヘリによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

キ 応援派遣要請

消防本部の消防力で十分な救助・救急活動が困難である場合は、市長等は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない時は、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

ク 応援隊の派遣

市域が被災していない場合は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助・救急活動を行う。

特に、近隣市での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急活動等により直ちに出動できる体制を確保する。

③警察のとり措

警察は、市及び防災関係機関と連携し、負傷者、閉じこめられた者等の救出・救助に当たり、応急救護処置を施したのち救護班又は救急隊に引き継ぎを行う。

④自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(3) 水害防止活動

災害時における水防活動は、地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者又は市長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防

計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び市民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(4) 海上災害対策活動

地震のため沿岸海面への油、危険物の流出及び船舶火災が発生した場合、又は津波による船舶の座礁、遭難事故が発生した場合は、各防災関係機関は、相互に緊密に連携し、被害防止処置を講じるものとする。

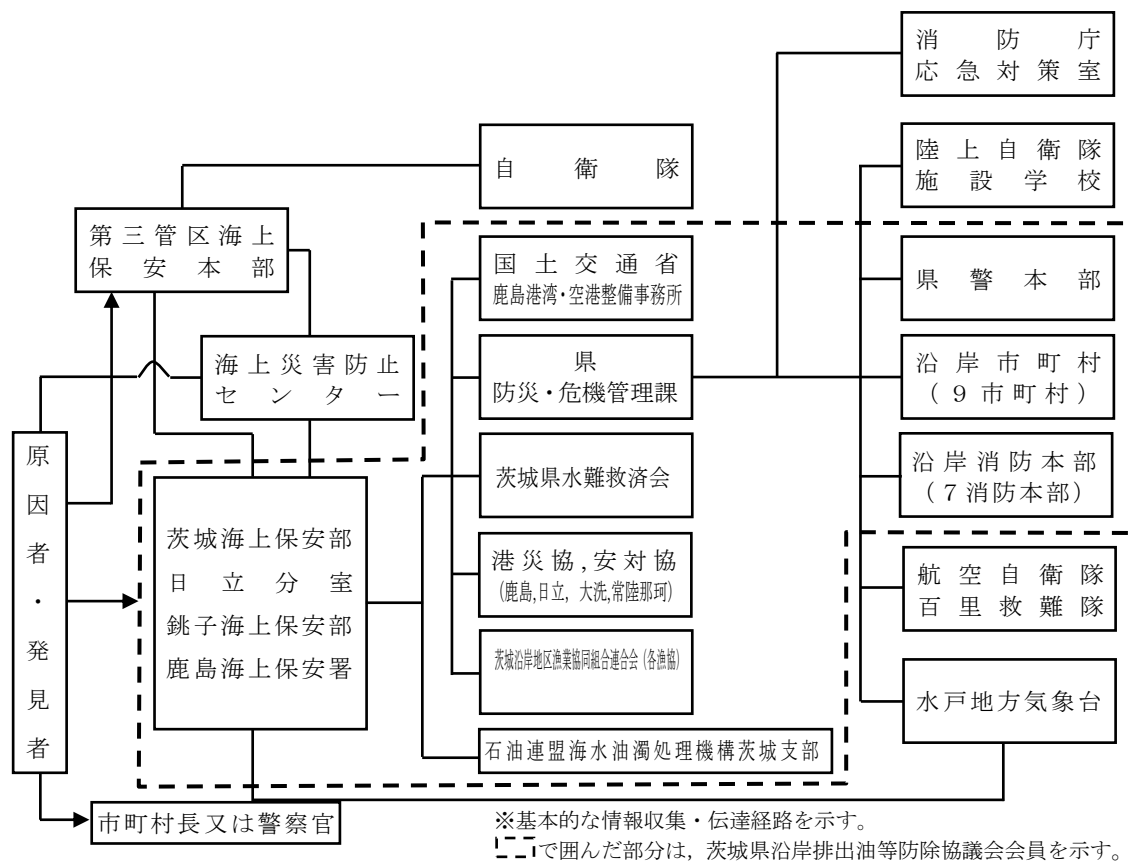
①流出油等応急処置対策

沿岸の危険物貯蔵施設等の損壊により油等が流出した場合、又はこれに伴う油火災が発生した場合は相互に緊密な連携のもとに必要な処置を講じ損害の拡大防止又は被害の軽減を図る。

ア 通報連絡体制

通報連絡体制は次のとおりとする。

図 3.4.6 沿岸海面への油、危険物等の流出時における通報連絡体制



イ 応急処置

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸市民の安全確保等の応急処置を講じる。

②海難対策

津波の襲来が予測される時、又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、防災関係機関は相互に協力し、次の処置を講じ、災害の未然防止又は遭難者の救出及び保護に努める。

ア 津波の襲来が予想される場合

a 海上保安機関は、次の各事項について検討し、船舶の安全対策について適切な処置を講じるものとする。

- i 避難の要否及び時期
- ii 船舶の入港禁止
- iii 港内在泊船、修理船の動静把握及び安全対策

b 避難又はその他の安全対策処置の必要があると認められる場合は、海上保安機関は、直ちに次の方法により勧告するものとする。

- i 無線放送
- ii 巡視船艇による港内在泊船舶への通報
- iii 県漁業無線局、各港湾災害対策協議会等への連絡

イ 海難事故が発生した場合

海難事故が発生した場合は、海上保安機関及び市は、水難救済会、その他の関係機関と緊密な連携の元に捜索、救助を実施するものとする。

③海上交通安全の確保対策

海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、海上保安機関、県及び市町村は、その他関係機関と密接に連携協力して海上交通安全確保のための措置を講じるものとする。

4. 応急医療

【趣旨】

地震発生時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療救護活動を行う。

【留意点】

(1) 地域レベルでの災害対策の強化

保健医療行政の第一線機関である保健所は、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部、市町村等の関係機関と連携し、災害時における各関係機関からの情報を収集するとともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、医療救護チームの配置調整等を行う必要がある。

また、急性期における災害医療を担うDMAT及び災害精神医療を担うDPAT（以下「DMAT等」という。）については、それぞれDMAT調整本部、DPAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行う。

(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立

被災地内での医療機能の低下、情報機能停止によるアクセス破壊を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。

(3) 後方搬送体制の確立

災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関間に災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域搬送体制を確立する必要がある。

(4) 医療ボランティアの確保

災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護チーム・DMATだけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

【対策】

(1) 医療・助産の基本方針

①実施責任者

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施は、知事が市長の協力を得て行う。

（「第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」を参照のこと。）災害救助法が適用されない場合は市長が実施する。

②医療及び助産の範囲

ア 医療

- a 診療
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容

- e 看護
- イ 助産
 - a 分娩の介助
 - b 分娩前, 分娩後の処理
 - c 脱脂綿, ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 実施期間

災害の日から 14 日以内（分娩については、災害発生後 7 日以内の分娩者）とする。

(2) 応急医療体制の確保

①初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うために、市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。

②医療救護班の編成, 派遣

市は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に対し出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、必要と認められるときは、県、日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請する。

③医療チーム・DMAT及びDPATの派遣要請

市は、地震等による大規模な災害の発生により、被災地において医療救護活動の不足が予測される場合には、県に対して災害急性期における医療を担うDMATの派遣を要請する。

また、避難所等における避難生活の長期化が想定される場合には、県に対して災害精神医療を担うDPATの派遣を要請する。

④医療救護所の設置

市は、医師会の協力により医療救護所を市内の医療機関に設置する。必要に応じて各公民館等の避難所、保健センター等にも医療救護所を設置する。

⑤災害医療コーディネーターの活用

市は、被災した場合、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、必要に応じて、県が設置した茨城県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを活用する。

(3) 応急医療活動

①医療施設による医療活動

市内の公立病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

②医療救護チーム・DMAT等による医療活動

ア 医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

イ DMAT等の配置

市は、県、県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部と調整のうえ、DMAT等の被災地等への派遣・配置について調整を行う。

また、市は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）の被災地の医療救護所、病院等への配置について、県、県保健福祉部及び保健所等と調整する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調整・配置についての助言を行うものとする。

ウ 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- a 被災者のスクリーニング（症状判別）
- b 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- c 医療機関への転送の可否の判断及びその順位の決定
- d 死亡の確認
- e 死体の検案
- f その他状況に応じた処置

エ DMAT等の業務

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援及び現場活動を含む。）及び広域医療搬送を行う。

オ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(4) 後方支援活動

①患者受入先病院の確保

ア 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重症者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、県が広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心として、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供するので、これを利用して重症者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重症者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

②搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じ、県が広域災害救急医療情報システム（EMIS）を通じ得た各医療機関の応需状況を基に、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重症者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市又は県が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入体制を確保する。

- a 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- b 患者の搬送先の離発着場及び受入先病院への搬送手配

③人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

市は、市内の人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等へのあせんに努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

④人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市は、県、他市町村、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

⑤周産期医療

保健所及び市町村の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾン[※]を活用する。

[※]災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総

合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する人のこと。

⑥医療ボランティア活動

ア 受入体制の確保

災害発生後、直ちに医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

また、その状況を災害対策本部保健福祉部に報告する。

イ 受入窓口の運営

医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- a ボランティアの募集，登録，協力依頼，派遣
- b 県衛生部現地本部との連絡調整
- c その他

5. 燃料対策

【趣旨】

災害時においても、県や市町村の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

【留意点】

(1) 迅速な状況の確認と情報共有

適切な燃料対策を実施するため、市内への燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。

また、関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。

(2) 重要施設への燃料の供給

重要施設の自家発電設備用燃料が不足した場合には、国や関係機関が連携して、速やかに燃料を供給する必要がある。

(3) 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給

災害応急対策車両への燃料供給を行うため、必要に応じ、優先・専用給油所を立ち上げるとともに、適切な燃料供給を実施する必要がある。

(4) 市民への普及啓発

燃料不足に伴う県民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する必要がある。

【対策】

(1) 連絡体制の確保と情報の収集

市は、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 災害応急対策車両への燃料供給

① 「災害時緊急給油票」の発行

市及び防災関係機関は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

② 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

(3) 市民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

6. 社会秩序の維持

【趣旨】

大規模地震災害が発生した場合、市は応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に実施し、市民の生命・身体・財産を保護する。初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助等が重要であるが、初期段階以降は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動など、市民の安全・安心を図るための広報及び情報活動を実施する。

【対策】

(1) 行方不明者の調査及び迷子等の保護

①行方不明者相談所の開設

必要に応じ、警察署及び交番その他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行う。

②迷子等の措置

ア 迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ 保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、福祉事務所若しくは児童相談所に通告、又は引き継ぐ。

③行方不明者の措置

ア 行方不明者の捜索願を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

イ 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

(2) 地域安全対策

市や警察は、被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域における犯罪の予防活動等を実施する。

①犯罪の予防等

ア 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地市民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

イ 地域安全活動

a 警戒警備の強化

被災地及びその周辺における警戒活動を強化して防犯活動に努めるとともに、避難所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

b 相談窓口の開設

必要により相談窓口を開設し、市民に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

②流言・飛語に対する措置

災害の発生時には流言・飛語が発生して市民の不安を招くおそれがあり、パニックや各

種犯罪を誘発する要因ともなることから、市民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、市民の不安除去に努める。

(3) 保安対策

市及び防災関係機関は、被災地における保安対策として次の措置を講ずるものとする。

①地震災害に対する措置

ア 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預かり措置を行う。

イ 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

②経済事犯等に対する措置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸若しくは所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため経済事犯をめぐる情報の収集、関係行政機関との連絡を緊密に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行う。

※資料編

- 消防団の出動体制
- 医療ボランティアの活動内容

第5節 被災者生活支援

1. 被災者の把握等

【趣旨】

地震、津波、風水害等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

【留意点】

(1) 被災者把握のための調査体制の整備

各関係部局の職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようあらかじめ調査体制を整備しておくとともに、調査項目を整理しておくことが必要である。

(2) 避難者把握のための窓口の明確化

市は、避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するなどできる限り避難者自身でその所在を明らかにできるよう体制を整備しておくことが必要である。

(3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

【対策】

(1) 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

①登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

②避難者等の調査の実施

ア 調査体制の整備

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

a 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

b 調査・報告方法の確立

調査用紙，報告用紙を作成し，その周知徹底を図るとともに，調査方法，報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

イ 調査の実施

市は，アに基づき調査を実施する。必要があれば，県に調査を要請する。

ウ 調査結果の報告

市は，避難者の状況や各調査による調査結果を取りまとめ，応急対策活動の方針を定め各部に伝達する。

また，調査結果を統括し，救助法の適用，避難所の開設，食料・水・生活必需品等の供給，義援金品の配分，災害弔慰金等の支給，応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

a 救助法の適用 →健康福祉部

b 避難所の開設 →教育委員会

c 食料，水，生活必需品の供給 →都市整備部（応急給水），市民生活部，経済振興部（受入・提供），健康福祉部（輸送）

d 義援金品の配分，災害弔慰金 →健康福祉部，政策企画部

e 応急仮設住宅入居者の選定 →都市整備部

(2) 罹災証明書の交付

市は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお，市は，被災建築物の応急危険度判定調査，被災宅地危険度判定調査，住家被害認定調査など，住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ，それぞれの調査の必要性や実施時期の違い，民間の保険損害調査との違い等について，被災者に明確に説明するものとするほか，住家等の被災の程度を調査する際，必要に応じて，航空写真，被災者が撮影した住家の写真，応急危険度判定の判定結果等を活用するなど，適切な手法により実施するものとする。

また，罹災証明書交付等に関する担当部署は，非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し，必要に応じて，発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2. 避難生活の確保, 健康管理

【趣旨】

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難に由来する精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

【留意点】

(1) 使用可能施設・設備の把握

災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。

(2) 協力体制の確保

大規模な地震が発生した場合、市職員のみでは避難所の運営を行うことが不可能であるため、避難所開設時について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。

また、避難所に指定されている学校についても、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。

(3) 避難者の状態把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。

【対策】

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設, 運営

① 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所（※避難所の定義：地震災害対策編 48 ページ参照）及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けることとする。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

ア 基本事項

a 対象者

- i 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ii 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- iii 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
- b 設置場所
 - i 避難場所としてあらかじめ指定している施設
（「第2章 第3節 4. 被災者支援のための備え」参照）
 - ii 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設
- c 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額
 - i 費用の範囲
 - ・賃金職員等雇上費
 - ・消耗器材費
 - ・建物、器物等使用謝金
 - ・燃料費
 - ・仮設便所及び炊事場の設置費等
 - ・衛生管理費
 - ii 限度額
 - ・基本額
避難所設置費一人1日当たり320円以内
 - ・加算額
冬季（10月～3月）についてはその都度定める額
- d 設置期間
災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受けるものとする。
- イ 避難所開設の公示
市は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- ウ 避難所開設の要請
市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。
- エ 避難所開設の県への報告
市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。
 - a 避難所開設の目的
 - b 箇所数及び受入人数
 - c 開設期間の見込みなお、災害救助法が適用された場合については、「第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」も参照のこと。
- オ 住民等の周知
市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

カ 避難所開設の適否検討

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

②避難所の運営管理

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアル・手引き等に基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

さらに必要があれば、県、近隣市に対しても協力を要請するとともに、避難所の安全確保及び秩序維持のために、警察官の配置等についても考慮するものとする。

なお、避難所の運営管理については、施設ごとにあらかじめ運営マニュアルの策定に努めるものとする。

ア 男女双方の視点

- a 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- b 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

イ 避難所の安全性の確保

- a 巡回警備や防犯ブザーの配布

③避難者の状況把握

避難所の運営担当者は、避難所を円滑に運営するため、避難者名簿を作成するものとする。特に、要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握する。

④避難所における利用者の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。

- ア 避難所運営のための自治組織の結成と組織リーダーへの協力
- イ 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- ウ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- エ 要配慮者への配慮
- オ プライバシーの保護
- カ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

⑤福祉避難所における支援

ア 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じ福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保され

るものを指定するものとする。

なお、福祉避難所の指定については、事前に対象施設と協議を行い、協定等を締結するなど環境整備に努めるものとする。

イ 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

ウ 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

エ 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

オ 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- a 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- b 福祉避難所開設の目的
- c 箇所名、各対象受入人員（高齢者、障がい者等）
- d 開設期間の見込み

(2) 避難所等における生活環境の整備

① 衛生環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、必要に応じ、平成30年度に作成した「鹿嶋市災害時保健活動マニュアル」に基づき、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。

さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。

避難の長期化等必要な場合は、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

市が必要と認めた場合は、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

② 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

③ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(3) 健康管理

①被災者の健康（身体・精神）状態の把握

ア 市は、県の協力も得て、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

イ 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」及び「鹿嶋市災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。

ウ 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるように努める。

エ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者に対しては、医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。（※県計画に記載なし）

オ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止するため、水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。（※県計画に記載なし）

カ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対しては、状況の把握とともに、県及び関係機関へ協力を要請する。（※県計画に記載なし）

②避難所の感染症対策

市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策及び避難所運営の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

③要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

④関係機関との連携の強化

市は、支援を必要とする高齢者、障がい者に必要なケアの実施を行うとともに、ニーズに応じ、介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

⑤被災者の精神状態の把握

ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ 市は、幼児や児童の保育について、避難所内の遊び場等の確保に努め、ボランティア等の協力を得ながら対応に努める。

ウ 市は、被災によってPTSD（心的外傷後ストレス障害）を示している者について、県が設置する「心の救護所」にカウンセリング等の適切な対応を依頼するとともに、PTSDに関する広報活動に努める。

（4）精神保健、心のケア対策

市は、県（障害福祉課）、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）、保健所と連携して心のケア活動を実施する。

①相談窓口

ア 県（障害福祉課）は、センター及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、周知を図る。

イ センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心

的外傷後ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を作成し、保健所及び市町村を通じ被災者に配布する。

②精神保健医療体制

ア 県（障害福祉課）は、DPAT調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。

また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、DPATと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。

DPATは、保健所、市、日赤こころのケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。

イ 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。

a フェイズ1～2

- ・心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPATとの同行訪問

b フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供

c フェイズ4

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

ウ 保健所及び市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

③DPATの派遣要請

市は県（障害福祉課）にDPATの派遣要請を行い、国や関係団体へDPATの派遣を依頼する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

④精神科救急医療の確保

県（障害福祉課）は、市や保健所等と連携を図りながら、治療中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続など、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報提供を行う。

⑤市における災害時のこころのケアへの対応

ア 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

イ ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる市民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

参考：（財）東京都医学総合研究所のホームページ I E S - R改定出来事インパクト尺度日本語版 www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf

ウ ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

参考：心理的応急対応 「サイコロジカル・ファーストエイド（P F A）」

- ◇ 災害やテロの直後に子ども、思春期の人、大人、家族の心理的ニーズに対して行うことのできる効果の知られた心理的支援の方法（災害やテロの直後に行う支持的な介入方法）
- ◇ 共感と気づかいに満ちた災害救援者からの支援は、初期反応の苦しみをやわらげ、被災者の回復を助けます。
- ◇ 各対象の状態に合わせた理解の仕方や具体的な援助方法なども記載されています。

（出典：サイコロジカル・ファーストエイド 実施手引き第2版）

アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク（アメリカ国立P T S Dセンター）

D P A T事務局ホームページ <http://www.dpat.jp>

3. ボランティア活動の支援

【趣旨】

大規模な地震災害が市内に発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

【留意点】

(1) 被災者ニーズの把握

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。

(2) 行政内部の調整

ボランティアが被災地で収集したニーズを行政サービスに反映されるよう、関係する行政各部局間を調整することが必要である。

【対策】

(1) ボランティアとの役割分担

①被災者ニーズの把握と対応者の決定

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、市は、被災者のニーズを十分に把握し、市や防災関係機関が行う対策とボランティアに委ねる活動について検討、調整し、ボランティア派遣の必要の有無について速やかに判断する。

②ボランティアからの情報への対応

ボランティアが被災地で収集したニーズのうち、市が対応すべきものについては速やかに行政サービスに反映させるため、関係する部署における調整を行う。

(2) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと。

表 3.5.1 専門ボランティアに関する記載箇所

区 分	項 目
医 療	第3章 第4節 4. 応急医療 【対策】 (4) 後方支援活動 ⑥医療ボランティア活動
アマチュア無線	第3章 第2節 1. 通信手段の確保 【対策】 (3) アマチュア無線ボランティアの活用

①受入体制の確保

災害発生後、鹿嶋市社会福祉協議会は、市と連携し、ボランティア現地本部を設置するとともに、ボランティアの受入体制を確保する。

②「受入窓口」の運営

鹿嶋市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア 市及び関係機関からの情報収集
- イ 被災者からのボランティアニーズの把握
- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- エ ボランティアの受付
- オ ボランティア活動の決定及びボランティアの割振り
- カ ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- キ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ク 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- ケ ボランティア保険加入事務
- コ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- サ 市との連絡調整
- シ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

① ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する人員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

② ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア「担当窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

③ 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片づけごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取り組みにおいては、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

④ ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険の加入を促進する。

4. ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

【趣旨】

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

【留意点】

(1) 要配慮者への配慮

高齢者、外国人、障がい者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、救護班等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めることが必要である。

(2) 関係機関・団体との連携

災害後の被災者の相談内容は、その人の生活の全ての問題にかかわるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から関係機関・団体との連携を図ることが必要である。

(3) 的確な情報窓口への振り分け

様々な形で寄せられる問合せに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。

【対策】

(1) ニーズの把握

①被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を担当する職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、行政委員、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

ア 家族、縁故者等の安否

イ 不足している生活物資の補給

ウ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）

エ メンタルケア

オ 介護サービス

カ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

②高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等の次のようなニーズの把握について、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムのスタッフによる巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

ア 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)

イ 病院通院介助

- ウ 話相手
- エ 応急仮設住宅への入居募集
- オ 縁故者への連絡

(2) 相談窓口の設置

①総合窓口の設置

市は、②に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務も把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、災害被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

②各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。様々な形で寄せられる問合せに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うように努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、震災関連情報）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- シ 廃棄物（ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ス 金融（融資、税の減免）
- セ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ソ 手続き（罹災証明、死亡認定等）
- タ 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

③関係機関との協力

上記の相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

震災後の被災者の相談内容は、その人の生活の全ての問題にかかわるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることを前提にして、関係機関・団体との連携を密にする。

(3) 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれ

れに配慮した伝達を行うものとする。

①テレビ、ラジオの活用

テレビ局，ラジオ局，CATV局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行う。なお，聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

②インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て，災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに，防災関係機関は情報の提供に努める。

③インターネットの活用

インターネット（市のホームページ）やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

④ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため，NTT，電器メーカー等の協力を得て，ファクシミリを活用した，定期的な生活情報の提供を行う。

⑤災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して，随時，広報紙の特別版を発行する，新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ，災害ニュースとして避難所，各関係機関等に広く配布する。

⑥エフエムかしま市民放送株式会社との連携

災害発生後には，エフエムかしま市民放送株式会社と連携し，災害復興・被災者支援の専門局として位置づけ，連携を図りながら市民及び被災者等への情報提供を行う。

（４）安否情報の提供

市は，被災者の安否情報について照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り回答するよう努める。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，県，消防機関及び警察等の関係機と協力して，被災者に関する情報の収集に努める。また，被災者の安否情報の提供に当たっては，被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5. 生活救援物資の供給

【趣旨】

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

【留意点】

(1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応

物資の供給に当たっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意することが必要である。

夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。

(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。

(3) 協力体制の確保

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保

発災直後は、安否確認等により一般回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。

(5) 災害時支援物資提供体制の構築

上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。

【対策】

(1) 食料、生活必需品等の供給

市は、備蓄している食料等を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食料等を調達し供給を行う。

① 公的備蓄

市は、次の手順により、食料及び飲料水、生活必需品等を迅速に供給する。

ア 市は、被害の状況等から判断して、市の備蓄物資の放出を決定するとともに、災害時

応援協定に基づきトラック協会等輸送業者へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ 輸送業者等は、市の備蓄場所から市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

②流通在庫備蓄

市は、次の手順により食料及び飲料水、生活必需品等を迅速に調達し供給する。

ア 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合

a 市は、被害の状況等から判断して市が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

b 市は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。

c 当該事業者は、市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

d 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

※連絡先は、鹿嶋市と協定先との災害時における救援物資の調達に関する緊急連絡体制を毎年度確認する。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

a 自衛隊への輸送要請

市は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請するものとする。要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する必要がある。

b トラック協会等への輸送要請

市は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

(2) 食料、生活必需品等の給与

①炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

②県、近隣市への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市に炊き出し等について協力を要請する。

ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

イ 集団給食施設への炊飯委託

ウ 調理不要な乾パン、食パン等の供給

③品目

ア 食料

アルファ化米、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳幼児粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

イ 生活必需品等

a 寝具（毛布、段ボールベッド、シート、間仕切り等）

b 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等）

- c 衣料品（作業着，下着，靴下，運動靴，雨具等）
- d 炊事用具（鍋，釜，やかん，ケトル，包丁，缶切等）
- e 食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳ビン等）
- f 光熱材料（発電機，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）
- g その他（ビニールシート，仮設トイレ，土嚢袋等）

④輸送拠点の開設等

ア 集積地の指定，輸送拠点の開設

市は，市役所を集積地として活用して速やかに市内輸送拠点を開設し，調達した物資の集配を行うものとする。

イ 集積地の管理

市は，物資の集積を行う場合，集積地である市役所に管理責任者及び警備員等を配置し，食料管理の万全を期するものとする。

また，効率的な管理を行うため，トラック協会等との災害時応援協定に基づき，フォークリフト，パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに，積込みに際しては，ボランティア等の活用を図る。

（3）応急給水の実施

①応急給水の行動指針

市は，給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し，次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

ア 被災者が求める給水量は，経時的に増加するので，それに応じた供給目標水量を設定すること。

イ 保管上の注意事項の広報等，応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。

ウ 水道事業者等が果たす役割，他の公共機関が果たす役割，自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。

エ 高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。

オ 継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。

カ 応急給水実施時に行うべき広報について，給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

②応急給水資機材の調達

水道事業者等は，あらかじめ定めた給水計画に基づき，必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は，県に調達を要請する。

③応急給水活動の実施

ア 活動内容

用水供給事業者は，給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は，市保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また，市は，配水池や飲料水兼用耐震性貯水槽の水を有効利用し，給水車等により応急給水を実施する。なお，市における給水拠点及び給水量は資料「市町村における給水拠点及び給水能力」のとおりである。

イ 給水基準

1日1人3リットル

表 3.5.2 応急給水の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	30 /人・日	概ね1 km以内	耐震貯水槽，タンク車
10日	200 /人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の 仮設給水栓
21日	1000 /人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約250ℓ/人・日)	概ね10m以内	仮配管からの 各戸給水共用栓

(注) 医療施設，避難所，災害対策本部拠点等の重要施設への給水は，地震発生直後から確保する。

ウ 給水拠点及び給水能力

市の給水拠点等は以下のとおりである。

表 3.5.3 給水拠点（令和2年4月1日現在）

名称	所在地	電話番号
鹿嶋市役所	平井 1187-1	0299-82-2911
鹿嶋市大野ふれあいセンター	津賀 1919-1	0299-69-1111
鹿嶋市まちづくり市民センター	宮中 4631-1	0299-83-1551

エ 車両（給水車等）による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者で，災害対策本部長が必要と認めた被災者に対して拠点給水する。

表 3.5.4 給水用資機材（令和2年4月1日現在）

種別	容量	台数・個数	保管場所
給水タンク	2,000ℓ	1台	宮中浄水場
給水タンク	1,500ℓ	1台	宮中浄水場
給水用ポリタンク	1,000ℓ	2個	大野排水場
給水用ポリタンク	500ℓ	9個	武井・志崎浄水場

a 給水用資器材等による給水

- i 病院，診療所等で緊急給水の必要があると災害対策本部長が認めたものに対し，給水用ポリタンクを必要個数配備する。
- ii 一般被災者に対し，災害対策本部長が必要と認めた場合は，給水用ポリタンクを配備する。

b ポリ袋による給水

避難所が小さく，かつ，点在している場合で，容器等の備えのない被災者及び一般の被災者に対し配給する。

c 給水活動の配慮事項

給水活動の実施に当たっては，次のような点に配慮する。

i 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対して，優先的に給水を実施する。

ii 的確な広報

給水の場所や時間等の内容について，防災行政無線，貼り紙，チラシ，マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

iii 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

iv 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす市民も多いと考えられる。しかし、市民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる要配慮者も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

v 市民の協力

給水時の混乱防止対応や、災害時要配慮者等、さらには中高層住宅の入居者等に対し行う水の運搬への支援について、当該者及び自主防災組織、ボランティアに協力を依頼する。

オ 取水（水源）

a 飲料水の取水は、公設消火栓を原則とする。

b 消火栓取水が不能のときは、茨城県企業局鹿島浄水場の貯水池とする。

表 3.5.5 浄水場（令和2年4月1日現在）

名 称	場 所	電 話	飲料水供給能力
茨城県企業局鹿島浄水場	宮中 3761-1	0299-82-1121	日 78,000 m ³

c 上記の a 及び b が使用不能のときは、市が定めた井戸で、消毒の必要がある場合は消毒して、取水使用するものとする。

④検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

6. 要配慮者安全確保対策

【趣旨】

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

【留意点】

(1) 要配慮者への配慮

市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たって要配慮者へ十分配慮するものとする。

特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先入居高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

【対策】

(1) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

①救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

②搬送及び受入先の確保

施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

③食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

④介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福

祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

⑤巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

⑥ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・管理（把握と体制づくり）

市は、災害時において特に適切な防災行動をとることが困難な人々の把握に努め、地震発生時の近隣住民の協力体制等を含む自主防災組織を育成し、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを推進する。

また、地震災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から避難行動要支援者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、同意を得た方については平常時から避難支援等関係者に名簿を提供する。

①避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準に該当する者

- a 介護保険の要介護認定3～5を受けている者
- b 65歳以上のひとり暮らし高齢者でかつ要介護認定1・2を受けている者
- c 身体障害者手帳1・2級の所持者
- d 療育手帳①・Aを所持する知的障がい者
- e 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- f その他支援を必要とする者

イ 避難支援等関係者となる者

- a 自主防災組織（自治会）
- b 民生委員・児童委員
- c 鹿嶋市社会福祉協議会（地域福祉推進委員）
- d 鹿嶋警察署
- e 鹿嶋地方事務組合消防本部、鹿嶋市消防団
- f その他市長が認める団体

ウ 名簿作成に必要な情報と同意の確認

- a 避難行動要支援者の氏名
- b 避難行動要支援者の生年月日
- c 避難行動要支援者の性別
- d 避難行動要支援者の住所又は居所
- e 避難行動要支援者の電話番号その他連絡先
- f 避難行動要支援者が避難支援等を必要とする事由
- g 避難行動要支援者が居住する場所の自主防災組織（自治会）

※避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲に該当する者に、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、理解を得るとともに書面にて同意を確認する。

②避難行動要支援者名簿の管理

ア 名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報提供の同意が得られた者の平常時における避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する。

イ 避難支援等関係者の安全確保

a 避難支援等関係者は、提供された名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難を支援する。

b 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とする。

c 市は、避難行動要支援者に同意を確認する際は、「災害はいつ起こるかかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」を説明する。

また、避難行動要支援者名簿に掲載し、避難支援等関係者がその情報を共有しているが、「必ず避難支援者が来て、助けてくれること」を保証するものではないことをあらかじめ理解されるよう説明する。

ウ 名簿提供における情報管理のため市が講じる措置

a 当該地域を担当する避難支援等関係者に限り名簿提供する。

b 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する。

c 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう指導する。

d 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

e 名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導する。

f 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結する。

エ 名簿の更新及び情報共有

a 市は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

【追加】 転入した該当者及び新規該当者

【削除】 転出、死亡、社会福祉施設等への長期入所者、状態の軽度化

b 名簿の更新情報は、関係部局と共有し、避難支援等関係者に更新情報を提供する。

c 市は、新規対象として、名簿掲載に該当する者へは、制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報提供について必要な書類を送付するなどして、理解を得るとともに同意を確認する。

用語説明

●要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15号）

●避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。（災害対策基本法第49条の10第1項）

●避難支援等関係者

自主防災組織（自治会）、民生委員、警察署、消防署など、避難支援等の実施に携わる関係者。

●個別計画

災害時の情報伝達や避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者ごとに、「誰が」「どこに」「どうやって避難させる」というように支援に必要な事項をあらかじめ定めたもの。

要支援者と避難支援等関係者の情報共有を基本とし地域の中で協議して作成する。

●避難支援者

個別避難支援計画書により定められた、災害発生時に現場で要支援者の安否確認や避難支援を行う者。

（3）在宅要配慮者に対する安全確保対策

①安否確認、救助

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助を実施する。

特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

②搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、市等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

③要配慮者の状況調査及び情報の提供

在宅や避難所で生活する要配慮者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

④食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

⑤保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

⑥保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(4) 外国人に対する安全確保対策

①外国人の避難誘導

市は、県及び県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線、インターネット通信等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

②安否確認、救助

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各団体の被災状況及び外国人の安否等の確認や在住外国人に関する情報の収取など避難、救助の支援をする。

③情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、県及び県国際交流協会と連携し、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導への支援を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

ウ 県や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

市は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、県や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

④外国人相談窓口の開設

市は、県及び県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」の設置に努め、生活相談に応じる。また、県及び他市が設置する外国人向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

7. 応急教育

【趣旨】

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくとする。

教育委員会、私立学校設置者並びに学校等の長（以下「校長等」という。）は、災害発生時に幼児・児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するために万全を期す。

【留意点】

（1）発災時間と応急対策との関連

災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうした全てのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。

（2）想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。

（3）避難所との共存

教育施設であると同時に避難所となる場合もあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。

（4）保護者への引渡し

県及び市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

（5）関係機関の連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

【対策】

（1）児童生徒等の安全確保

教育委員会、私立学校設置者並びに校長等は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童生徒等の安全確保あるいは安否確認を行う。

①情報等の収集・伝達

災害発生時間を問わず、市は学校等に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立する。

ア 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校等の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

イ 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童生徒への情報伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

ウ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市やその他の関係機関に報告する。

エ 市、県及び各学校は停電等により校内放送整備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

オ 教職員は、夜間・休日の場合の出勤などについて、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

②児童生徒等の避難等

ア 在学・在園時の措置

在学・在園時に地震が発生した場合、以下のように児童生徒等の避難を実施する。

a 情報の伝達

児童生徒等への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

b 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等へに避難を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

c 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外・園外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

d 休校・休園措置

校長等は、必要に応じ休校・休園の措置をとる。

e 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えると同時に、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずるものとする。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

f 校内・園内保護

i 校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内・園内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。この場合、速やかに市に対し、児童生徒の数その他必要な事項を報告するものとする。

ii 校長等は、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるとともに、引き渡し訓練を実施するものとする。

g 保健衛生

市、県及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

イ 在校・在園時以外の措置

a 休校・休園措置

校長等は、休日や夜間、早朝に休校・休園の措置を決定した場合は、直ちに緊急連絡網等を活用し、保護者又は児童生徒等に連絡するものとする。

b 安否確認

校長等の指示のもとに、教職員は児童生徒等の安否確認を行う。

(2) 応急教育

教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講ずる。特に、被災した学校等が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校等による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校等間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備する。

①教育施設の確保

県及び市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。

ウ 学校の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

余裕のある学校等がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設及び寺院等を利用して授業を行う。

オ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

カ 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

②教職員の確保

県及び市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等、必要な教職員の確保を図る。

③教科書・学用品等の給与

ア 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障をきたしている小・中学校・義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒に対して学用品等を給与する。

a 対象者（※a～cは県計画に記載なし）

i 災害によって住家に被害を受けた児童生徒であること。

- ii 学用品等がなく、就学を支障を生じている場合であること。
 - b 給与の品目
 - i 教科書及び教材
 - ii 文房具
 - iii 通学用品
 - c 給与の方法
 - i 学用品等は市長が調達する。
 - ii 教科書の支給は、速やかに茨城県教育庁教科書担当課と連絡をとり、必要冊数を確保し、給与するものとする。
- イ 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。
- なお、災害救助法が適用された場合については、「第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」も参照のこと。

④避難所との共存

- 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。
- ア 市は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
 - イ 市は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
 - ウ 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割分担を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
 - エ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
 - オ 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

(3) 学校給食等の措置

教育委員会は、学校給食等の措置において、下記の措置を講ずるものとする。

①応急措置

- ア 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止する。
- イ 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

②応急復旧措置

- ア 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺憾のないようにする。
- イ 学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。
- ウ 児童生徒等、学校教員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の伝染病の発生状況を調査確認し、防疫措置を講ずる。

8. 帰宅困難者対策

【趣旨】

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

【留意点】

■ 自助・共助・公助による対応

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

【対策】

(1) 市の取り組み

①普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

②備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

③情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、帰宅困難者及び関係者等への情報提供に努めるものとする。

④交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。市と交通事業者は、協議のうえ、一時滞在所の確保等を推進するものとする。

また、一時滞在所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在所の運営に努めるものとする。

(2) 企業等の取り組み

①従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

②備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布等の物資の備蓄に努めるものとする。

③環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建

物の耐震化，家具類の転倒・落下・移動防止，ガラスの飛散防止など，従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

④事業継続計画等への位置づけ

企業等は，BCP（事業継続計画）等において，大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき，従業員に周知しておくものとする。

⑤安否確認方法の周知

企業等は，大規模災害時には，電話が輻輳することを踏まえ，事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに，従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171，ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し，当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

⑥市，自主防災組織等との連携

企業等は，市や周辺の自主防災組織等と，大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(3) 大規模集客施設の取り組み

大規模な集客施設においては，多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから，事業者等は，BCP（事業継続計画）を作成するとともに，市や関係機関等と連携し，利用者を保護するため，適切な待機や誘導に努めるものとする。

(4) 各学校の取り組み

①鉄道事業者との連携

各学校においては，日頃から児童生徒等の通学手段を把握し，鉄道を使用する生徒数等の情報を，災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努めるものとする。

②帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら，情報を入手する体制の整備や，情報の提供方法の構築に努めるものとする。

③飲料水等の備蓄

9. 義援物資対策

【趣旨】

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

【留意点】

(1) 被災地ニーズの把握

被災地ニーズは、時間とともに変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。

また、小口・混載の支援物資は被災地方公共団体の負担になる等の被災地支援に関する知識の普及も重要である。

(2) 被災地情報の発信

義援物資が被災地に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらうことが必要である。

(3) 民間力の活用

大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。

【対策】

■義援物資の供給

○情報の収集・発信

ア 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

イ 市は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

10. 愛玩動物の保護対策

【趣旨】

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県及び他市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

【留意点】

(1) 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県及び他市町村等関係機関と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。

(2) 協力体制の確立

市は、災害時において県が設置する「動物救護本部」と連携し、愛玩動物の保護や適正飼養への支援に努める。

【対策】

■避難所における動物の適正飼養に係る措置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

※資料編

- 衣料・生活必需品調達数量の目安

第6節 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用手続き

【趣旨】

市内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。したがって、市は、同法の適用に向けて速やかに手続きを実施し、市民に対する救助活動の実施を図る。

また、円滑かつ十分な救助活動を実施するため、災害救助基金等の積立を行うものとする。

【留意点】

（1）被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

救助法の適用の判断及びその手続を行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

（2）救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

（3）円滑かつ十分な救助活動を実施するための財源の確保

救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を要するので、市はその財源に充てるための災害救助基金の積立を行う必要がある。

【対策】

（1）被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっての被害状況の把握及び認定は、次の基準で行う。

①被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

②住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

③住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、市町村単位にその適用地域が指定される。

①市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)

表 3.6.1 救助法の適用基準 (令別表第1)

市町村の人口		住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満		30 世帯	
5,000 人以上	15,000 //	40 //	
15,000 //	30,000 //	50 //	
30,000 //	50,000 //	60 //	
50,000 //	100,000 //	80 //	市該当基準
100,000 //	300,000 //	100 //	
300,000 //		150 //	

②当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。(救助法施行令第1条第1項第2号)

表 3.6.2 救助法の適用基準 (令別表第2)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数	備考
1,000,000 人未満		1,000 世帯	
1,000,000 人以上	2,000,000 //	1,500 //	
2,000,000 //	3,000,000 //	2,000 //	茨城県該当基準
3,000,000 //		2,500 //	

表 3.6.3 救助法の適用基準（令別表第3）

市町村の人口		住家滅失世帯数	備考
	5,000 人未満	15 世帯	
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "	
15,000 "	30,000 "	25 "	
30,000 "	50,000 "	30 "	
50,000 "	100,000 "	40 "	市該当基準
100,000 "	300,000 "	50 "	
300,000 "		75 "	

- ③当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数あること。（救助法施行令第1条第1項第3号）

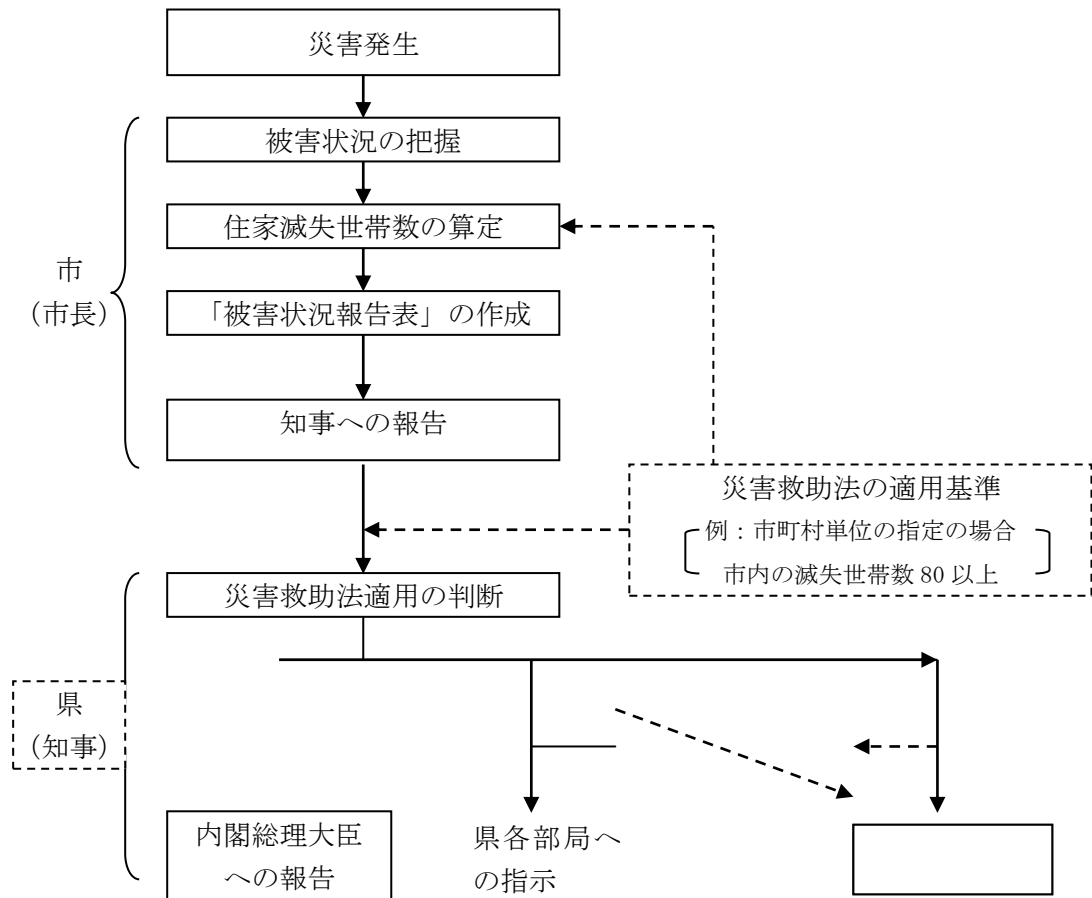
表 3.6.4 救助法の適用基準（令別表第4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数	備考
	1,000,000 人未満	5,000 世帯	
1,000,000 人以上	2,000,000 "	7,000 "	
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "	茨城県該当基準
3,000,000 "		12,000 "	

（3）救助法の適用手続き

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、知事に対して報告する。

図 3.6.1 災害救助法適用の流れ



(4) 救助法による救助

市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

①救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。

なお、市町村長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

②救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである

2. 災害救助法による救助の実施

【趣旨】

救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、茨城県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

【対策】

(1) 救助の実施機関

救助法に基づく救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため、次の①～⑩に掲げる救助の実施に関する職権は、市長に委任されている。したがって、これらの救助については、救助法適用の如何を問わず、市長が必要と判断した場合は直ちに実施し、その後、救助法が適用された場合には、市長は、速やかに委任された救助の実施内容を知事に報告するとともに、経費支払証拠書類の写しを添えて費用を請求するものとする。

- ①収容施設(応急仮設住宅を除く)の供与
- ②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④医療及び助産
- ⑤災害にかかった者の救出
- ⑥災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦学用品等の給与
- ⑧埋葬
- ⑨死体の捜索及び処理
- ⑩災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編に示すとおりである。

(3) 関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助毎に帳票の作成義務があるため、災害時に遅滞なく救助業務を実施する。なお、このために、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておく。

3. 小災害救助

【趣旨】

市において住家が10世帯以上滅失した場合は、茨城県罹災救助基金管理規則に基づき、市は、以下に定める内容で現に救助を要した額の補助を知事より受けることができる。

【対策】

(1) 被服、寝具等の生活必需品の給付

金額は、茨城県災害救助法施行規則別表第1第3項第3号の表に定める額。

(2) 災害による死亡者の埋葬

金額は、茨城県災害救助法施行規則別表第1第9項第3号に定める額。

4. 罹災証明書の交付

(1) 罹災証明書の交付

市は、救助の重複防止のために、次の罹災証明書を交付する。なお、この罹災証明書は、被災者の生活再建に際しての種々の手続きにも使用できるものとする。

また、災害の規模によっては、各種支援制度が整備され、既存の形式では証明内容が不足する事態が予測される。その際には、災害の規模や支援制度に適した書式により証明を行うものとする。

(2) 罹災証明書の交付の実施体制

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

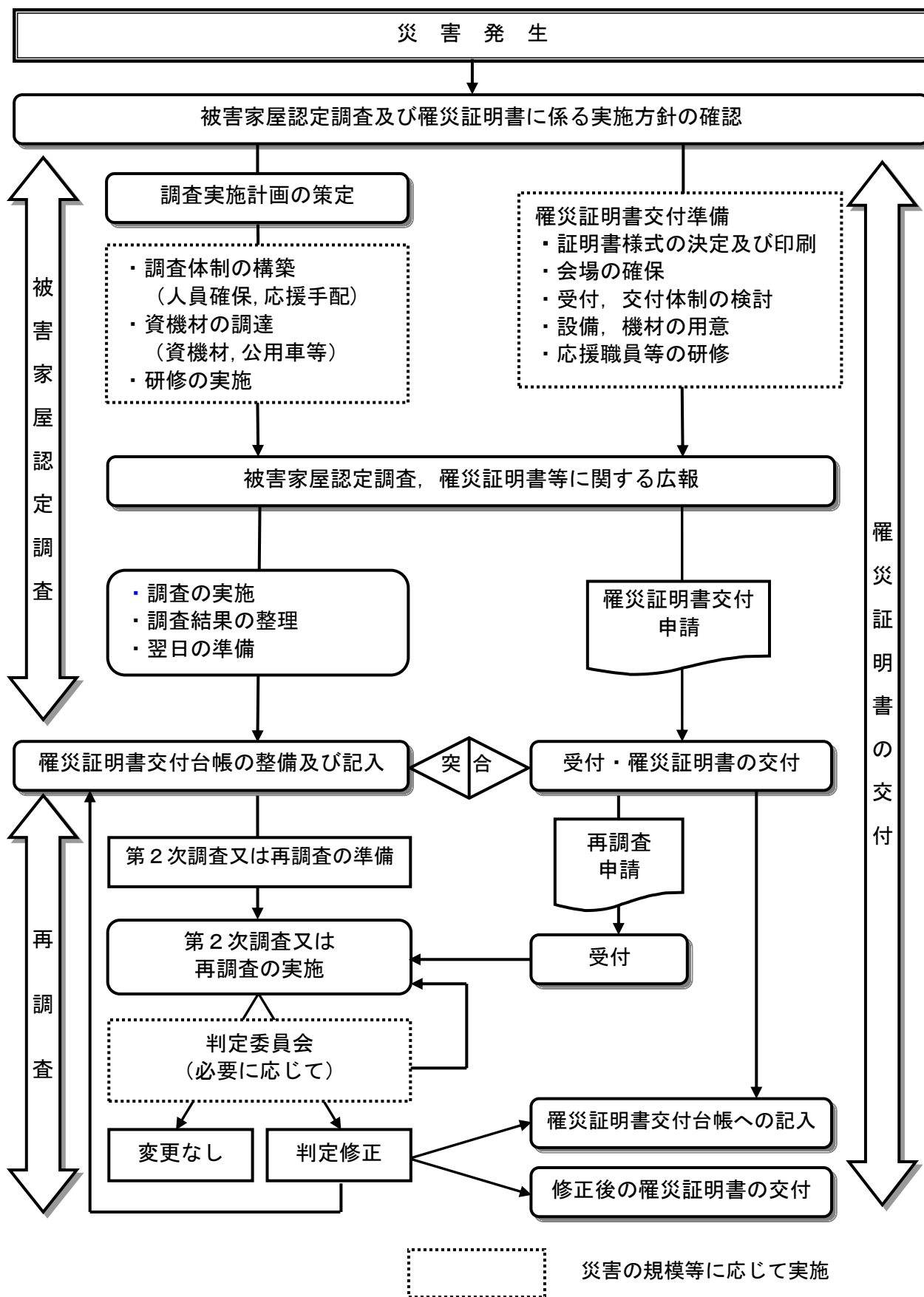
また、市は、罹災証明書の交付等について、著しく対応が遅れる場合には、必要に応じて県に支援を要請するものとする。

なお、市は、被災者生活再建支援システムを活用し、迅速かつ効率的な罹災証明書の交付に努めるものとする。

(3) 罹災証明書の交付に必要な実施体制の強化

市は、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

図 3.6.2 罹災証明書交付の流れ



※資料編

- 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び機関早見表
- 茨城県災害救助法施行細則
- 茨城県罹災救助基金管理規則

第7節 応急復旧

1. 建築物の応急復旧

【趣旨】

市は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、さらなる地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、災害のため住家が半壊もしくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

【留意点】

（1）想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。

（2）要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

【対策】

（1）応急危険度判定

応急危険度判定は次のように実施する。

①判定士等派遣要請・派遣

ア 判定士等派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

イ 判定士等の派遣

県は、市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

ウ 判定士等の受入体制

判定士等は震災後速やかに市内において判定活動にあたるものとする。

また、市は、判定士等の行う判定活動について、必要な支援を行うものとする。

②応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

a 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士等は3日間を限度に判定作業を行う。

c 判定結果の責任については、市が負う。

イ 判定の関係機関

a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士等の指揮、監督を行う。

b 県は、判定士等の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

a 判定作業は、市の指示に従い実施する。

b 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

c 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

d 判定は、原則として「目視」により行う。

e 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

f 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

g 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

③被災宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

a 危険度判定は、被災した市長が行うものとする。

b 県は、被災した市の要請により、当該市の区域内における危険度判定活動を支援する。

c 判定結果の責任については、市長が負う。

イ 判定の関係機関

a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

b 県は、判定士等の派遣計画や後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

a 判定作業は、市長の指示に従い実施する。

b 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会発行)により行う。

c 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ、判定を行う。

d 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

e 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(2) 住宅の応急修理

①基本事項

ア 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

イ 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な

最小限の部分に対して行う。

ウ 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

②資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

(3) 応急仮設住宅の提供

①基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。設置に当たってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

②設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

③設置計画の作成等

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

④設置場所の提供等

ア 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

イ 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

⑤建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

⑥応急仮設住宅の借り上げ等

市は、県が借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等の提供を受け、必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

⑦入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査のうえ、次の基準に基づき決定する。

ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。

a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者並びに要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない未亡人、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、病弱者等

d 特定の資産のない勤労者、中小企業者

e 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

⑧ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、当該市町村の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ当該市に委任することができる。

2. 土木施設の応急復旧

【趣旨】

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急対策実施体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

【留意点】

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や県民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。

このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

各施設を所管する自治体及び事業者は、あらかじめ災害時の施設の応急対策に関し、地域間又は事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。

【対策】

(1) 道路の応急復旧

① 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、市民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

② 応急復旧対策

市は、被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う（「第3章 第4節 2. 緊急輸送」参照。）。

(2) 港湾、漁港の応急復旧

① 被害状況の把握

港湾施設については、国土交通省関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所及び茨城県鹿島港湾事務所が、鹿島灘漁港の施設については鹿島灘漁港の管理者が水域施設、外かく施設、けい留施設等の被害状況を調査する。その際、二次災害のおそれのある被災箇所について、市は、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

② 応急措置の実施

国土交通省関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所、茨城県鹿島港湾事務所及び鹿島灘漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

③復旧作業の実施

国土交通省関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所、茨城県鹿島港湾事務所及び鹿島灘漁港の管理者は、施設の重要性や暫定利用状況に配慮し、計画的に被災施設の復旧工事を実施する。

(3) 鉄道の応急復旧

東日本旅客鉄道株式会社及び鹿島臨海鉄道株式会社は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

【東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）】

鹿島線において被害が発生した場合、東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）は、防災業務実施計画の定めるところにより、千葉支社に支社対策本部を、市内に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

【鹿島臨海鉄道株式会社】

地震により災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、別に定める震災対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。

(4) その他土木施設の応急復旧

①河川、砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

ア 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック（裂け目・ひび割れ・亀裂のこと）等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

イ 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

ウ 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

②農業用施設の応急復旧

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

ア 点検

農地、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂を取り除くなどして、交通の確保を図る。

3. 土砂災害対策

【趣旨】

市では、急傾斜地周辺まで宅地化しているところがある。本震では崩壊が発生しなかった急傾斜地であっても、安定性が低下したために余震やその後の降雨によって崩壊することも考えられるため、急傾斜地の二次災害防止対策を行う必要がある。

【対策】

二次災害を未然に防止し、あるいは最小限に留めるための対策を実施する。

(1) 情報収集及び調査の実施

地震によって急傾斜地等の安定性が低下した場合には、亀裂、湧水、浮き石や転石の発生、竹木等の傾倒など、何らかの変状が見られる可能性が高い。

したがって、市は、崩壊が生じた場合に近隣住民や家屋に及ぼす影響が大きい急傾斜地等について、地震後直ちに近隣住民からの情報収集を開始するとともに、変状の有無、地表水の状況などを調査し、崩壊の危険性がないかどうかを判断する。

(2) 応急対策

調査の結果、危険性が高いと判断された急傾斜地については、関係機関や近隣住民に周知を図り、不安定土砂の除去や仮設防護柵の設置等、応急工事の実施、さらに警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。なお、応急工事に際しては、特に斜面に対する十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

(3) 避難

斜面の変状や、余震の推移、降水状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるとき、市は、近隣住民に対して次のような避難の勧告及び指示を行う。なお、避難の勧告及び指示の伝達等については「第3章 第4節 1. 避難勧告・避難指示（緊急）・避難誘導」に示している。

①事前避難

現時点においては差し迫った危険性はないと考えられるが、地震情報や気象予報を勘案して、念のために避難しておいた方がよいと考えられる場合

②緊急避難

危険が目前に迫り、緊急に避難を行う必要があると判断される場合

③収容避難

一旦避難したが、その場所がさらに危険な状態になったため、他の安全な避難所へ集団で緊急に避難する必要がある場合

(4) 砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、速やかに被害状況を把握し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

4. 水害対策

【趣旨】

市には、北浦及び鰐川の沿岸に重要水防箇所が多数存在している。これらの堤防が地震により被害を受けた場合、その後の余震や水位上昇によって、沿岸地区がさらに大きな危険にさらされるおそれがあるため、河川堤防の二次災害防止対策を行う必要がある。

【対策】

二次災害を未然に防止し、あるいは最小限に留めるための対策を実施する。

(1) 被害あるいは変状についての調査

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤体の亀裂や、湧水の発生など、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

市は、地震発生後直ちに、北浦及び鰐川等の堤防の被害や変状について、近隣住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- ①堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- ②堤防の亀裂の有無
- ③堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- ④周辺における市民及び滞在者の数
- ⑤付近の降雨量
- ⑥その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

調査結果については、県潮来土木事務所及び国土交通省霞ヶ浦河川事務所に報告する。

(2) 応急対策・応急復旧

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や近隣住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(3) 避難

堤防の変状や、余震の推移、降水状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるとき、市は、近隣住民に対して次のような避難の勧告及び指示を行う。なお、避難の勧告及び指示の伝達等については「第3章 第4節 1. 避難勧告・避難指示（緊急）・避難誘導」に示している。

①事前避難

現時点においては差し迫った危険性はないと考えられるが、地震情報や気象予報を勘案して、念のために避難しておいた方がよいと考えられる場合

②緊急避難

危険が目前に迫り、緊急に避難を行う必要があると判断される場合

③収容避難

一旦避難したが、その場所がさらに危険な状態になったため、他の安全な避難所へ集団で緊急に避難する必要がある場合

5. ライフラインの応急復旧

【趣旨】

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

【留意事項】

(1) 被害状況の把握

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。

また、市及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

(2) 事業者間の協力体制の整備

地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、県内及び県外の事業者による協力が必要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図っておくことが必要である。

【対策】

(1) 電力施設の応急復旧（東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社）

① 応急復旧の実施

ア 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

イ 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、総支社及び第一線機関等の本(支)部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

イ 一般情報

○ 気象、地象情報

○ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

○ 対外対応状況

地方公共団体の災害対策本部，官公署，報道機関，需要家等への対応状況

○ その他災害に関する情報(交通状況等)

ii 電力被害情報

○ 電力施設等の被害状況及び復旧状況

○ 停電による主な影響状況

○ 復旧機材，応援隊，食料等に関する事項

○ 従業員の被害状況

○ その他災害に関する情報

b 情報の集約

上級本(支)部は，下級本(支)部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し，総合的被害状況の把握に努め，関係機関に報告する。

c 通話制限

i 災害時の保安通信を確保するため，本(支)部長は，必要と認めるときは，通話制限その他必要な措置を講じる。

ii 非常体制の発令前であっても，保安通信を確保するうえで必要と認めるときは，支店及び第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

ウ 災害時における広報

a 広報活動

災害の発生が予想される場合，又は発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また，災害による断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため，一般公衆に対し広報活動を行う。

i 無断昇柱，無断工事はしないこと。

ii 電柱の倒壊・折損，電線の断線，垂下等設備の異常を発見した場合は，速やかに当社事業所に通報すること。

iii 断線，垂下している電線には絶対に触らないこと。

iv 浸水，雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。

v 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

vi その他事故防止のため留意すべき事項。

b 広報の方法

広報については，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関を通じて行うほか，広報車等により直接当該地域へ周知する。

エ 対策要員の確保

a 対策要員の確保

i 夜間，休日に災害発生のおそれがある場合，あらかじめ定められた各対策要員は，気象，地象情報その他の情報に留意し，非常体制の発令に備える。

ii 非常体制が発令された場合は，対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。

iii 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は，最寄りの事業所に出動し，所属する本(支)部に連絡のうえ，当該事業所において災害対策活動に従事する。

b 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

オ 災害時における復旧資材の確保

a 調達

本(支)部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

i 現地調達

ii 本(支)部相互の流用

b 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

c 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

カ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

キ 災害時における基本方針

a 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

b 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

i 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

ii 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

iii 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

iv 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

ク 復旧計画

a 本(支)部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。

i 復旧応援要員の必要の有無

ii 復旧要員の配置状況

iii 復旧資材の調達

iv 電力系統の復旧方法

v 復旧作業の日程

- vi 仮復旧の完了見込
 - vii 宿泊施設、食料等の手配
 - viii その他必要な対策
- b 上級本(支)部は、前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ケ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

表 3.7.1 電力施設の復旧順位

設備名	復 旧 順 位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線 ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

(2) 電話施設の応急復旧 (東日本電信電話株式会社 (茨城支店))

①電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話 (特設公衆電話) の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合には、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を受けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

②災害時応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電機通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある期間、通信の確保に直接関係のある期間、電力の供給の確保に直接関係のある期間
第二順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係のある期間、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

③復旧を優先する電気通信サービス

- ア 電話サービス（固定系・移動系）
- イ 総合デジタル通信サービス
- ウ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含む）
- エ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- オ 衛星電話サービス

④大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	②に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する。③に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の普及を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くて10日以内*を目標とする。

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東北地方太平洋沖地震の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

(3) 埋設プロパンガス施設の応急復旧（東京ガス株式会社、東部ガス株式会社）

①ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、埋設プロパンガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

ア 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

イ 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

②応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

ア 応急対策

非常災害対策本部は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- a 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報収集
- b 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- c 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
- d 製造所・整圧所・ガバナステーション及びバルブステーションの上空放散
- e ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的シャ断
- f 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- g その他、状況に応じた適切な措置

イ 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- a 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- b 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開
- c 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- d その他、現場の状況により適切な措置

ウ 被害復旧活動資機材の備蓄

- a 製造設備の資機材
架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。
- b 導管材料
緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。
- c 車両・工作機械・計器類
非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

(4) 上水道施設の応急復旧

①上水道停止時の代替措置

応急給水活動を「第3章 第5節 5. 生活救援物資の供給」に示した要領で実施する。

②応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

【応急復旧の行動指針】

- 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

a 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

b 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

c 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

ウ 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

市が協力要請を行った場合、県は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

エ 市民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事实施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。

a 作業体制の確保

災害時は直ちに本局災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。

b 災害復旧資機材の備蓄

i 資材

応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ii 車両、その他機材

緊急工事の協定業者から動員する。

(5) 下水道施設の応急復旧

① 下水道停止時の代替措置

ア 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

イ 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

② 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

市が協力要請を行った場合、県は、被害を受けていない県の処理場での受入れ、及び近隣市処理場への受入れに対する協力依頼など、広域的な相互補完体制の確保に努める。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

a 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浸漬、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

b ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

ウ 市民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

※資料編

- 応急危険度判定フローチャート
- 消毒の実施基準

第8節 事後処理

1. 応急仮設住宅

【趣旨】

災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅や公的住宅の空き家を提供するなど、支援を行うものとする。

また、応急仮設住宅については、「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成24年5月：国土交通省住宅局住宅生産課）の資料も参考とすることが望ましい。

【対策】

（1）応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、救助法が適用された場合は知事が行うものとし、同法の適用に至らなかった場合は市長が実施する。なお、下記の各項の大半は救助法適用の場合の規定であるが、救助法適用に至らない場合もこれに準ずる。（「第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」も参照のこと。）

①期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項の期限内）。

②設置戸数

市は、県に対して仮設住宅の建設を要請し、原則として全焼、全壊又は流失戸数の3割以内で、知事が設置戸数を決定する。

③設置場所

仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

④構造及び規模

建物の形式は軽量鉄骨組立方式で、1戸当りの規模は23.1㎡（7坪）あるいは29.7㎡（9坪）を基準とし、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設する。

⑤建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、一般社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

⑥建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は茨城県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とする。

⑦工事

市の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

(2) 応急仮設住宅の入居者及び管理運営

応急仮設住宅への入居によってそれまで生活していたコミュニティを喪失され、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティ単位での入居を進め、その後の管理運営に当たっても、入居者の精神的な回復が図れるよう留意する。

①入居者の選定

市は、県に協力して被災者の状況を調査し、これを踏まえて、県が次の基準により入居者を決定する。救助法適用に至らない場合もこれに準ずる。また、民生委員等の意見を参考にするとともに、要配慮者の優先入居にも努めるものとする。

ア 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

イ 居住する住家がない者であること

ウ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者並びに要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない未亡人、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、病弱者等

d 特定の資産のない勤労者、中小企業者

e 前各号に準ずる経済的弱者

②管理運営

救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じて市は県から管理の委任を受ける。救助法適用に至らない場合は市が管理する。

応急仮設住宅地区の運営に当たっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により生活支援の活動を行う。

(3) 公的住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市の公的住宅等に空き家がある場合は、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に対し優先的に提供する。

(4) 野外収容施設の設置

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適切な収容施設がないとき又は収容施設に全員を収容できないときは、必要に応じ付近の適当な場所にテント等野外施設を設置する。

2. 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去

【趣旨】

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮したうえで、市は、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

災害廃棄物は、一般廃棄物に区別されることから、市が主体性をもって対応する必要がある。

しかしながら、市単独で処理できない災害ごみが発生した場合は、県や市町村間の協力が必要なたため、平時から連携体制を構築する。

【留意点】

（1）災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計

市は、ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時の災害廃棄物及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。

（2）広域処理体制の整備

清掃事業は、各市町村が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、市は、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。

（3）防疫措置体制の整備

市は、防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。

（4）被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保

市は、応急的な避難所等で避難生活が夏期に遭遇したり長期化する場合等では、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。

（5）食品の安全確保

市は、被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。

【対策】

（1）災害廃棄物の処理

①災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計

ア 災害廃棄物発生量の推計

市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位^{*}を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。

また、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

※発生原単位とは、平成26年3月に環境省で作成した【技1-11-1-1】災害廃棄物（避難ごみ、し尿を除く）の推進方向に基づいた値

災害廃棄物の発生原単位

建物被害等	発生原単位
全壊	117 トン／棟
半壊	23 トン／棟
床上浸水	4.06 トン／世帯
床下浸水	0.62 トン／世帯
津波堆積物	0.024 トン／m ³

イ 作業体制の確保

市は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

ウ 処理対策

a 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

b 住民への広報

市は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。

c 処理の実施

市は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

県は、市の被害状況等から必要に応じて、市の行う災害廃棄物処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他市町村との広域的な支援体制の構築等を行う。

エ 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

市は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的にを行う。

オ 連携体制の確保

県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。

さらに、市及び県は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

カ 災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等をまとめた茨城県災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を進めるものとする。

市は、県の災害廃棄物処理計画を踏まえ、鹿嶋市災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

(2) し尿処理

①し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、市は、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画の策定をする。

②作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

③し尿処理対策

ア 状況把握

市は、職員による巡視、市民からの電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

ウ 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

エ 収集運搬

a 被災の状況に応じ市の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理するものとする。

b 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市を通じ業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬するものとする。また、必要があれば、県に応援を要請する。

オ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理する。一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣市に依頼し、処理を要請する。

④し尿処理の広域応援体制

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

(3) 防疫

災害による衛生環境の悪化や、被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に伝染病等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図るものとする。

①組織体制整備

市は、伝染病など感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、保険福祉担当部内及び保健所に防疫関係の組織を設置するとともに、県が市町村の防疫担当者を対象

として行う研修も活用して、必要な教育訓練を行う。

②防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、気象庁、県、警察及び消防等とも連絡をとり、その被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる伝染病患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

③防疫計画及び対応策

市は、地理的環境諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、県とも協議して、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

防疫業務の実施方法は次のとおりである。

ア 清掃方法

伝染病患者及び保菌者発生家屋内外、便所、給食施設の清掃

イ 消毒方法

薬品による消毒の実施

ウ 鼠族昆虫等駆除方法

汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去

エ 臨時の予防接種

伝染病予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。

オ 検病調査

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。

④消毒薬品・器具機材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、薬業団体、近隣市、県などの協力を求める。

ア 機材

市が保有している消毒用噴霧機等の整備点検を行うとともに、他の関係機関から借用する。

イ 薬剤

市で備蓄保管している薬剤を確認し、不足分については県にあっせんを要請するとともに、業者より購入する。

⑤防疫措置等の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

ア 防疫班の編成

防疫班は、担当部を中心として、応援職員及び作業員等により編成する。

イ 消毒の実施

浸水家屋、鼠族昆虫駆除等の消毒は、次の基準による。

表 3.8.1 消毒の実施基準

浸水程度	クレゾール (家庭配布用, 室内)	生石灰 (家庭配布用, 便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配布用)
床 上	1戸当り 200グラム	1戸当り 6キログラム	1戸当り 200グラム
床 下	1戸当り 100グラム	1戸当り 6キログラム	

なお, 市民においても, 行政委員等を通じて上記の基準により配布された薬剤を用いて, 自ら家屋等の消毒を行うよう指導する。

⑥食品衛生指導及び検査の実施

保健所の食品衛生監視員は, 被災地の炊き出し場所, 避難所及び仮設住宅等における食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに, 必要に応じ, 弁当等の検査を行う。

⑦患者等の措置

被災地において, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合, 同法に基づき適正な措置を講ずるほか, 交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は, 近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

⑧予防教育及び広報活動の実施

市は, 平常時から, 災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。応急的な避難所などで避難生活が夏期において, 長期化する場合などでは, 避難所等における衛生確保を図るとともに, 同様の教育を行う。

また, 災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともに, パンフレット, 広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

⑨給食施設の衛生指導

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため, 炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導を行う。

⑩記録の整備及び状況等の報告

市は, 警察, 消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し, その状況や防疫活動状況等を潮来保健所長に報告する。

⑪医療ボランティア

市は, 必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し, 消毒の指導等について協力をあおぐ。

⑫その他

その他, 災害防疫の実施に当たっては, 災害防疫実施要綱(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)より行う。

(4) 障害物の除去

地震による倒壊物・落下物等による障害物は, 応急対策活動に支障となるばかりでなく, 市民生活の復旧ペースに影響することが予想される。

このため, 処理施設の被害や交通状況等を十分考慮したうえで, 大量の解体・がれき処理等の活動を迅速に行い, 応急対策活動の円滑化, 市民生活の復旧を促進するものとする。

①建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、当該市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②道路関係障害物の除去

市は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

③市による障害物除去の実施

ア 障害物除去の実施者

道路以外の日常生活に欠かすことのできない場所においては、災害救助法を適用した場合は知事が行うが、同法が適用されない場合は市長が行う（「第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」も参照のこと。）。

イ 作業体制の確保

障害物の除去は市により行うが、迅速に障害物の除去、解体及びがれき処理を行うには資機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間事業者の協力のもとに、平常作業員及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。

また、あらかじめ近隣市、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

さらに市は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、県を通じ派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。

ウ 障害物除去基準

障害物除去の基準は以下のとおりとする。

a 対象

- i 日常生活に欠くことのできない場所（居宅、炊事場、便所等）で、自分の資力をもって障害物の除去ができないもの
- ii 半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋に及ぶものとする。
- iii 障害物除去対象者は、次により選定する。
 - 生活保護受給者を第一次順位とする。
 - 半壊等の損害の著しき者を第二次順位とする。

b 期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内で市が指定した日数とする。

エ 障害物除去の実施

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路及び河川・港湾・漁港施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

a 建築関係障害物

市は、災害によって破損あるいは倒壊した建物、又は建物周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

b 道路関係障害物

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

る。（「第3章 第4節 2. 緊急輸送」を参照のこと。）

c 河川・港湾・漁港関係障害物

市は河川、港湾及び漁港管理者の協力を得て、各管理者が所管する河川、港湾及び漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

オ がれき処理

除去、解体した障害物（がれき）は、最終的な処分方法を決定するまで、定められた場所に仮置きし、有害物や再資源化可能なもの等に分別するものとする。野焼きによる処分は有害物質の発生をもたらすため行わない。

a 集積場所の確保

震災によって発生するがれきは、建物の倒壊状況によっては大量になる可能性がある。市は、生活に支障のない公共用地等に一時集積するとともに、近隣市に対して集積場所の確保を要請する。

集積場所としては、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

i 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を選ぶものとする。

ii 国有地、県有地、市有地に適当な場所がないときは私有地を使用するが、やむを得ざるとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理は万全を期するものとする。

b 分別処理の努力

がれきは可能な限り分別を行うことが望ましいことから、集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。

c 最終処分場の確保

がれき等（災害廃棄物）の処理・処分を円滑に行うために、県が処理施設や最終処分場の確保を図ることから、市は、近隣市や民間の廃棄物処理業者等とともに、これに協力する。

3. 行方不明者等の搜索

【趣旨】

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

【留意点】

(1) 医師会、歯科医師会等との協力体制

死者が多数発生した場合は、死体の身元確認、検案は救護班のみでは困難となると考えられ、医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。

(2) 周辺自治体との協力

死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市町村の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力の下、速やかな火葬により人心の安定を図る必要がある。

(3) 衛生状態への配慮

死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。

(4) 死者の人格の尊重

災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。

【対策】

(1) 搜索及び遺体処理の実施

救助法が適用された場合の搜索及び収容並びに埋葬は知事が行うが、知事の職権の一部が委任された場合は、市長が行うものとする。また、救助法が適用されない場合は、市長が行うものとする。

救助法適用の場合の搜索及び遺体処理は、次の基準で実施するものとし、救助法適用に至らなかった場合もこれに準ずる。（「第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」も参照のこと。）

- ①災害時において死亡していると推定される者及び死亡した者の遺体について、関係機関は、一致協力して遺体の発見に努力する。
- ②発見された遺体、漂着した遺体、その他の災害による遺体は、知事又は市長が開設した遺体収容所へ収容する。
- ③市長は、遺体収容所を開設できるように、公共施設等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておくものとする。
- ④期間は災害発生の日から10日以内とする。

(2) 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にある者や、周囲の事情によりすでに死亡していると

推定される行方不明者等を、消防職員、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等の協力を得て、捜索隊及び作業班を編成して捜索する。この場合、警察と連絡をとり、協力を得て、作業の円滑を図るものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、市は、県、近隣市、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは「第3章 第3節 応援・受援」を参照のこと。

(3) 遺体の処理

遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市が行う。さらに、県及び市だけでは対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は当該市からの要請に基づき、周辺市町村に応援を要請するものとする。

①遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市は、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

②検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、医師の協力を得て実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県、日本赤十字社茨城県支部、関東信越地方医務局等へ協力を依頼するものとする。

③遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市が設置する遺体収容所(安置所)に収容する。

ア 遺体収容所の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共施設、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

死者が多数発生した場合は、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて、近隣市に収容所の設置・運営の協力を要請するものとする。

イ 棺等の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を近隣市、業者の協力を得て十分に行う。

ウ 身元不明遺体の集中安置

身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨・遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、公共施設等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

エ 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を記載して、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ、1体毎に表示して

納棺する。また、市長は、埋火葬許可証を発行する。

縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引渡すものとする。

(4) 遺体の火葬

市は速やかに遺体の処理を行うものとする。

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、救助法適用時には県が行うこともある。

①他市町村への協力要請

死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられるため、被害が軽微な近隣市に対して火葬場の利用を要請する。近隣市でも対応が不可能な場合は、県を通じて千葉県内市町村にも応援を要請するものとする。

②緊急措置

ア 火葬場が確保できない場合は、応急仮設火葬場を設置し火葬する。応急仮設火葬場は、知事の許可を受けて設置する。

イ 死者が多数のため一時的に火葬処理が困難なときは、市の指定した場所へ土葬する。

ウ 災害応急埋葬場は、墓地並びに各寺院等の墓地の中に場所を確保する。

③身元不明遺体の処理

身元不明遺体については、遺体処理票及び遺留品処理票の作成や、遺体の撮影を行い、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全に努めたうえで、市民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬を実施する。

遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。無縁の遺骨は、無縁墓地に埋葬するものとする。

(5) 費用

市が支弁できる費用は、茨城県災害救助法施行細則に準ずる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

1. 義援金品の募集及び配分

【趣旨】

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を迅速に講ずるものとする。

【留意点】

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

(2) 義援金の公平かつ適正な配分

被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(3) 手続の迅速化

市は、被災者に対する義援金の募集及び配分等の手続について、関係機関、団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。

【対策】

(1) 義援金品の募集及び受付

市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分考慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

(2) 委員会の開催

県では、被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置することから、市は委員会の決定に従って義援金を被災者に配分する。

ただし、県において委員会が設置されない場合は、災害対策本部会議において、市に寄託された義援金の取扱いを検討し、委員会設置の場合に準じて配分を行う。

①委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

②委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成され、被害の状況によってはその他の関係機関、団体等が構成員に加えられる。

- ア 茨城県
- イ 茨城県市長会
- ウ 茨城県町村会
- エ 日本赤十字社茨城県支部
- オ 茨城県共同募金会
- カ 株式会社茨城新聞
- キ 株式会社茨城放送

(3) 義援金品の保管

市は、寄託された被災者に対する義援金品について、適正に保管する。委員会が設置された場合は、委員会が市より義援金を引継ぎ、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

(4) 義援金品の配分

①配分方法の決定

委員会は、市等の受付機関で受付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

②配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

③配分の公表

委員会では、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

【趣旨】

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、震災時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、関係機関、団体等と協力し、弔慰金・見舞金の支給並びに各種資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

【留意点】

（1）被災者への広報及び相談窓口の設置

市は、被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。

（2）事務処理の迅速化

市は、被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。

【対策】

（1）災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

市は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)」に基づく市条例を定め、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

表 4.1.1 災害弔慰金の支給

対象災害	・当該市町村において住家が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国 (1/2) , 県 (1/4) , 市町村 (1/4)

表 4.1.2 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障害程度	<p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明した者 ②咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ①生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2), 県(1/4), 市町村(1/4)

表 4.1.3 災害援護資金の貸付

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯主の1カ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全壊か滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 <p>()は特別の事情がある場合</p>		
貸付条件	所得制限	世帯人数	
		市町村民税における前年の総所得金額	
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額		
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする			
貸付利率	年3% (据置期間中は無利子)		
据置期間	3年 (特別な事情のある場合は5年)		
償還期間	10年 (据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		
貸付原資負担	国(2/3), 県(1/3)		

(※支援金の申請受付は平成30年4月10日で終了)

(2) 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

市は、県の委託を受けて支援金の支給に関する事務を行う。

表 4.1.4 災害見舞金の支給

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの 1. 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1. の災害により発生したその他の市町村での災害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円

(3) 生活福祉資金の貸付

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した低所得世帯に対しては、生活福祉資金の特例措置として、当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が講じられた経緯がある。

-表 4.1.5 生活福祉資金 資金種類等一覧

資金種類		対象世帯	貸付条件							
			貸付限度額	据置期間	償還期間	利子				
低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯								
総合支援資金 (※1)	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	●	—	—	(二人以上世帯) 月200千円 (単身世帯) 月150千円	6月 (※2)	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用(原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。)	●	—	—	400千円				
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	—	—	600千円				
福祉資金	福祉費 資金の目的	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600千円	6月 (※2)	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	(6月程度) 1,300千円 (1年程度) 2,200千円 (2年程度) 4,000千円 (3年以内) 5,800千円				8年
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500千円				7年
		福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700千円				8年
		障害者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500千円				8年
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136千円				10年
		負債又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	(1年以内) 1,700千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300千円				5年
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	(1年以内) 1,700千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300千円				5年
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500千円				7年
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500千円				3年
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500千円				3年
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500千円				3年
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500千円	3年				
	緊急小口資金 (※1)		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	●	●	●	100千円	2月 (※2)	12月	無利子
	教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	—	—	(高校) 月35千円 (高専) 月60千円 (短大) 月60千円 (大学) 月65千円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後 6月	20年	無利子
修学支度費		低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	—	—	500千円				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	—	●	・居住している不動産(土地)の評価額の7割程度 ・月300千円	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	—	●	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割) ・貸付基本額(当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額)	契約終了後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2 災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を伸長することができる。

※3 総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで延長することができる。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

表 4.1.6 母子父子寡婦福祉資金の貸付

住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母，父子家庭の父又は寡婦
	貸付限度	150 万円以内。（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年 1.0%。ただし措置期間中は無利子）

(5) 農林漁業復旧資金

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号，以下「天災融資法」という。）」及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

市は、これらの資金を受けられるよう配慮する。また、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済について指導する。

①天災融資法に基づく融資

天災融資法第 2 条第 1 項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林水産業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の内容は以下のとおりである。

ア 貸付の相手方	被害農林漁業者
イ 貸付対象事業	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る），家畜，家きん，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る），稚魚，稚貝，餌料，漁業用燃油等の購入資金，漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金，その他農林漁業の経営に必要な資金
ウ 貸付利息	年 6.5%以内（利率はその都度定める。）
エ 償還期間	6 年以内（ただし，激甚災害のときは 7 年以内）
オ 貸付限度	被害農林漁業者当たり 200 万円以内（激甚災害のときは 250 万円）
カ 貸付機関	農業協同組合，漁業協同組合又は金融機関
キ その他：	市長の被害認定が必要である。

②茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

ア 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第 2 条第 14 号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

a 貸付の相手方	被害農林漁業者
b 貸付対象事業	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具，家畜，しいたけほだ木，漁具，稚魚，稚貝，餌料，漁業用燃油等の購入資金，漁船の建造又は取得に必要な資金，その他農林漁業の経営に必要な資金

c 貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
d 償還期限	12年以内（共同利用施設は15年以内）
e 貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
f 貸付機関	農業協同組合、漁業協同組合又は金融機関
g その他	市長の被害認定が必要である。

イ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

a 貸付の相手方	被害組合
b 貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
c 貸付利率	6.5%以内
d 償還期限	3年以内
e 貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
f 貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

ウ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

a 貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
b 貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
c 貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
d 償還期限	12年以内
e 貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
f 貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
g その他	市長の被害認定が必要

③株式会社日本政策金融公庫

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

ア 償還期限	<共同利用施設> 20年（据置期間3年を含む。）以内 <主務大臣指定施設> 15年（据置期間3年を含む。）以内
イ 貸付利率	※公庫所定の利率による
ウ 貸付限度額	<共同利用施設> 貸付対象事業費の80% <主務大臣指定施設> 貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円のいずれか低い額）
エ 担保	保証若しくは担保
オ その他	農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

④農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185

号)に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

(6) 中小企業復興資金

市及び県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施し、国に対しても要望する。

①資金需要の把握連絡通報

市及び県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

②貸金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

市及び県は、市を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

③中小企業者に対する金融制度の周知

市は、中小企業関係団体とともに、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

④その他の措置

県は、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

(7) 住宅復興資金

住宅金融公庫は、災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

①災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
イ 貸付限度	原則1,500万円以内
ウ 土地取得費	原則970万円以内
エ 整地費	400万円以内
オ 償還期間	a 木造(一般)25年以内 b 耐火、準耐火、木造(耐久性)35年以内

②新築購入、リ・ユース(中古住宅)購入資金

ア 貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50㎡(共同建ての場合は30㎡)以上
---------	--

	175 m ² 以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
イ 貸付限度	①新築住宅 原則 2,470 万円以内（土地取得資金を含む） ②リ・ユース住宅 原則 2,170 万円以内（土地取得資金を含む）
ウ 償還期間	25～35 年以内

③補修資金

ア 貸付対象者	補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
イ 貸付限度	660 万円以内
ウ 移転費	400 万円以内
エ 整地費	400 万円以内
オ 償還期間	20 年以内

④災害特別貸付金

市は、災害により市内の滅失家屋が概ね 10 戸以上となった場合、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構首都圏広域事業本部（地域業務第一部）に申し出るとともに、罹災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

3. 租税及び公共料金等の特例措置

【趣旨】

市及び県、国、その他関係機関は、地震により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

これらの対策が活用されるよう、市及び関係機関は、被災者に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていく。また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める。

【留意点】

(1) 広報の徹底

市は、災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

(2) 手続きの簡素化及び迅速化

市は、災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。

【対策】

(1) 租税の徴収猶予及び減免の措置

市、県及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(2) その他公共料金の特例措置

① 郵政事業（日本郵便株式会社）

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、市については、鹿嶋郵便局長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、市については、関東郵政局長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支社及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

② 通信事業（東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店））

東日本電信電話株式会社は、「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免することがある。

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれ

があるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

③電気事業（東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社）

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

④都市ガス事業（東京ガス株式会社，東部ガス株式会社）

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の許可が必要。

ア 被災者のガス料金の早取期間及び支払い期限の延伸

イ 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も，上記アを適用する。

4. 雇用対策

【趣旨】

地震により離職を余儀なくされた被災者に対し、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。

また、市は県と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。

【留意点】

(1) 広報の徹底

雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

(2) 手続の簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化、迅速化に努めることが必要である。

【対策】

(1) 離職者への措置

常陸鹿嶋公共職業安定所長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

①窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

②公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

③諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

④就職のあっせん

市長は、市に災害救助法が適用された場合は市内の労務需要を把握し、国に労働者のあっせんに要請する。

市は、県、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し、再就職を支援する。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

①証明書による失業の認定

常陸鹿嶋公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

②激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

常陸鹿嶋公共職業安定所長は、激甚災害の指定を受けた場合、激甚法第25条の規定に基づき、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

③雇用調整助成金の特例適用の要請

常陸鹿嶋公共職業安定所長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

ア 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

イ 被災地域以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

ウ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

(3) 被災事業主に関する措置

県は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5. 住宅建設の促進

【趣旨】

自力での住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市は災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施し、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

【留意点】

- (1) 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため市町村の災害住宅建設計画、復旧計画の作成を指導し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援方法を検討することが必要である。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。

【対策】

県は、市だけで住宅の建設・復旧に対応可能かどうかを含めて検討のうえ、市と県との役割分担を決定し、併せて市への支援内容を決定する。

(1) 建設計画

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

(2) 建設事業の実施

市及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設に当たっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

(3) 入居者の選定

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

(4) 独立行政法人住宅金融支援機構の利用

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害により滅失した家屋の所有者が、自らの居住あるいは賃貸のために家屋を建設、購入、若しくは補修しようとするとき、公庫より必要な資金の貸付が受けられる（「第4章 第1節 2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 【対策】 (7) 住宅復興資金」参照）。したがって、市は、この災害復興住宅資金の融資について、借入手続きの指導等を行う。

6. 被災者生活再建支援法の適用

【趣旨】

市町村単位又は県の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

【留意点】

（１）住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、救助法担当者との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

（２）支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

【対策】

（１）被害状況の把握及び被災世帯の設定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

①被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう（支援法第2条第2号）。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

②住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（第3章 第6節 1. 災害救助法の適用手続き）

（２）支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に

係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）

- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- ④ ①又は②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- ⑤ ③又は④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

(3) 支援法の適用手続き

①市の被害状況報告

市長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができるものとする。

②県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

なお、知事は、支援法が適用されたことを市に通知する。

(4) 支援金の支給額

①複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-ア) 解体(1-(1)-イ) 長期避難(1-(1)-ウ)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊(1-(1)-4エ)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

②単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-ア)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
解体(1-(1)-イ)	賃借	75	37.5	112.5
長期避難(1-(1)-ウ)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

(5) 支援金支給申請手続き

①支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

②必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 罹災証明書類

③支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等取りまとめのうえ、速やかに県に送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

■ 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

7. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

【趣旨】

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「被災者支援法という。」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

【留意点】

被災者支援法の適用における留意点を準用（第4章 第1節 6. 被災者生活再建支援法の適用）

【対策】

（1）被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

①被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害により住家が全壊した世帯

イ 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（イに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

エ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

②住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

（2）補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

①県内において被災者支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害

②県内において被災者支援法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

（3）補助事業の適用手続

①市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

②補助事業適用の通知

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、市長に対し、補助事業適用を通知する。

(4) 支援金の支給額

①複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

②単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

(5) 支援金支給申請手続

①支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

②必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 罹災証明書類

(6) 支援金の支給

市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

(7) 市への補助

県は、被災世帯へ支援金を支給した市に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第2節 被災施設の復旧

【趣旨】

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、災害の再発を防止するため、必要に応じて施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える復旧事業計画を策定し、早期復旧を目標にしながら、その実施を図るものとする。

【留意点】

(1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、震災時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制を整備が必要である。

(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(3) 市と県及び国の密接な連携の確保

都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるために、市は、県及び国との密接な連携を図ることが必要である。

【対策】

(1) 災害復旧事業計画の作成

市は、所管する公共施設について、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針は以下のとおりである。

①災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

②災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設事業復旧計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上、下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

(2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市及び関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、県又は国が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号、以下「国庫負担法」という。）その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚法に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

①法律等に基づき一部を負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

②激甚災害に係る財政援助措置

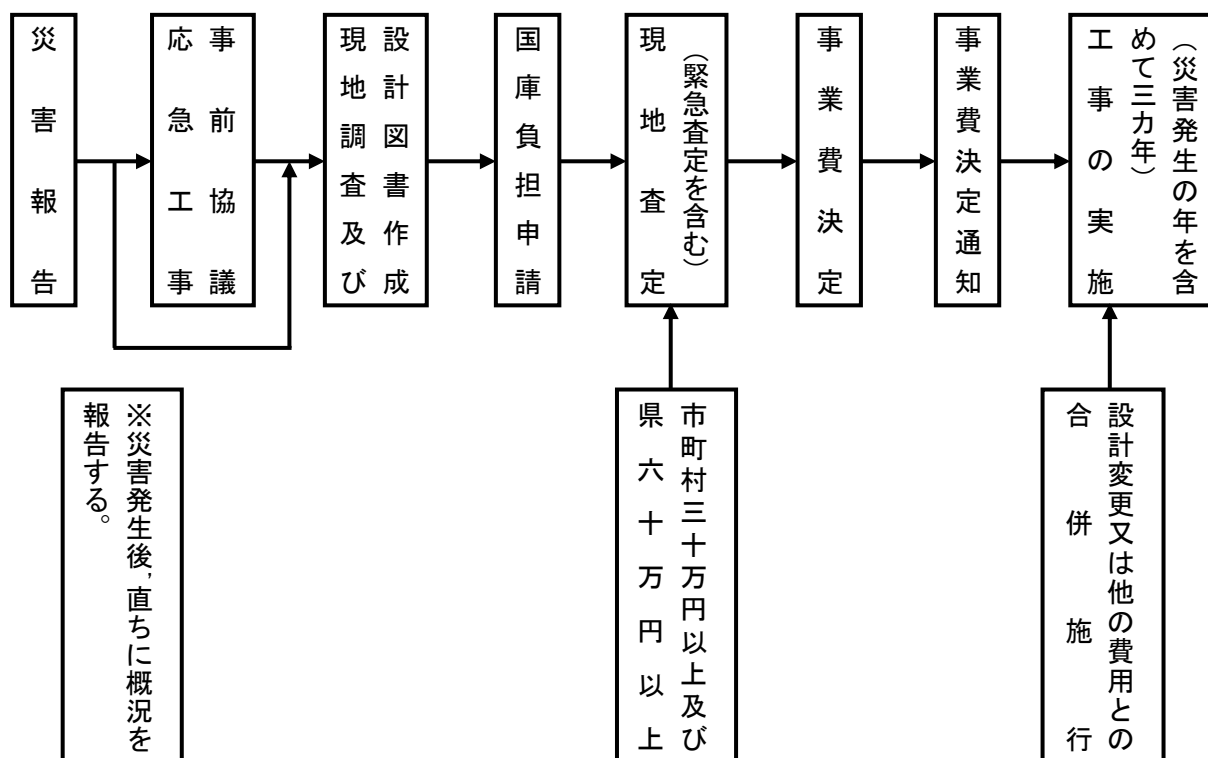
災害対策基本法に規定する激甚災害が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚法に基づく激甚災害の指定が受けられるよう措置し、下記の公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。（激甚災害の基準や指定手続きについては「第 4 章 第 3 節 激甚災害の指定」を参照）

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助（以下の各法に規定する施設）

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（公共土木施設）
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（公立学校の施設）
- c 公営住宅法（公営住宅又は共同施設）
- d 生活保護法（保護施設）
- e 児童福祉法（児童福祉施設）
- f 老人福祉法（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）
- g 障害者福祉法（身体障害者更正援護施設）
- h 売春防止法（婦人保護施設）
- i 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症指定医療機関）

- イ 農林水産業施設等の災害復旧事業等に係る補助
 - a 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（農地，農業用施設，林道，農林水産業共同利用施設）
 - b 森林災害復旧事業
- ウ その他の施設災害復旧事業に対する補助
 - a 社会教育法（公民館，図書館，体育館その他の社会教育に関する施設）
 - b 学校教育法（私立学校）

図 4. 2. 1 公共土木施設災害復旧取扱い手続き



(3) 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた公共施設の復旧を迅速に行うため，市，県，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関等は，復旧事業の事業費が決定され次第，早期に実施するため，必要な職員の配備，職員の応援及び派遣等について措置する。

(4) 解体，がれき処理

①作業体制の確保

市は，迅速に解体及びがれき処理を行うため，平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また，あらかじめ近隣市，民間の廃棄物処理業者，土木・運送業者等に対して，災害時における人員，資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

②処理対策

ア 状況把握

市は，職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

イ 処理の実施

市は、アに基づき、住宅、所管の道路及び河川・港湾施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

ウ 仮置場の確保

市は、解体収集後のがれき等を集積するための仮置場を確保する。集積面積が不足する場合は、生活に支障のない公共用地を中心に一時集積するとともに、近隣市に対して集積地の確保を要請する。

エ 再生利用・最終処分

市は、がれき等の処理・処分に当たっては、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。

オ 石綿飛散防止対策

市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成 29 年 9 月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

第3節 激甚災害の指定

【趣旨】

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

【留意事項】

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

【対策】

（1）基本方向の決定

大規模な地震、風水害等による災害の発生後、市は、復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の指定を受けた場合には「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の規定も踏まえて、適切な復旧計画を実施することとする。

すなわち、大規模な地震や風水害等による災害の発生後、市は、被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

また、必要と考えられる場合には速やかに、災害復興対策本部の設置、基本方向に沿った復興計画の作成、関連事務手続き等を行うこととする。

なお、復旧・復興に当たっては市民の意向を十分に尊重し、市と市民との協働により計画的に事業を進めるものとする。また、復旧・復興の推進のために、県や国の協力を求めるものとする。

（2）激甚災害の指定

大規模な地震や風水害等による被害規模が甚大な場合には、激甚法に基づく財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

（3）災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するものとする。

大規模な地震や風水害等の被災後に迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激

甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせる。

県の関係部局は施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を取りまとめたのち、知事に報告することとなっている。

(4) 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

なお、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

表 4.3.1 激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条（特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.5</p> <p>(B基準) 事業査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 25</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5</p>
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5</p> <p>(B基準) 事業査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年の農業所得推定額 × 100 分の 4</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円</p>
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。</p>
法第8条（天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>次のいずれかに該当する被害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 (B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上ある者 (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国林業所得生産部門）推定額×100 分の 1</p>
<p>法 12 条，（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 (2) ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助），第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助），第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関するの特例）</p>	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害当該事業が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第 22 条（罹災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸以上 (B 基準) 次の 1, 2 のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10% 以上 2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 20% 以上</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度，被害の実情に応じ個別に考慮

第4節 復興計画の作成

【趣旨】

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。

これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

【留意点】

(1) 迅速な意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(2) 事前復興対策の実施

復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

(3) 国、県、市間の密接な連携

復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市町村間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、市間が密接に連携することが必要である。

(4) 民意の反映

復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。その際、女性や高齢者などからの多様な意見を反映できるよう配慮するものとする。

【対策】

(1) 事前復興対策の実施

被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては、平常時から復興マニュアルとして整備しておく。

①復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の

合意形成等，復興対策の手順をあらかじめ整理しておくものとする。

②復興基礎データの整備

市は，復興対策に必要な測量図面，建物現況，土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し，データベース化を図るよう努めるものとする。

(2) 復興対策本部の設置

市は，被害状況を速やかに把握し，災害復興の必要性を確認した場合に，市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

(3) 復興方針・計画の策定

①災害復興方針の策定

市は，学識経験者，有識者，市議会議員，市村民代表，行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し，復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は，速やかにその内容を市民に公表する。

②復興計画の策定

市は，災害復興方針に基づき，具体的な復興計画の策定を行う。本計画では，市街地復興に関する計画，産業復興に関する計画，生活復興に関する計画，及びその事業手法，財源確保，推進体制に関する事項について定める。

なお，大規模災害を受けた場合は，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針に即して，復興計画の策定を行う。

(4) 復興事業の実施

①被災市街地復興推進地域の指定

市は，被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により，都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し，建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域の決定は，通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

②復興事業の実施

ア 専管部署の設置

市は，災害復興に関する専管部署を設置する。

イ 復興事業の実施

市は，復興に関する専管部署を中心に，復興計画に基づき，県及び国と連携して復興事業を推進する。